

甲府市史研究

第 8 号

龍華山永慶寺の建築について.....	渡辺洋子(1)
満州事変期の軍国熱と排外熱.....	小菅信子(31)
— 甲府市を事例として —	
要害山城の構造.....	千田嘉博(42)
甲府市善光寺藏『善光寺如来縁伝』考.....	吉原浩人(52)
武田道造軒信綱考.....	須藤茂樹(68)
承久の乱と甲斐源氏—有馬陣の横幕の地を尋ねて—.....	渡辺政之助(82)
土着—初期甲斐源氏の籠草造り—.....	ラインハルト・フェルナー(90)
<hr/>	
市史の広場.....(87)	関係者名簿.....(102)
甲府に住んでー井 庄一	小池真奈美 編集後記.....(103)
山梨の民話にあらわされる動物	宮澤富美恵

1990.10

甲府市市史編さん委員会



写真1 「善光寺如来絵伝」甲本第一幅
(以下写真6まで吉原論文参照)



写真2 「善光寺如来繪伝」甲本第二幅



写真3 「善光寺如来繪伝」乙本第一幅



写真4 「善光寺如来繪伝」乙本第二幅

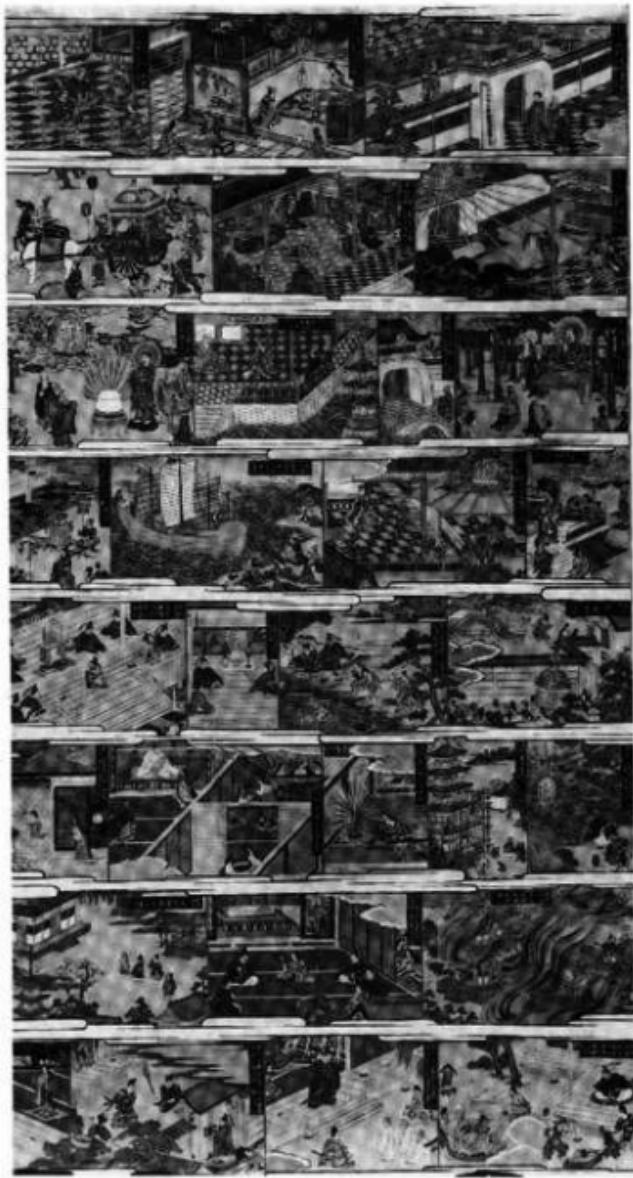


写真5 「善光寺如来繪伝」丙本第一幅



写真 6 「善光寺如来縁伝」丙木第二幅

龍華山永慶寺の建築について

渡辺洋子

一 はじめに

江戸中期、宝永元年（一七〇四）から享保九年（一七二四）までの柳沢家領有期は近世甲府城下にとって繁栄の時代であるとされる。特に都市の整備、施設建設が行われ、物資の流通が活発化するなど、都市をとりまく生活環境は著しく向上した。のみならず仏教、特に禅宗に信仰の燃い柳沢家は府中近郊の岩槻村に菩提寺として龍華山永慶寺を造営しておる。

この寺院は柳沢吉里の大和郡山転封に伴って取り壊されたが、詳しく後述するよう伽藍の建築は一部甲府近隣の他の寺院に移築されたと言われており、旧永慶寺の伽藍あとには現在護国神社が祀られている（写真1）。

柳沢家は大和郡山に転封ののち、同名の寺をかの地に新たに設け菩提寺としたが、この郡山永慶寺に現在も岩槻村永慶寺伽藍の配置図面が残されている。赤岡重衡氏による同図の模写が現在山梨県立図書館に収蔵され、かつ池谷覚愚氏が郡山永慶寺の了承をえて図面を二部複製化し、一部を山梨県教育委員会に寄贈、一部を自家保存



写真1 旧永慶寺あと護国神社

している。さらに池谷氏は「旧龍華山永慶寺」と題してこの配図史の史料紹介を「甲斐路」に行っている。同史料はきわめて重要な史料であり、本稿では以下「伽藍配図」と呼ぶことにする。

また赤岡氏は旧永慶寺伽藍あとについて各建物のおおよその位置を推定した「永慶寺復原図」・「廢永慶寺推定復原図」を作成しており、現在山梨県立図書館に見ることができる。

さて、岩槻村に建立された永慶寺から他の諸寺に移築された建築のひとつと言わるのが、現在の甲府市古府中町、大泉寺の總門（篠門）である。この他にもかつて永慶寺から建築を移築されたという伝承をもつ寺が何ヶ寺があるようである。多くは移築後に火災などの理由によって遺構を失ったといふが、古府中町にある臨濟宗寺院、禪林院の本堂は当時の建物が残されているらしいと伝えられ、建築史学的調査を行う必要性が高い。

本稿では柳沢時代に造営された龍華山永慶寺を対象とし、第一にその造営の様相、および諸建築の形態を出来る限り明らかにすることを目的とする。さらに第二として旧永慶寺の遺構ではないかとされる現存建物の調査を行い、現状での建築記録を作成しながら、移築の可能性を探ることを試みる。以上に基づいて、前稿に引続き建築を通じた柳沢領有期における甲府の文化的背景を深化してみたい。

二 龍華山永慶寺の造営

柳沢吉保は延宝五年（一六七七）徳川綱吉の小姓組であった二十歳の頃、臨済宗妙心寺派の江戸小日向龍興寺、竺印祖梵に参じて以後、同じく奥巣全底、月桂寺領秀らを師としていた。黄檗宗との出会いは元禄五年（一六九二）黄檗山萬福寺の第五代高泉との宗要問答に



写真2
「龍華山御建立以来諸色書留一」

始まる。川越城主となり、昇進を重ねる中にあって、高泉はじめ第六代千秋、七代道宗、八代悦宗と法要を論じ合い、時になりの批判をしつつも禅師たちとの親交篤く、ついに宝永六年（一七〇九年六月六義園において黄檗宗の受戒をした。法号は保山元益である。

この間宝永元年（一七〇四）に甲斐三郡の領主となり、翌二年に甲府の都市整備と甲府城の殿舎造営に着手した。同時に菩提寺の建立を幕府に願いでいる。これが最初の寺名を権々山靈台寺と称した、のちの龍華山永慶寺である。

吉保の菩提寺が宝永二年に造営を開始し、七年に完成されるまでの記録は現在奈良県大和郡山市の柳沢文庫に収蔵されている「龍華山御建立以来諸色書留一」（写真2）によつて知ることができる。この史料はおそらく宝永七年以降に、それまでの造営の記録をまとめて書き直したものと考えられるが、その記載には柳沢吉保の藩政記録である「楽只堂年録」、おなじく吉里の「福寿堂年録」から傍

証の得られる内容が多く、信憑性の高いものである。本稿ではこの史料を以下「諸色書留」と略称することにする。

宝永二年七月九日の記述に始まるが、甲州に寺院を建立するにあたり開山第一世として武州小日向龍興寺の故雲岩(巖)和尚を、第一世として同寺座元の東水の名を挙げている。第一世の雲岩和尚はこの時すでに他界していた。また宝永六年の黄葉崇受戒以前である、臨濟宗の禅師を第一、二世とした点は注目される。

二年八月十九日に古保の菩提寺を建立したいとの希望が上間に述べた。二十一日には菩提所の四隅に杭を打ち、二十四日には「靈台寺と御定」、その約三ヶ月後の十一月十二日には地盤の構築である地形修業に取り掛かるとあり、十二月十三日に地形始め、奉行衆を選任している。またこの間十一月晦日には「岩津村下積翠寺村内寺領三百七拾石」の寄付について寺社奉行へ書面を提出した。

ところが宝永三年に入ると全く記載が見られず、四年には「御右垣御地形其外諸色御入用御勘定仕上ヶ相済」とあるのみである。

宝永三年、蘇生徂徠は僚友田中省吾とともに甲府を訪ね『峠中紀行』・『風流使者記』を著している。柳沢吉保は靈台寺の碑文を自分で撰する予定であり、彼の儒臣である徂徠の旅行はその敷地観察も目的にしていた。同年九月、徂徎と省吾は靈台寺に歩を運んでいた。その時の様子は次の通りである。

「子遂詣靈台寺、營造之地、下大夫長谷近房及大膳某、安藤某、青木某等皆在、二十上、蔽相掛雲溫釈話、下視一民役雲聚材石案積」・「中略」・周「靈台寺内」經始既設、基址既成、蓋開、山腹、面延者五層、其數高為、寺藏、其次為、御時神祠、其次為、法堂、其次為、門庭、其次為、子院之地、

開 方 司 一里許

ここでは人々が雲のように集まって石材を積み上げ、地形が進められる様子が描かれている。當處の地にいた人物のうち、「諸色書留」中に地形の奉行として該当する氏名のあるのは、番頭長谷川半右衛門、日付大橋傳五右衛門、使者番吉木清右衛門である。靈台寺の広い境内は五段の高さになっており、それぞれ建設されるべき建物の種類も計画されていたようである。後述する水慶寺の「御坐配置図」には地盤高さが記録されているが、徂徎の記録に近く数段の高さにわけられ、人口から奥に向かって地盤が次第に高くなる敷地の状況がわかる。但し徂徎の訪問時には法堂などの史跡を見あたらない建物の名も挙げられている。このようにして寺の地盤構築は進行していたようであるが、宝永三年は一方で甲府城の竣工造営が多忙をきめた年でもあった。

続く宝永四年になると十月には富士宝永山の噴火と、記録的な天災が相次いで起こった。これによって駿府城に被害がでるなどして政局の混亂が免れられず、前年一月大老職についていた吉保にとって、自身の菩提寺御靈の靈宮はある程度の逼害を避けられなかつたようと思われる。

翌五年四月十一日、地形の一応の完成によりその奉行衆は解任、かわって靈台寺建立の奉行を山口八兵衛、他二名に命じた。翌十一日には山城国圓照山萬福寺の第八代悦室禪師を開山祖に依頼した。同時に「改龍華山水慶寺ト」とあり、この口稱々山靈台寺から龍華山慶寺と寺の名を変えている。先行研究には「宝永七年七月十五日に改名」とするものもあるようだが、葛井記録にみる改名の日付はそれより一年以上早い。吉保の『樂只堂年譜』卷二十八にも五年

四月十二日條に「納込の下屋鋪に至りて悦峰和尚と謀して種々山を

龍巖山と靈台寺を永慶寺と改む」とあり、開山祖に依頼した悦峯と吉保が協議して名前を変更したらしい。この年八月になると寺領三百七十石が国許に通達された。

宝永六年三月十五日、江戸から駒込御用役の山崎孫助が唐模、すなわち柳宗様の絵図を持参し、黄檗役僧翠下と黄檗大工の秋篠八右衛門、弟子の平野喜八郎をつれて到着した。そして十九日には永慶寺の豫初、新初が柳沢權太夫以下の立会いで行われた。この時の構成を史料から次に記す。

永慶寺御普請御用相動候候詔験人

黄檗大工

八右衛門弟子

秋篠八右衛門
平野喜八郎

右兩人黄檗り罷越し御普請中相動

大工工頭

下山村

万右衛門
孫兵衛

同

久左衛門
善兵衛

忠左衛門
江戸大工

木挽請負
方丈書院

妻建切組請負

庫裏賣合
日用請方

井削屋
高瀬方

荒物方請負
伊兵衛

荒物屋
石方請負

石屋
地形請負

石和町
意次右衛門

城古寺町
庄右衛門

一鶴屋
四郎左衛門

鐵治屋
駿州

留兵衛
信州松本

瓦請負
丸節

市兵衛
五兵衛

檜板子山出肝煎
飯留村

幸右兵衛
久左衛門

大工は宇治萬福寺の大工である秋篠家の者が担当し、彼らを中心とした鐵冶屋は駿州、屋根職人は信州から来るなど周辺の広域から集めている。そして永慶寺の材料には檜が使用されたことも判る。

建設の工事は木材の木取り、刻みを中心に着手と進んだようである。六月には棟上げの方法をめぐって奉行の山口八兵衛から江戸表に御伺いの書面をだしている。それには5項目の質問があり、やや煩瑣になるが次の通りである。

①方丈、書院、寝室、甘露堂、庫裏、寮舎など三百六十坪余りの分の「素建切組」が終了したが、当月二十日頃より建て始めたい。その口取りをいつにするか、②仮殿の「切組」は当月末ころ大方終了の予定であるから、月末ために「素建」してよいか、③黄檗大工、秋篠八右衛門が言う萬福寺の棟上げと同様、永慶寺でも仮殿の棟上げによって上棟とするのか、④その方法は萬福寺の方式を簡略化し、上中の二仕形を計画したのでいずれかを選択してほしい、⑤棟上げの日取りをいつにするか、以上の内容である。これによつて上工の進捗状態が詳細に判る。御伺いの結果、上棟の方式は中の仕形、棟上げは七月二日に決まり、奉行された。この時の棟札表の文言には

「新羅三郎後胤前國主四位少将源吉保朝臣普建 甲斐國山梨郡龍華
山永慶寺 寶永六年己丑七月二日上棟」とあり、奉行は柳沢惟太
夫源保格、開奉行は山口八兵衛源政俊、都料匠は秋篠八右衛門藤原
忠之と記載された。

宝永七年五月になると大方建設が終了しつつあり、六月には黄葉
役僧の紫玉らがきて見分をおこない、同二十八日には「御成就ニ付
(悦率)和尚入院之儀為請待御使者被差遣」とある。

このように開山祖を迎える準備を進める一方で、建設工事の完成
により仏具、調度などが次々と運びこまれた。七月五日には吉保直
筆の「永慶寺」の額字および悦率直筆の「龍華山」の額字が江戸か
ら到着したが、この時の吉保の書は別に柳沢文庫に収蔵されている。
写真3・4に示す。「永慶寺」の額は天王殿に掛けられた。また
二十四日には大鐘が鐘楼につられた。これらの準備も八月五日には
「大慶道場」とあり、いよいよ開山組の悦率道場が十日に甲府到着、
柳沢吉里が出迎え翌日入院、十五日に開堂となつたのである。

永慶寺に必要な仏具や調度は吉保の寄贈によるほか、京都、江戸、
甲州の三箇所にわけて調達された。「永慶寺御用京都ニ面出来候分」、
「江戸ニ面出来候分」、「甲州ニ面出来候分」として「諸色書留」
には岡とともに詳細な記録がある(写真5~10)。本尊の仏迦はじ
め阿難・迦葉、韋馱天などの仏像、木魚や雲版などは京都、経襷や
法被、茶碗などは江戸であつられた。甲州で造ったものとしては家
老柳沢惟太夫寄進の大鏡、柳沢帯刀寄進の報鍼などが第一に挙げら
れているが、押宗寺院に欠かせない魚櫛や利竿の柱もあるのが興味
深い。

写真3 額字の由緒



写真4 吉保直筆額字





写真5
永慶寺御用京都二而出来候分



写真6 同 上



写真7
永慶寺御用江戸二而出来候分

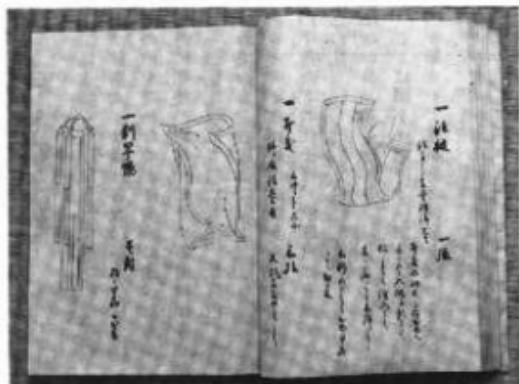


写真8
江戸二而出来

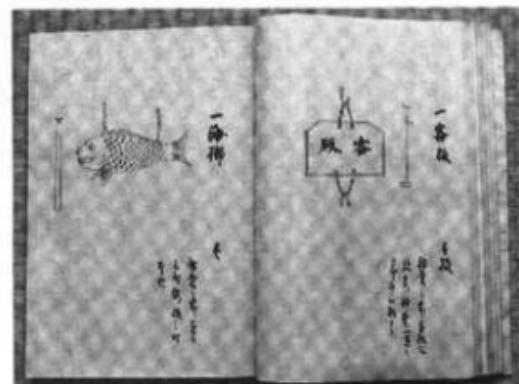


写真10
同上

三 永慶寺の諸建築

では永慶寺に建設された建物にはどのような特徴があつただろうか。黄檗大工秋篠八右衛門が弟子をつれ、唐様の因面を持参して中庭の地を訪れたことは前述に述べた通りであるが、「伽藍配置図」以外に建築の様相を知りうる史料は多くないようである。

「伽藍配置図」には黄色、淡紅色、濃紅色の三色で着彩がほどこされており、各建物の床仕上げの区別をするために、色分けをしてあると考えられる。このうち黄色は土間あるいはその上に瓦や石で四半敷などの仕上げ、淡紅色は土間でなく床を作つて疊敷にするなどの仕上げ、そして濃紅色は壇もしくは欄のような設備を示すのではないかと考えられる。

ここに図1に掲げる「伽藍配置図」に記載された主だった諸建築名を紹介し、建築的な特徴を探つてみる。なお永慶寺には了院が、真光院、理性院、畫樹院の三院あったが、この史料の時点では建物位置が記録されていない。

史料的な制約が多いため、永慶寺伽藍の規範となつた萬福寺の建築と比較しながら分析をすすめる。参考のため京都宇治萬福寺の伽藍配置図を図2に示す。

①「惣門 屋根瓦」

永慶寺の「伽藍配置図」では八脚門の平面が描かれている。ところが左側に後述するように、永慶寺からの移築ではないかとされる総門は大槻門に現存する門も、また写真にみる遼東寺の門も四脚門なのである。これらの門は萬福寺の総門と同じ形式である。

総門のすぐ近くには腰掛け、および看門寮が設けられている。

永慶寺の配置図において注目されるのは、桙宗寺院であれば必ず設けられている三門が見いだせないことである。萬福寺の場合は總門と天王殿の間に三門が位置している。

②「大王堂 大外エヨウヒヂヤ作り 屋根檜皮」

「諸色書留」による記載には天王殿とある。これは黄檗宗に独特の建物であり、中國本土においてラマ教の影響下に成立したとする説、古い時代の中門が変化したとする説などがある。萬福寺の場合ここには布袋尊（弥勒菩薩）と尊駕天像、および四天王像が祀られている。「諸色書留」によると永慶寺のために京極でそろえた話像のなかに尊駕天、四天王、布袋の記載を見ることができる。

この建物は「大外エヨウヒヂヤ作り」で屋根は檜皮葺であるという。大外とは斗栱の中で最大の斗である大斗を意味する。エヨウヒヂヤというのは言葉通りに解釈すれば絵様の付けられた封木を指す。つまり柱上に大斗がのり、絵様つきの別木をもつ斗拱の形態が想像される。

ところで京都の萬福寺について、黄檗大工秋篠家の文書中に木割書（年不詳）が残されているが、興味深いことに萬福寺天王殿の平面図には「てんわうてん 柱行五間 梁行四間 大斗あやうひ木つくりやねひわたみ」と書かれている。「伽藍配置図」による永慶寺の天王殿の平面は、建築の規模こそ現在の萬福寺のものより小さかったようだが、柱および須弥壇等の配置は萬福寺の木割書とよく近似している。のみならず他の建築の特徴も非常に良く似通つていたようである。

萬福寺の天王殿（正面図＝図3）を構成する柱のうち小尾組まで延びる内部の4本を除くと、他は柱頭に大斗をおき出二ツ斗組の附

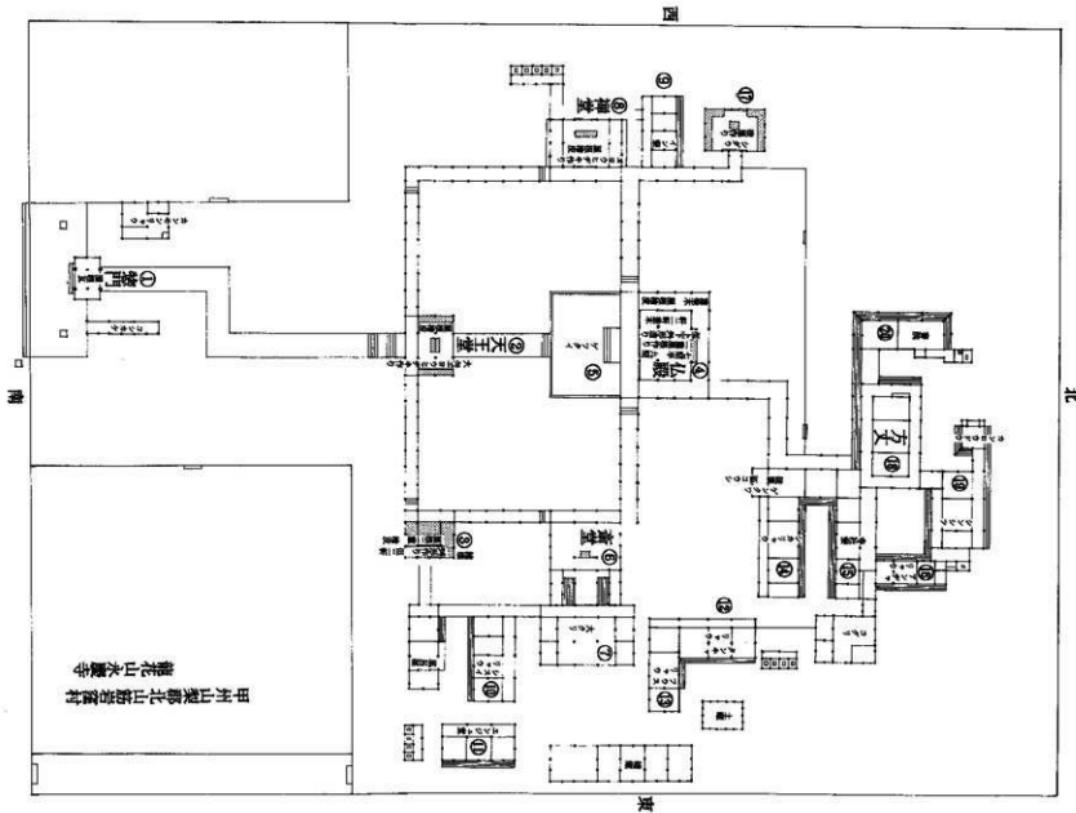


図1 永慶寺「伽藍配置図」

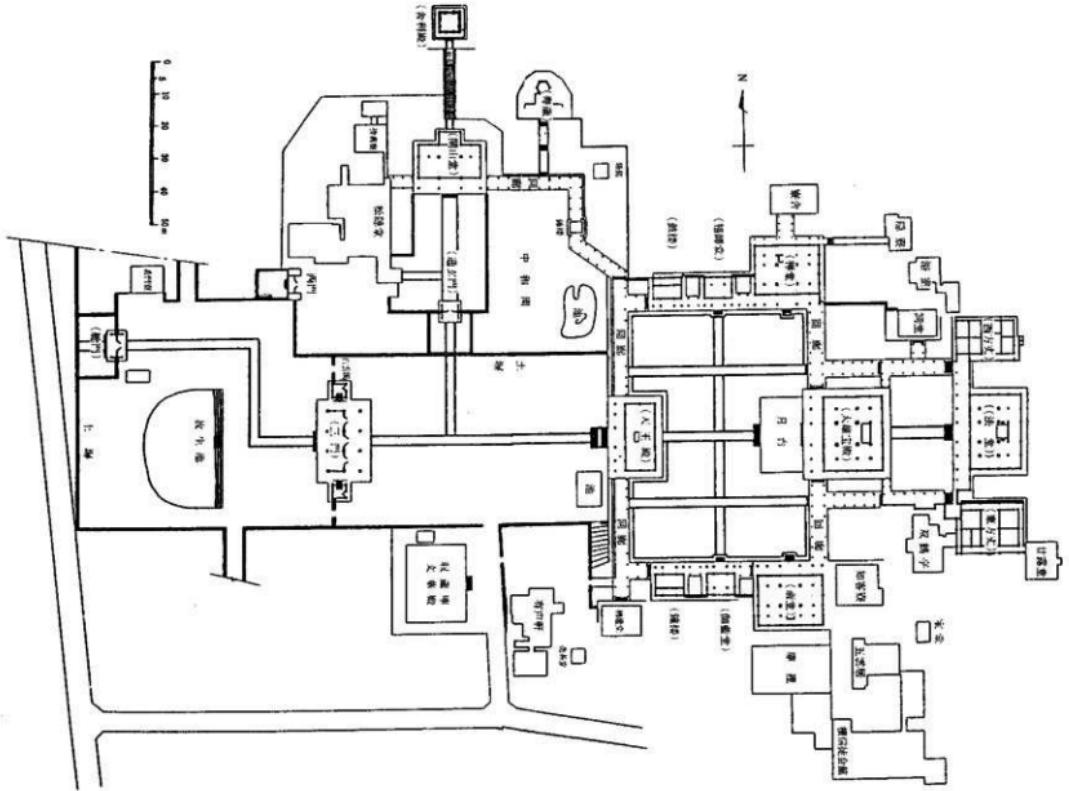


図2 萬福寺伽藍配置図

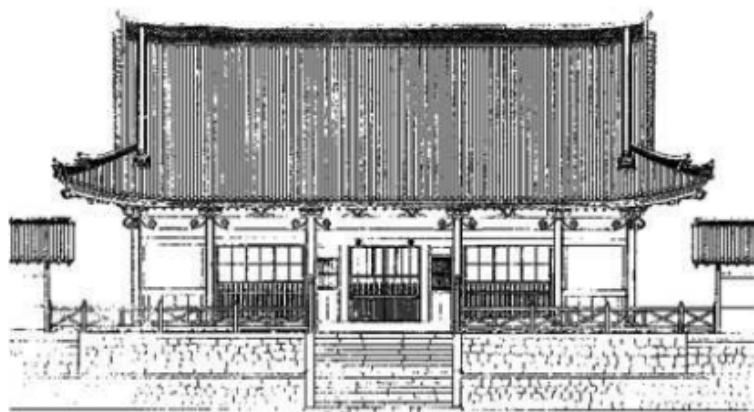


図3 萬福寺天王殿正面図

木を支えている。中庸には蟇股を置くが、これが多少特殊で上に斗がのらず、実肘木と蟇股が合体したような形態をしており、絵様が付けられている。萬福寺天王殿の修理工事報告書によれば、「中國的な建築物という事で、このような形式のものを作成したようである」とあり、萬福寺の建築にとって特徴的な要素として捉えられている。

この実肘木つき蟇股が木割書にいわ「絵様肘木」なのではあるまいか。図3を見ると、虹梁より上の位置で大斗と「絵様肘木」が交互に繰り返し配置されていることになる。

おそらくは永慶寺の天王殿も大斗と「絵様肘木」をもち、萬福寺とはほぼ同じ様な組物の構成をしていたのではないだろうか。

なお萬福寺天王殿木割書には椿皮葺とあるが、この建物は寛文八年（一六六八）の創建当初から本瓦葺であった。

③「鐘樓 外形作り 但一軒 屋根二重 檻皮」

鐘樓は文字どおり鐘のための建物である。屋根二重というのは昔通称によく見られるようになり、重屋根に階段のついた形態を指すのではないかだろうか。外形とは斗の意味であるから、斗拱が組まれ、屋根は椿皮葺、垂木は地垂木・飛縁垂木で構成される一軒であるといふ。

④「仏殿 七間半・九間 二重屋根作り 但 上下外形作り 軒

二軒垂木 重垂木 屋根檻皮

この建物には垂行、桁行の間数が載せられている。七間半という表現があるので、この記載は柱間の個数を数えたものではなく、実際の寸法を指しているとわかる。これにより図面の縮尺が判明し、他の建物の規模も知ることができる。但し、次節に述べる大泉寺への仏殿移築史料において記載された間数は「六間半・九間半」で、幾

行、術行ともに異なっている。

「重屋根」とあるのは鐘楼と同様、表階つきの屋根を指すのではないか。外形作りとは斗拱を意味する。檜皮葺の屋根と表階の両方を斗拱で組み上げた形態は神宗様の仏殿として他にもよく知られている。軒は地垂木・飛椽垂木の一軒で、垂木を密に配置した繁木であるといふ。

萬福寺における仏殿、大雄宝殿は伽藍の中心的存在で、規模も最大であるが、永慶寺の仏殿も「伽藍配置図」中最大の建築である。

(5) 「ゲフタイ」

月台と書き、仏殿の前に設けられた一種のテラスであり、回廊で囲まれた中庭の地盤面よりも高くなっている。元来中国建築のもので、主要な建築には大抵設けられている。黄檗宗の伽藍の中でも中國的な要素といえる。

(6) 「畜 當」

畜當は食堂で、佛堂と対照的な位置にならび、仏殿、天王堂（殿）とともに回廊で連結されて伽藍の中心をなす。萬福寺も同じ配置をとる。畜當がこの位置にくるのは他の日本の神宗伽藍にはない特徴である。

(7) 「大 タ リ」

庫裡とは台所である。永慶寺の場合、畜當に直結して設けられた廚房としての大庫裡と、方丈の先に設けられた奥向きの小庫裡とがある。

(8) 「禪堂 エヨウヒヂキ作り 鐘鼓檜皮」

禪堂は座禅をおこなう堂宇である。天王殿と同じ絵様附木の記載があるが、「大外（斗）」とは付記されていないので、天王殿とは

異なる構成であったと考える。

⑨「イン寮」⑩「シスイリヤウ」⑪「エンジュ堂」⑫「タンキヤリヤウ」⑬「フウシリヤウ」⑭「シカリヤウ」⑮「寺社リヤウ」⑯「アンジヤリナウ」

隱寮、延寿堂（寮）、且過寮、請寮、知客寮、侍者寮、行者寮など、諸寮舎である。隱寮とは住持職を引退した釋僧の隠居所であり、延寿堂は病僧が療養のために休養する建物、且過寮とは永慶寺を訪れる裏手行脚僧を宿泊させる施設である。また、副寺とは神寺にて住持を補佐する六知事のことを意味し、かつ知客とは神寺において客を接待する役割、侍者とは住持の給仕、補佐をする役、行者とはさまざまな難役をする僧をそれぞれ指している。⑯から⑯はその各々の寮舎である。

「伽藍配置図」には位置が示されていないが、「諸色書留」中には他に巡照堂、貼庫寮、知客寮、貢藏寮などの記載が見られる。

(9) 「シタウ 破風作り」

「諸色書留」中の祠堂という記載に一致する。祖先の靈を祭祀する堂宇であり、「伽藍配置図」中には淡紅色の着彩による位牌置場かと思われる設備が描かれている。破風作りとあるので、建物屋根に破風がつけられた形態と考えられる。

(10) 「方丈」

(11) 「シンシク」および「カンロウドウ」

(12) 「書院」

方丈とは住持の居間、書院とは書斎あるいは学問所を指す。ここで最も注目されるのは通常神宗寺院において伽藍中心軸上、仏殿の後方におかれるべき法堂が見いだせないことである。

前述の萩生徂徠による靈台寺の地形記録には五層になった境内地のうち、ちょうど真中の段が法堂の場所だといつてある。しかしづつが造営の地を訪れた宝永三年には建物の建設がまったく開始されおらず、六年三月まで萬葉大工による絵画も届けられていない時期であるから、「伽藍配置図」の方が信憑性が高い。「諸色圖留」中にも法堂の名は見つからないのである。法堂は他宗にとての講堂にあたる仏堂を講ずるための建物である。柳沢家の菩提所であった性格からか、後者二点の史料に示される時点では永慶寺には法堂がなかったようである。

仏殿より奥は方丈を中心とする僧院であり、方丈、寢室、書院のそれぞれが別棟になり廊下で連絡されている。四面の着彩からすると伽藍を構成している仏殿、齋堂、講堂、天王堂（殿）などは基本的に土間床に四半丸敷などの仕上げであったと考えられるが、その一方で方丈など奥向きの建物は小障壁をのぞいてすべて床が貼られていたことが判る。

永慶寺伽藍に見あたらぬ法堂は通常床をもたない建物であるので、方丈とは全くしつらえの異なる施設であるが、寝室と書院が方丈から独立していることを見ると、方丈に機能上多少は法堂的な性格があつたのかもしれない。萬福寺においては法堂を中心として、東方丈および西方丈をその西翼に配置している。

カソロウドウとは「諸色圖留」中記載の甘露堂を指すと考えられる。甘露とは不老を得られる天酒のことで、転じて不死涅槃の理想境をいう。永慶寺の甘露堂は寝室から廊下つたいて行くことが出来が、萬福寺の甘露堂は東方丈の北に設けられている。

さて、宇治萬福寺の伽藍は寛文元年（一六六一）から三年に法堂、

方丈、神掌が建立され、同八、九年に大雄宝殿、天王殿、齋堂、鐘樓、鼓樓、伽藍堂、祖師堂が、延宝六年（一六七八）に山門、元禄六年（一六九三）に總門が次々と数期にわけられて建設され、伽藍が完成した。

一方永慶寺では「諸色圖留」に見る限り、宝永二年に計画が持ち上がってから七年に上棟されるまで多少の遅延はあつただろうが、「伽藍配置図」にあるおおよその建物は、基本的に一方に建築されたらしい。これは一八世紀初期、すでに完成していた萬福寺の伽藍を手本としたところによると考えられる。

四 永慶寺仏殿の大泉寺への移築について

さて永慶寺伽藍を構成していた建築のうち他の寺院に贈られたことが文献から明らかな建物がある。大泉寺に譲渡された仏殿である。甲府市古府中町にある大泉寺は、武田信虎によって大永年中（一五二一～一八）に創建された武田家菩提所の由緒をもつ曹洞宗寺院である。寺域も広く、現在も六十三カ寺の末寺がある古刹である。

ところで柳沢家が大和郡山に転封になつて後の永慶寺破却について「甲陽御密跡」は次のように述べている。

……此度吉里公和州所等に付當寺を破却し祀りしかば、前濃州大守吉保公の尊骸を搬出し忍辱寺へ送る。享保九年（一七二四）四月十二日夜に入れて密に送りける。家中諸上家老柳沢家太夫を始め歩行に供す、當寺破却者四月三日より凡四十日余り也、惜哉善盡し、金堂には東阿難伽葉の應佛を安置す其外天王殿、法堂、鼓樓、祖師堂、鐘樓、押悦堂、位牌堂、花園堂、僧坊浴堂、總門に至る一字も不殘破却す有様目も當られぬ事ともなり、本堂は大泉寺へ被送、残堂は

寺僧に被遣し故所方へ引、跡は狐狸塚と成ける……（以下略）

ここで大泉寺に送られた「本堂」というのは、その前に述べられた「金堂」、すなわち仏殿を指すに他ならない。破却されたとして列挙されている建物のうち、天王殿は天王殿のことであろうが、法堂、放櫻、祖廟堂および花巻堂は前述のように「伽藍配図」および宝永七年までの「諸色書留」には見いだせない。「甲陽禪秘録」の記録の誤りという可能性もあるが、宝永七年の佛殿上棟以後享保九年までの間に、これらの建物が伽藍新たに加えられたとも考えられる。なお『甲斐国志』中の永慶寺伽藍、破却の記事は多く『甲陽禪秘録』に依拠しているようである。

さて大泉寺は永慶寺破却の翌年、享保十年（一七二五）に仏殿を再建するため募化牒を発行している。「佛殿重興募化牒」（山梨県立図書館甲州文庫蔵・写真11）と題されたその史料は漢文で書かれ、表紙裏に佛殿の正面姿が書かれている。しかも木版刷りにして発行されているところを見ると、かなり広範囲に配布することを目的

としたらしい。題目には「募々建々大泉寺佛殿一縁一疏」とある。内容は、大泉寺が武田信虎によって創建され、信玄の伯父を第二世とし七堂を誇ったことに始まる。その後織田信長によって廢寺となり、ようやく復興されたものの「未」至「古者佛殿法堂僧堂也」つまり佛殿、法堂、僧堂がいまだ旧来の状況に戻っていないことである。次に柳沢甲斐守の転封によって永慶寺が廢され、「百字盡嚴」于いをこめた大殿なので破却するにしのびず、「遂見一進于當山一也」大泉寺に寄進された。この先の記述を以下に記す。

専難、先師隨、大殿及殿前月台與、大庭石、而盡嚴移、然

身老任重不、及、建、之而辭去、自、爾以來四來見聞者莫、不

レ悲感也、山僧自、去、秋退、相州長泉、來、當、山、之、日、日

触心慘嘗食煩、寧、忍、今吾嘗、任使、其、面、朽、者人其、謂、

我何、乎、是以舊志謀、募々緣兼、法堂僧堂于佛殿、復、一建

之、豫命、工移、一正三門、而於、其、跡、築、楚、石、歌、至、丙

午春、造、大殿於、殿、左、右、各、翼、以、善、應、而、上、達、於、衆、察

與、寺、堂、也、且、兼、禪、堂、以、見、常、居、行、僧、不、怠、通、經、

弁、道、而、少、林、春、花、開、不、崩、枝、鶯、嶽、秋、月、照、無、底、池、也

雖、然、難、及、自、力、還、化、僧、並、且、越、國、中、不、間、縊、業、之、
大家小家、托、鉢、次、第、行、乞、事、山、於、急、迫、情、出、於、血、誠、
何、暇、顧、勢、之、不、為、者、與、不、能、者、乎、黑、臨、此、舊、志、幸、為、
各、出、一、手、共、扶、一、茎、幹、佛、丁、殿、子、院、而、變、復、少、林、寂、又、反、
も、覆、則、佛、坐、殿、裏、法、唱、法、堂、僧、居、僧、堂、三、畜、名、得、其所、
自然、從、上、物、体、現、前、今、日、曳、石、搬、土、皆、打、一、開、寶、山、之、一、会、
詎、可、以、待、畜、魯、叟、乎、宋、為、無、量、之、功、德、也、謹、疏、



写真11 「佛殿重興募化牒」

この文章による建築的な要點をまとめるに、(1)享保九年の大泉寺住持が永慶寺仏殿、月台および大庭の石を「隕フテ」すべて移してきましたが、老身のため再建しないまま辞去した、(2)次の住職が九年秋に大泉寺に着任以来、放置するに忍びず、法堂・僧堂を仏殿に兼ねての再建を計画する、(3)職人に命じ三門を移設してその跡に礎石を築き、翌十一年春をもって仏殿を再建し、左右に遊廊を延ばしてやがて衆寮と齋堂に到達するようにしたい、(4)その計画のために國中聖殿の石をひき土を運ぶことは「皆靈山の一会を開闢」し「無量之功德をなす」としている。

最も注目されるのは、仏殿の再建を計画してこの募化牒を発行し

た享保十年の住職が、仏殿の再興のみならず、その左右に同廊をめぐらし衆寮、齋堂に連結するという御藍構想をもっていたことであ

る。

ここで募化牒の表紙裏につけられた仏殿の正面姿(写真12)に注目しよう。「大佛殿之図」高五丈七尺 横九間三尺 縦六間三尺

柱三十二本 唐口間六間」と付記されている。近世における正式な建築立面圖である建地割りとは異なり、同図はあくまでも「輪」である。まず大棟の上のいる宝珠や、軒脇から下がれた風舞が実際よりずっと大きい比率に誇張されて描かれており、また大棟の両



写真12 大佛殿之図

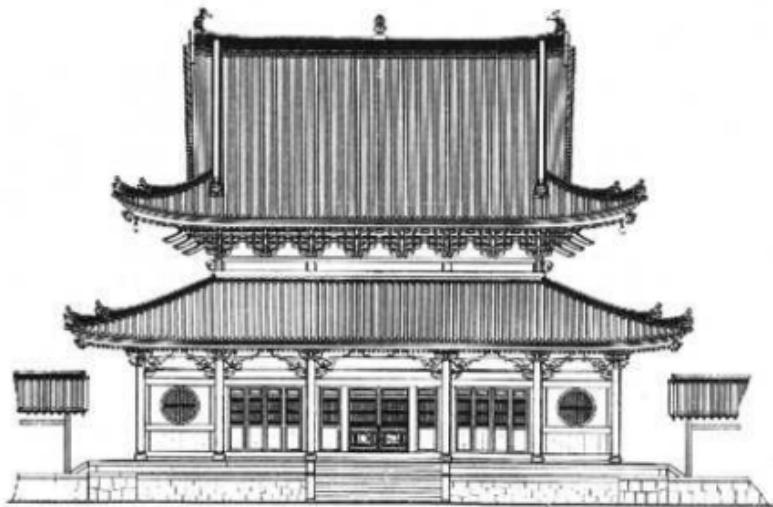


図4 萬福寺大雄宝殿正面図

柱には頭貫、飛貫が通り、頭貫からは木鼻が抜けている。さらに一番外側の柱間に各々貫貫が入り内窓が設けられている。その内側は棟唐戸の表現になっていて、これらは大雄宝殿と同じである。ところが中央柱間には扉などが何も描かれていない。仏殿の正面中央であるだけに、ここが壁であるとすると奇妙である。

柱の礎石は萬福寺の角柱礎石とまったく同様の意匠であって、後述する大泉寺総門に現在使用されている礎石も同じである。従って円柱でなく角柱であろうと考えられ、上種には柱がつけられることも萬福寺の柱と同じである。

裳階下では、柱の上に三ツ斗をおき、実射木らしいものを支えているが、ここでの表現はかなり簡略化されているらしい。三ツ斗の支える横梁材は実射木・通射木とも丸柄ともつかない一本きりである。また柱5本のうち2本は何と柱のついた上端に直接間斗束をのせており、実際の建築形態がこの通りであったとは考え難い。かつ裳階下の組物が圓の通りなら、斗拱は出の全くない平三ツ斗ということがある。

裳階上の組織は一見すると一手先の三ツ斗である出組に見える。継りの大きい実射木を支えている。禪宗様仏殿に用いられる諸組とはせずに、中備には間斗束をおく。また、やはり禪宗様仏殿の特徴である反りの強い尾垂木がまったく描かれていないので、全体的におとなしい外観を呈している。

この図によつて多くの建築の情報を得ることができるが、以上のように細かい疑問点もかなり多い。それはこの図が描かれた時点、即ち幕化様が板行された時に永慶寺仏殿がすでに解体されたあとだつ



図5 「大泉寺縁起略記」境内図

たことと関係しているのだろう。

ではこの仏殿再興計画はその後どうなったか。管見の限り、それを明らかにする享保十一年直後の史料には載まっていないようである。後年、文化年間に編纂された『甲斐国志』に大泉寺の解説があり、それを見ると「万年山大泉寺 古府中。
 (中略)・仏殿 九間半ニ七間半 本尊ハ拈華釈迦 夷侍ハ
 遊業・阿難、額ハ寛永宝殿 道霧ノ書 此ノ堂ハ松平甲斐守
 永慶寺ニ經營スル所毀敗ノ時當寺ニ授クト云フ」とある。永
 廣寺の仏殿は享保十年に計画されたように大泉寺へ再建され、
 『甲斐国志』編纂の時期(文化二年と十一年)の初め頃まで
 は存在していたと考えられる。同書中に記載されている他の
 大泉寺の建物は法堂、開山堂、方丈、書院、庫裡、鐘樓、浴
 室、江南寮、僧堂、鎮守堂、黒門、惣門、三門である。同書
 が編纂された時期に大泉寺には仏殿と総門がともに存在して
 いた。
 しかししながら大泉寺は文化三年(一八〇六)に火災に見舞
 われており、一説に仏殿はその時焼失したといふ。『甲斐国
 志』の記述は火災直前の状況なのだろうか。その後文政十年
 (一八二七)の『大泉寺縁起略記』中の境内図(図5)を見
 ると「本堂」として描かれたのは全く別の建物である。募化
 標の記載中に三門を勤かしてその跡に仏殿を再建すると計画
 されているが、文政十年には仏殿がなく三門(山門)は總
 (惣)門と本堂の間に存在している。そして總門は現在の總
 門と同形のものが現在の位置に描かれている。大泉寺に仏殿
 は残らなかつたが、總門は残つた。この總門も永慶寺からの

移築ではないかと言われている。現存する建物を調査する必要があるようである。

五 大泉寺総門、遠光寺表門、および

禪林院本堂について

先行研究を調べると、旧永慶寺総門の移築ではないかといわれる門は二棟あるようであり、いずれも黄檗宗萬福寺の総門と同様のいわゆる「牌榜」に似た形式をとり、中央で屋根が高く持ち上げられた二段切妻の構造である。

一棟は甲府市伊勢町の日蓮宗寺院、遠光寺の表門である。この門について『山梨百科事典』には、「山門は柳沢甲斐守が甲府城の門を永慶寺に移し、さらに永慶寺をこなす際遠光寺に贈った」というが、これも空襲被災した」と記載されている。ここで言う山門とは、『甲斐国志』中「宝塔山遠光寺」の項にある表門のことである。この門は第二次世界大戦の戦災によって焼失し、現在は残っておらず、残された写真で形態を確認できるのみである。

もう片方の門が大泉寺の総門（写真13）である。これについては『甲府市史 別編II「美術工芸』に「このような由緒のある寺に、甲斐國守となつた柳沢吉保が宝永二年に創立した永慶寺の総門が移築されたということには誠にふさわしい措置であった」と記載されている。

では旧永慶寺に似たような形態の門が二棟あったのだろうか、遠光寺にあった門は永慶寺の総門ではなく、三門（山門）からの移築だったのだろうか。永慶寺に三門があつたにせよ、萬福寺の事例などから総門と三門は形態をまったく変えて造られたと推察するのが

妥当であり、謎が深まる。

大泉寺の総門は寺伝によると享保年間に「移築」されたものであるとされるが、その由緒を明確に記した史料は大泉寺にも見つからないとい

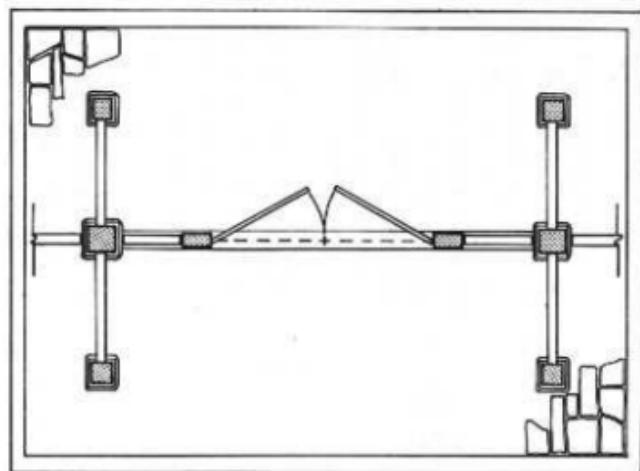
う。永慶寺総門を大泉寺が譲り受けているとするならば、前述の「佛教重興募化牒」に仏殿とならんで総門

を寄進されたと記述していないのは奇妙である。では「佛教重興募化牒」が作成されたより後に総門が寄進されたのだろうか。あるいは、全く違う建築の移築なのだろうか。

総門の歴史的な状況を追うと、前述の『甲斐国志』中記載には仏殿とともに境内建築の一として挙げられており、「総門」二間横一丈幅へ万年山ノ三字闇道番ノ書」とある。二間横一丈という建物の規模は現状のものと一致しないが、二間横一丈ならばほす法がある。『甲斐国志』中の記載が現在の総門とは異なる建物をさすと考える



写真13 大泉寺総門 (惣) 門



貫穴3
貫穴3▶■
上部横架材1他

貫穴2
■上部
貫穴1
■
貫穴2

貫穴1▶■◀貫穴1
▲
小穴1

貫穴1 腰掛け鉤
貫穴大小各1
木舞7(2次)

貫穴2
横架材
上部東貫穴1▶■ 上貫穴1■◀貫穴2
貫穴2

貫穴1▶■◀貫穴2
▲
小穴1

図6 大泉寺総門 平面図および痕跡図

よりも、ます数字に関する説記を残すべきであろう。扁額について
は記載と同じものが現在も總門に掛けられている。
次に文政十年の『大泉寺總起略記』には前述のとおり「總門」として現在と同じ
じ姿が描かれている。

昭和五十六年に山梨県の近世社寺建築調査が行われ、すでに調査報告書⁽²⁾が刊行されている。大泉寺總門は第三次調査の対象とされ、報告書の解説によると、黄檗宗寺院の門に見られる形式であり貴重な遺構であることが述べられている。だが柳沢吉保总管の永慶寺からの移築であつた可能性にはまったく触れず、再建の時期も享保一年から二十一年までの全期間が対象とされており、同九年の永慶寺破却を考慮した期間に限定していない。しかしながら、山梨県全城の寺社建築における相対的な様式の位置づけがなされるなど往々すべき内容が述べられている。

ここにその一部を引用してみよう。
「（門の）部材には種々の痕跡を見出すが、相互に対応するような痕跡ではない。また、様式的には享保期が至当なので、古材を用いて建築したと考えた方がよい。」筆者はこの指摘に従い、大泉寺總門に

おける部材の痕跡と建築上の特徴を調査した。写真とともに平面図および梁行断面図を図6・7に掲げ、参考のため萬福寺總門桁行・

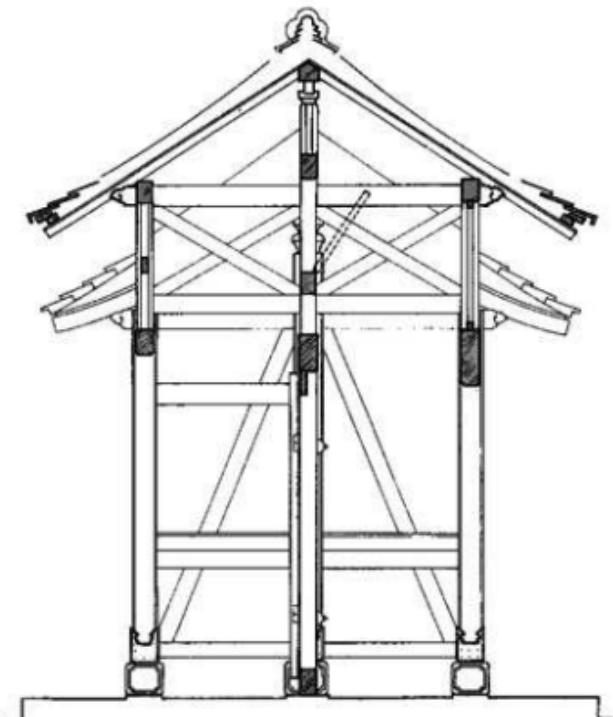


図7 大泉寺總門 梁行断面図

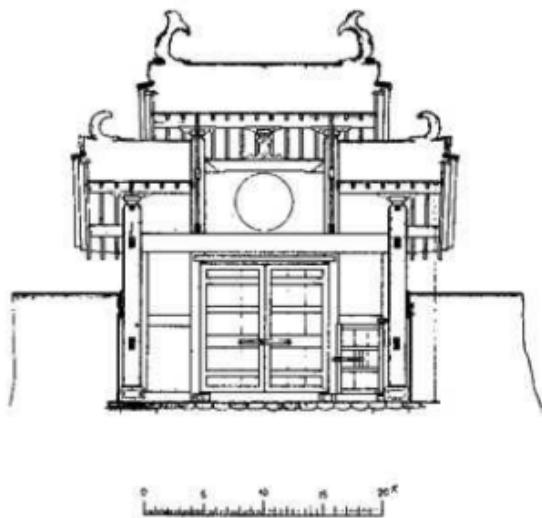


図8 萬福寺總門横行断面図

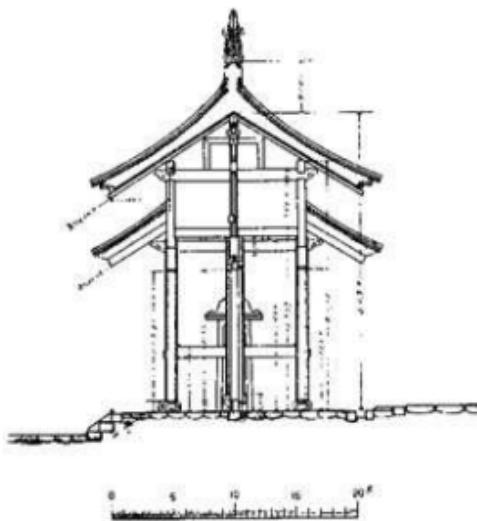


図9 萬福寺總門横行断面図

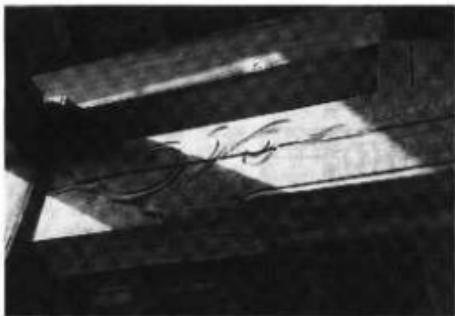


写真15 大虹梁



写真14 碓石



写真16 墓股と実肘木

樂行断面図を図8・9に示す。

まず目につくのが柱下に使用された礎石（写真14）である。これは前述のように「佛殿重奥幕化像」の仏殿の國に描かれた柱礎石の意匠ときわめて似ており、また現在萬福寺の各建築において角柱（および方柱）に使用される礎石と同じ意匠のものである。

次に主要な構梁材である柱柱間の大虹梁（写真15）であるが、これの絵様はすでに『山梨県の近世社寺建築』において十八世紀初期頃と推定されている。またこの虹梁には肩欠きをし、鶴杖彫をつけたが、萬福寺の龜門の大虹梁には肩欠きのみで鶴杖彫をつけないから、この点で異なっている。

柱には、几帳面がつけられ門中央両側のみが偏平な方柱である。中央の屋根の棟木は高い位置の虹梁から板棟と実肘木とで支えており（写真16）、「虹梁上棟木間には退化した棟木様の支柱を備えている」萬福寺龜門の場合と多少意匠は異なるが、建築的構成は同じである。それと同様に大泉寺では両脇の本柱上に特殊な形態の皿斗つき大斗（写真17）をのせ、さらに実肘木で低い方の屋根棟木を受けるが、萬福寺では皿斗は用いていない。

萬福寺の龜門と現状で大きく異なるのは土壁の有無であり、萬福寺では高い屋根と低い屋根との境が上部で壁になるが、大泉寺では材が釋に渡され（後補の筋通か・写真18）、他は素通しのままである。また萬福寺に設けられた内窓は大泉寺にはない。次に材の痕跡であるが、図に示すように実際に多く



写真17 皿斗つき大斗



写真18

の、しかも並び合う柱どうしで対応しない貫穴状の痕跡が見受けられる。特に門北東の控え柱のみには南面に2次にわたる土壁痕跡が発見できるなど、經緯の推定のつかない不可解な材が存在している。材の痕跡を見る限り、「山梨県の近世社寺建築」に指摘されているように「古材を使用しての再建」とする見解が最も妥当であろうと考えられる。そして「古材」はすべて元来總門であった材料とは限らぬ。しかし、建築を構成する諸要素は萬福寺の總門にきわめて近似しており、特に柱礎石は旧水慶寺に使用されていたものと同一意匠と推定される。従って大泉寺總門は、建築部材を水慶寺の何らかの建物に得た可能性が高いと述べることができよう。

甲府城の殿舎建築を始め、柳沢家によつて甲府とその近隣に造営された建造物の殆どが失われた現在、当時のよすがを偲ぶ遺構として大泉寺總門はきわめて貴重な存在である。

さて、旧水慶寺伽藍の建築をかつて譲り受けたという伝承をもつ寺院は複数あるようだが、そのうち古府中町、龍華池の北にある禅林院の本堂は現在の建物が当時のものではないかと言われている。同寺の許可を得て、本堂の建築的調査を行つた。写真19・20および平面図を図10に、復原図を図11に載せる。

同寺は『甲斐国志』に「普門山禪林院 古府中村日影 隆済宗東光寺村能成寺ノ末墨印千三百八十五坪」とあるものの、無住の時期もあったようで、寺藏古文書などの史料には思まれていない。ただ先代の住職が残した太平洋戦争頃の記録に当時の本堂平面および写眞(21)が付されている。これによつてその頃の部屋の名称がわかる。仏壇のある仏間を「内陣」と称していいたようである。

建築の構成はその「内陣」および「儀式場」・「参拜所」を中心

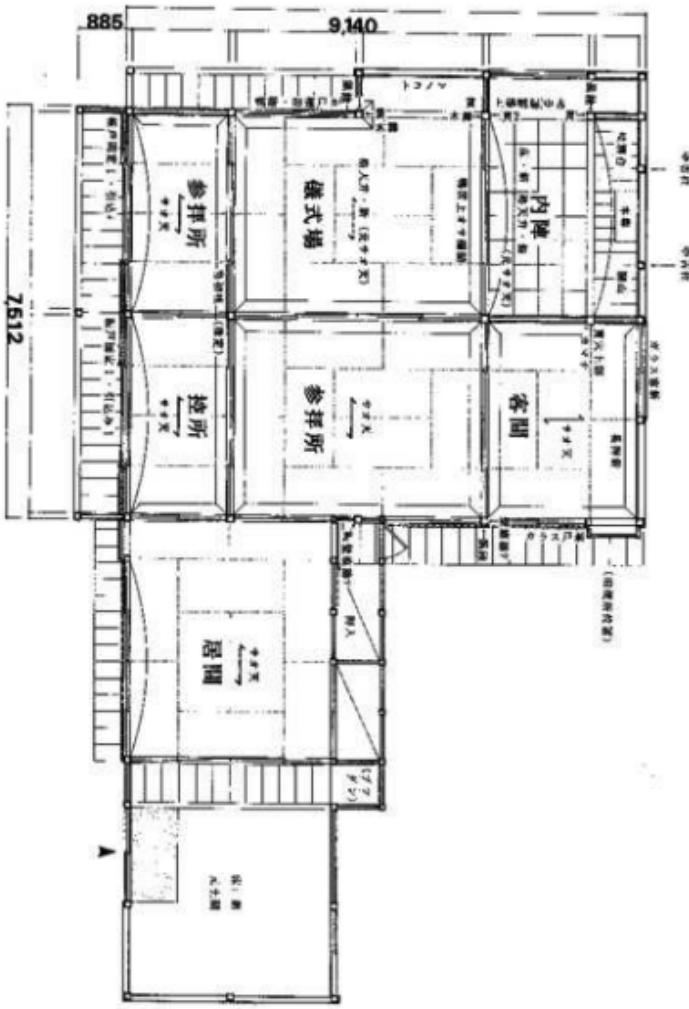


圖10 梓林院本堂 現狀平面圖・附痕跡

/ བ୍ରାହ୍ମିକ ପଦାର୍ଥ ଓ ବ୍ୟାକ

とする様に「居間」の棟、即ち車裡が付加したし字型をなす。台所と「居間」からなる廊裡の棟は、柱の木割から後世の増築部分ではないかと考えられる。そして本堂の中心部分にもかなり改造の痕跡を見る事ができる。

本堂は南面して建ち、車裡棟を除くと現在奥行き3室、横2列の6室で構成されている。「儀式場」・「参拜所」が最も広い空間である。「儀式場」の天井は仏間（「内陣」）とともに昭和五年に壇家によって格天井におされているが、元来は「参拜所」と同じ



写真19 椿林院本堂



写真20 本堂内部



写真21 太平洋戦争頃の外観



図11 梓林院本堂 推定復原図

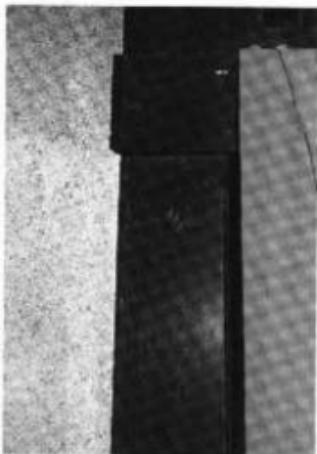


写真22 床柱の土壁痕跡

さて、この建築に関して最も大きい改造は北の2室、仏壇のある「内陣」および「客間」に見られる。本堂の北側幅半間の部分、即ち仏壇とその東への延長部分、「客間」の北側幅半間分とは柱の状態から下屋に相当する空間であり、当初は本堂両側と同じ縦側状のしつらえではなかったかと考えられる。「内陣」と「客間」とに残された各4疊ずつの空間は南の「参拜所」および「控所」と全く同じ疊廊下のような空間になる。つまりこの6室は、「儀式場」「参拜所」を中心としてその南北两侧に幅一間の疊廊下、もしくは前室、さらにその両側に縁のついたほぼ対称形の建物であったと推察されるのである。

このように当初の建築形態が判明したが、これは寺院の本堂としては考えにくい平面である。従って梓林院の本堂は、当初寺院本堂ではなかつた何らかの建物を移設し、本堂として改造を加えたと考えるのが最も妥当なようである。なお太平洋戦争頃の因面と現状を

比較すると、「儀式場」の床の間はすでに設けられており、また南北の外縁は統一して構成になっている。そして「客間」の北側に便所のあったことが判る。

この建物の当初の形態に似た建物を永慶寺の「伽藍配置図」中に探すと、規模は異なるが「寝室」の平面構成がよく似ている。また「方丈」やいくつかの寮舎にも多少類似の平面が見受けられる。

しかしながら、建物部材から的情報を含めて、今筆者が手にしめる史料からは、柳林院本堂が他の何らかの建築からの移築であるとも、それが旧永慶寺から受けたものであるかについては断言しがたい。

今後建設について記録した古文書や、あるいは建築部材に残された棟札、墨書きなどの記録がさら見いだされことになれば、この疑問は解かれるだろう。柳林院では本堂建設替えの計画が話にのぼっているという。現本堂の解体によって、墨書きなどが発見される可能性はある。これからさらなる研究課題としたい。

六 結びにかえて

以上、本稿では柳林院による永慶寺の造営とその建築について見てきた。近世の黄檗山寺院といえは萬福寺の他には長崎県の崇福寺等が知られるが、完成した伽藍の典型例に挙げられるのはやはり萬福寺である。柳林院による善慶院、龍華山永慶寺は萬福寺の均整のとれた伽藍配置を範としながらも、方丈、書院、寝室など奥の私的な領域で建築が充実しており善慶院としての性格をきわだたせている。

秋篠八右衛門の手になつただけに本格的な黄檗建築としての特徴

をもつが、仏殿の移築史料を見ると斗拱の構成などは比較的おとなしい意匠であった可能性がある。

今後、京都秋篠家所蔵史料などから永慶寺関係のものが見つけられれば、さらに建築の詳細な復原を行うことができるだろう。そして現存する建築との比較検討を進めることもできよう。これからの大いなるテーマであると考える。

木慶寺伽藍を構成していた各建築の行方を追うことは建築史研究者にとって限りなく難しく、そして限りなく魅力的な課題である。本研究にあたり、池谷寛道氏には貴重な史料を見せていただいた。人良寺および柳林院は建築調査を御許可下さい、また東京工業大学の伊藤裕久氏には実際の調査で協力していただいた。柳沢文庫三橋稔大氏、山梨県立図書館田中弥氏、甲府市史編さん室にも史料閲覧、建築調査に際して大変お世話をなった。

本稿ながら心から謝意を表したい。

注

- (1) 「甲斐路」季刊No.20所収 山梨郷土研究会、昭和四十六年
(2) 沼崎「宝永期柳林家の甲府城殿舎について」『甲府市史研究 第4号』所収 昭和六十二年十月

- (3) 萬福寺伽藍の各建築については次の修理工事報告書が京都市教育委員会から刊行されており、これらに依拠した。なお本稿中図2、3、4、8、9の各図はそれぞれの報告書から転載したものである。

- 『重要文化財 萬福寺大雄宝殿・普賢修理工事報告書』 昭和四十五年三月 (図4)

「重要文化財 萬福寺通玄門はか修理工事報告書」昭和四十
七年十二月（図2・8・9）

「重要文化財 萬福寺東方丈修理工事報告書」昭和五十六
年六月

「重要文化財 萬福寺西方丈修理工事報告書」昭和五十八
年十二月

「重要文化財 萬福寺天王殿修理工事報告書」昭和六十一年九月（図3）

「重要文化財 萬福寺斎堂修理工事報告書」平成元年三月

（4）「諸色書留」によると宝永七年に倪峯の「龍華山」の額字
が届いたおりに、「山門ニ懸」とある。但しこれが的確に三
門を指すか否かは不明である。

萬福寺の三門は延宝六年（一六七八）現縁門が元
禄六年（一六九三）であるが、萬福寺御藍建設の第一期に最初
の縁門が別に作られており、のちにこの縁門は他の場所に移
された。

（5）萬福寺の秋篠家木刻書には他の建物にも「ゑやうひち木つ
くり」の表現があり、明らかに中間位置に置かれた部材を指
している（注（6）参照）。そこで天王殿の「繪様附木」に
ついても本稿のよう解釈した。

しかしながら天王殿の「繪様附木」は木製古に「大サ若丸
式寸二四寸二分」とあり、本論で解釈した部材より小さい
ので疑問が残る。天王殿の外側の柱にはほかに外側へ向か
う実射木を設け、これに駒脚を付けている。従ってこちらを
指すとする別な解釈も存在しうる。

（6）萬福寺の佛堂・齋堂に関する秋篠家木刻書にはやはり「ゑ
やうひち木つくり」の表現がみられる。萬福寺の「御藍配賞
図」と同様でこちらには「大斗」の記載がなく、実際の建物
の中備を見ると特徴的な露形束（板斗掛）が使用されている。
木刻書の内容から佛堂・齋堂の「ゑやうひち木」がこれを指
すことは間違いないが、天王殿のものとは形態を異ずること
になる。

（7）この史料にはそれまでの縁起略記の版本を作り直したもの
と付記があるが、境内図は文政十年のものと考えられる。

（8）山梨日日新聞社 一九七一

（9）甲府市史編さん委員会 昭和六十三年二月

（10）「山梨県の近世社寺建築」 山梨県教育委員会 昭和五十
八年三月 調査、執筆担当は早瀬田人字建築史研究室。
（東京職業訓練短期大学校教官 東京都国分寺市）

満州事変期の軍国熱と排外熱

一 甲府市を事例として

小菅信子

はじめに

満州事変と民衆をめぐる諸問題は、主として民衆の軍国主義的・排外主義的動員の進展過程を中心にしてきた。

具体的には、今日に至るまでに、満州事変が同時代の人々の意識および行動に画期的な変化をもたらす契機となったことを前提に、事変下民衆の軍国熱・排外熱が、一九三一（昭和六）年九月の事変勃発から三三（同八）年春の國際連盟脱退に至る期間に、必ずしも持続的に高揚していたのではないことが指摘されている。同時に、連日にわたって新聞を駆けた慰問金・慰問品の拠出、出征軍人慰問会の開催、大々的な戦没者慰靈祭、青年子女による志願などに見てとれるような、人々の熱狂的反応は、一つには前線で戦う兵士への同情、一つには戦争による景気回復への期待、また一つには国際的孤立による危機感がその主たる要因であったこともすでに確認されている。

このような先行研究としては、たとえば、赤沢史朗「満州事変の

反響について」（『歴史評論』三七七号、一九八一年九月）、江口圭一、「満州事変と民衆動員」（『日中戦争史研究』古川弘文館、八年）、または、芳井研一「満州侵略と軍部・政黨」（『講座日本歴史 近代4』東大出版会、八五年）などがあげられる。さらに、近年、満州事変期の民衆動員に関する、「ファシズムに基づかない動きをファシズムとどう結び付けるか、軍国主義・排外主義的動員とファシズム的動員を区別すべきではないか」（功刀俊洋「ファシズムと民衆動員」—歴史学研究会現代部会報告、一九八八年—に対する広川慎秀氏の批評）という問い合わせがなされた（『史学雑誌』回顧と展望 第九八編第五号、一九九年、参照）。

また、満州事変と民衆の軍国熱・排外熱の問題について、とくに「意識史」的な考察を試みた先行研究としては、栗原泰太郎「ファシズム化と民衆意識」（『体系・日本現代史』日本評論社、七年）をはじめ、江口圭一による一連の論文（具体的には、「昭和の歴史4・十五年戦争の開幕」（小字版、八八年改訂）、「十五年戦争史研究の課題」（『歴史学研究』第五一一号、一九八二年）など）、

さらに、黒羽清隆『十五年戦争史序説』（上下巻、三省堂、一九八四年）などがあげられる。本論は、民衆動員に関する研究を前提としつつ、方法論としてこれらに負うところが多い。

また、この時期の民衆状況を考察するためには、全国的な状況を前提とした各地方・地域ごとの具体的かつ精密な個別研究が必須である。すでに、満州事変期の県下の国防基金については、藤井忠俊が『国防婦人会』（岩波書店、八五年）の中で、有用な指摘をおこなっている。しかし、満州事変と民衆意識の問題について、中府市を事例とした研究は、本年公刊された『甲府市史』において試みられているほか、ほとんどなされていないのが現状であろう。

以上の点をふまえて、本論は、なぜ「誰も望まなかつた戦争」への道の第一歩を、人々が積極的に内発的に踏み出してしまつたのか、という問いを前後して、満州事変期の甲府市を事例として、事變に対する人々の多様な反応あるいは複雑な闇わり方について、県内発行の日刊新聞各紙の紙面分析を通して考察する。

その際、資料となる新聞は、「山梨日日新聞」（民主党立・発行部数三二、〇〇〇）、「山梨民報」（民政・九、五〇〇）、「山梨時事新報」（中立・九、〇〇〇）の三紙とする（党派および発行部数は、警保局による昭和二年十一月「新聞統計特急調査」より引用）。

一 市民の満州事変と排外意識

一九三二（昭和六）年九月十九日、「暴戾なる支那兵が満鉄線を爆破」の号外が発行された。今日において、神奈川の銃声が関東軍のシナリオによる謀略であったことは周知の事実である。しかし、当时においては、こうした謀略は完璧に隠匿されており、当然のこ

とながら、人々はその情報源である新聞やラジオの報道——これらは官憲による厳しい統制をうけた——を信じて疑わなかった。人々にとって、柳条湖事件・満州事変の発端となる満鉄線の爆破——は、「暴戾なる支那兵」によって起されたものに他ならなかつたのである。たとえば、左に掲げる児童の作文は、満州事変に対する一般的な認識、すなわち、満州事変は、日露戦争において「犠牲性をはらい」獲得した満州の権益を守るために自衛戦争であるという認識を端的に表現しているといえよう。

「軍歌が元気よく聞える度に、思ひ出るのは、叔父様の事だ。生きていらっしゃれば、今年五十歳になるさうだ。此の叔父も日露戦争の時、あの二〇三高地の土と消えたのだ。……略…斯うして多数の日本軍人が血を流して得た後の地の権益を侵されて、何で日本が黙つて居られやう。……略…日本は神国だ、神國の日本人には昔からの大和魂といふ強い見方がついてゐる。何、日本が支那なんかに負けるものか、きつと勝つ。世界中丸かつて來てもきつと勝つ。日本は神國だ、日本は正義のために戦つてゐる。誰が来ようと、正しいことはどこ迄も正しいのだ。正義は永遠の勝利だ。」

（高二男子「軍歌、満州事変を子供から聞く」、『山梨民報』、三十二年三月四日）

また、正義のために戦つてゐるという意識は、交戦国に対する侮蔑感を引き出し、さらに助長する。日清・日露戦争以来、「支那」に対する侮蔑感は人々の心の底に沈殿していたが、いわゆる軍国川にはそうした感情を詠んでいるものが多い。たとえば、

「支那兵の屍体へ寒い月が照り」

(春雨連「山口柳壇」「山梨日日新聞」、三十一年十一月三十日)

「事變から麻雀熱が冷めかかり」

(同、十二月一日)

「他愛なく支那を懲らして君元氣」

「満蒙の虫けら拂う日本刀」

(「出征軍人家族慰問」、十二月十四日)

「拳骨の程度で支那をあいしたい」

(同、十一月十八日)

「茄切つた胸チャンコロも此通り」

「心配をするな相手はチャンコロだ」

(同、十二月十九日)

事變勃発直後には、「号外の鉛に心もくもる」中国人留学生に、若干の同情が集まつた(『民報』、三十一年九月二十四日)が、そうした同情も、間もなく警戒心に代わり、さらには、身近な人間の戰死の報に接することによって、悔喪感は敵意に転じていく。その結果、これらの川柳から感じられる独善的な一種の余裕も、徐々に薄れていくのである。

さて、こうした人々の敵意は、「支那」だけでなく、國際連盟に対するものでも向けられた。厳しい報道統制と自己規制の結果、新聞がこれとともに向けてられた。厳しい報道統制と自己規制の結果、新聞がこれとともに向けてられた。しかし、こうした敵意はあくまで漠然と國際連盟に対して向けていたのであり、必ずしも連盟参加諸国に向けられていたのではなかつた。というのも、人々の意識の中では、歐米諸国とも一場合によつては國際連盟すらも——「大ちやくでするい支那兵」の被害者であったからである。

ジャーナリズムは、一方で國際連盟に対する敵意を煽りながらも、その一方で連盟諸國もまた「支那兵の暴虐」に憤つてゐるといらいメージを人々に与えた。たとえば、奉天でホテルを経営するドイツ人およびその宿泊者が暴行をくわえる支那正規兵(三十一年十一月十八日)、上海で米国婦人に乱暴する支那兵(三十一年一月二十五日)、英國義勇軍を襲撃する便衣隊(同一月二十一日)などがそれである。さらに、こうした記事の一方で、上海事変下の上海においては多くの欧米居留民が日本軍の勇敢な行動に心酔して「外人皇軍ファン」となり、慰問品や慰問金の拠出をおこなつてゐるとか、武官連が停戦にあたつて即座に戦闘行為を停止した「日本軍の立派な行動をほめそやし」、「この旨を各国民政府ならびに國際連盟に打電した」(同三月八日)とか、孤立化しつつある日本の実像を執拗に隠蔽する記事が掲載された。この結果、人々が、「今に日本の正しい事が世界の人に分かつて来る」(「日支事變に小国民の赤誠」、「一月十八日、『民報』)という期待を抱くようになるのは当然であつた。

このように、満州事變下民眾の排外意識は、「支那」に対して顯著であり、連盟諸國に対するそれは、排外意識というよりはむしろ日本に対する諸國の「無理解」や「非理」に対する憤慨であった。ゆえに、満州事變期における人々の排外熱を考える時、嚴密には「外」は「支那」なのであって歐米諸国ではない。誤解をおそれずいうならば、自らの立場を確信する限り人々にとつて歐米諸国はむしろ「味方」となりうる潜在的可能性すら有していたのである。そして、こした認識こそが、「支那」に対する人々の排外熱をかえつて容易に高揚させる要員となつたのではないかだろうか。

二 甲府における軍國主義

次に、この節では、甲府初の戦死者である森下良雄を主人公とする軍國主義を例に、上海事変をピーカーとする人々の軍國主義・排外主義について考える。

民衆の軍國熱や排外熱は、一九三二（昭和七）年一月二十八日の上海事変の勃発——これも柳条湖事件と同様に閏東軍による謀略であったとともにそのピーカーを迎える。今日、この時期の軍國主義としては、「肉彈三勇士」が最も有名であろう。彼等の壮烈な戦死は全国的にセンセーションをおこしたが、甲府では、「森下上等兵戦死」の報によって、すでに一月ほど前からこれと類似の現象がおこっていた。

具体的には、同年一月二十九日、上海事変勃発の翌日、満州十星河西において、独立守備隊第三大隊第二中隊員森下良雄（二十三才、市内寿町）および土屋勘一（二二才、東山製錠松里村）の両名が、「支那兵庫」と「大激戦」の末、「名譽の戦死」をとげた。これは前に、山梨県出身の戦死者は四名を数えており、いずれの報についても大きく紙面が割かれたが、森下らの戦死の報も、その翌々日には各紙で大々的に報道された。とくに、森下は、甲府市から出征した兵士のうち最初の戦死者であり、その戦死の状況や家庭事情から人々の同情を集めめた。そして、「すべてが軍人の典型」である森下の戦死に関連する記事は、以後連日各紙に掲載されるようになる。一方、戦死第一報に、地元寿町は即座に全町弔慰を掲げ、在郷人会および青年訓練所は花輪を送り生徒を派遣した。こうした人々の反応について書かれた児童の作文を、次に引用しておく。

（「森下上等兵、事変を読み込んだ児童の文芸」『民報』、三月二十日）

この作文から、知らせを受けた地元の反応が鮮明に浮かび上がつてこよう。在郷人会および青年訓練所は、これらの対応に載って、一月二日彼の中隊長と機を同じくして、「慰靈奉拝式」を森下家門前でとりおこなった。この「追悼式」には市長、助役らも出席した。さらに、翌日には連隊視察のため入城中であった第一師団長林千之

天皇へいかにめられて、まんじうへ行つてしなのへいたいとしたかつて居る中に、てきのたまにあたつてとうとう、めいよせんしをしたのです。其の知らせを寿町の青年が聞いて、まだ朝くらい中に僕の家へ来て、森下さんがせんしをしましたから、はたへ黒いきれをつけて立てて下さい。と言つたので、お父さんは、それは実にお気のどくな事をしましたと言ひながら、すぐはたを出して立てました。ごはんをたべる時、お父さんは、天皇へいかのため、お国のために死んだのだから、おこのの来る時は停車場までむかへに行きませうなどと言はれました。僕は森下さんの家も、森下さんも知りません。聞けば森下さんの家では、お父さんは小さい時死んで、お母さんが一人ださうです。本とうにお氣のどくの事です。

こんどおこつが来ると、甲府市でおさう式をにぎやかにやるさうです。僕は其の日におりたいと思つてゐます。森下さんのやうなつよい兵たいさんばかりだから、日本は強いのです。よその国にまけんのです。僕も大きくなつたら森下さんのやうな人になりたいと思います。」

中将が、県知事および連隊長とともに森下宅を訪ね、弔意を表した。

森下の市葬は、「二月二十七日、市内太田町公園において、空前の規模で挙行された。市がこの葬儀にいかに尽力したかは、葬儀委員の顔ぶれを見れば瞭然である。葬儀委員長に市長助役、委員に市会

正副議長、議員、事務員をはじめ、在郷軍人会、青年団、少年団、

商業学校同窓会、職友会、町越代、市役所各課の各代表が名を連ね、

文字通り市を擧げての葬儀であった。各紙によれば、まず当日は、

甲府連隊より派遣された七名の喇叭手の合団で出発、その遺骨は五

〇余の儀仗兵で守られ太田町公園へと運ばれた。弔旗二〇余、花輪

六〇余、その後を市内各小中学生、青年団員、一般參觀者が続々、

葬儀の導師六〇余、葬列は約五丁の長さにおよび、参加者は約一万

五千人を数えたといふ。

こうした葬儀にあわせて、市内某旅館と甲府劇場では、「森下上等兵劇」が相次いで上演された。とくに、甲府劇場において上演されたのは、「森下上等兵と岡部一等兵」と題される劇で、その内容と翻訳は次のようなものであった。

「最初支那民屋の場で岡部一等兵が手紙と写真を受取つて泣く、森下上等兵が慰めながら岡部一等兵の身の上話を聞く辺り見物人に涙を絞らせる。そして、事情をきいて『さうか、それなら泣け、うんと泣け、強い人ばかりが軍人ではない、それより身体を悪くしては駄目だ、火にあたれ』と云ふ件は人情味たつぶりでご両人上出来と云所。それから森下上等兵が斥候を命ぜられた時岡部が泣いて同行を求むると『お前は病身だ』と慰めるあたり、また一寸した台詞だが森下が中隊長にむかひ『中隊長、岡部は可愛い奴であります』と言ふ一句などはホロリと

させられた……略……「森下上等兵が負傷して失神した時日本軍のラバの音を聞いて喜ぶしぐさや、最後に軍旗に対してすぐりつくあたり息もつかせぬ巧妙さだ」（『山梨民報』二月二十日）

こうした劇評からうかがえるように、この軍国劇は「軍人の範」あるいは軍人の理想像を、その勇敢さと同時に人間性に見出すことによって、人々の「ウケ」をねらったのである。そして、逆の見方をするならば、「名譽の戰死」をモチーフとする軍國主義の氾濫した上層社会で、人々はこうした美談の中に軍人の人間性——この劇作家の言を借りるなら、「人間としての軍人」——を見出し、軍國主義への順応を肯定し促していくのである。

十五年戦争初期における人々の内発的な軍國主義化は、直接的にマスメディアによる人間性あるいは人間の「情」の強調と密接に関連していた。そして、この時期にマスメディアが果たした最も重要な役割の一つは、軍國主義的偶像を亂遁し、人々に「死」に対する抵抗力をうなづけたことにあったといえよう。軍國美談の主人公たちは、戦死することによって「英雄」「護國の鬼」として紙上に崩壊の生命を得、現実に生きている時以上に紹介に人々に語りかけた。血書や血羽などによる若年層のヒステリックな志願が激増した背景には、今や「スター」である「豪傑」たちへの憧れがあった。この意味で、十五年戦争初期のマスメディアは、華々しい戦死報道によって本来の意味での「死」を隠すことに成功したといえるのではないだろうか。

三 「軍國の母」たち

さて、前節で述べたような「名譽の戦死」という美談は、他の軍国美談や報國美談とは質的に異なるものであった。なぜなら、この時期の美談は、その多くが「反応」としてとらえられるものであるが、「名譽の戦死」あるいは出征にまつわる美談は、民衆意識の軍国主義化に多大な影響を与え、他の美談を生み出す「主体」としてとらえることができるからである。そして、こうした軍國美談の影の主役は、戦死者の母であり出征兵士の母であった。

最初に、森下上等兵の母もん（当時六五才）の場合について考えてみたい。「山日」（一月三十日）によれば、息子の戦死第一報に接して、良雄を「女手一つで成人」させたもんは、「涙石に名譽ある軍人の母らしく一滴の涙も見せず『御國の為、天皇陛下の御為に死んでくれたのですから、私としては軍人の母として心行くばかり嬉しく、一人前の軍人の母として皆様に頗る合わせも出来る訳です』」と記者に対して「在りし日の乃木将軍夫人静子氏」を慰むせる態度で接したという。一方、「乃木少年隊」の隊員であった尋常小学校五年の男子生徒は、後日森下家を慰問し、もんと対面した時の様子を次のように語っている。

「そこへ森下様のお母さんが、泣きはらした日で出ていらっしゃった。『どうか皆さん…あの憎い支那兵を…支那兵を御国のために時が来たら必ず討つて下さい。森下の、森下の母がかうお願ひします』といはれる」（「戦死せる勇士の生家を訪なふ、満州事変を子供から聞く」『民報』、三月十日）

「涙」を流すことはなかった。そうした記事において「涙」を流すは、もっぱら美談に「関心」する軍閥係者や記者であった。しかし、読み記事や文芸欄で、彼女らは「涙」を流し、「親心」をほとばしらせた。出征兵士を息子にもつ母たちにとって、当然のことながら戦死は「名譽」ではあっても「本望」ではなかったのである。インタビューを受けたある出征兵士の母（六四才）は、次のように息子の安否を気遣っている。

「大丈夫だと思ひますが、死ななくはあります。ですから毎日神様に御祈りしてゐるわけでございます。…略…これが母の真情です」

（「軍國の春」「山日」、三十二年一月七日）

今や彼女に慰安を与えてくれるのは、唯一満州から届けられる「戰地の便り」であった。兵士たる息子は、「一日間飯も喰はず、水も飲まず」古誠子における接戦の末、「剣銃で支那兵の咽喉を突いて戦死を免れた。その瞬間を、彼は母に宛てた書簡の中で、『とても気持ちがわかるかった、人を殺すといふ事はいやなものだ』と述懐した。この手紙を読んだ母は、その後次のような夢を見たと語る。

「昔」「息子の名前」が帰ってきたのです。青い着物を着てね、おう、よく帰つて『どうして青いキモノ等を若たのだい?』と聞くと『戰地に行つたから』といふ、戸を開けると妻がない」（同前）

論者の細い分析を待つまでもなく、このエピソードから、たとえ

「正義」のためであれ「人を殺す」ことに對して、母子ともに強い抵抗感をもつてゐたことが読みとれよう。

また、別の「軍國の母」(六才)は、事変が息子の隊員を「よいにして」しまい、「折角の正月も『一年一人ほつちまし』で過ごさざるを得なかつた。孤独のうちに、彼女は、「今华こそは伴と二人で正月ができると思っていたら、慎いちやんころの奴が」と、支那兵に対する憎悪をつらせていたが、「戦地の便り」が届けられる

と、「この質状と一緒にさへゐれば伴と元旦を迎へたとちつとも変わりはない」と呑び、神廟に息子の好物である饅頭を「沢山捧げ」た。さらに彼女は、事変勃発以来、「國の為だから次男坊だから死んでもよい」と口うきい聞かせつゝも、戦地に激励の手紙と凱旋りを送り続けた。しかし、「どうも女はいけない。強いことを言っても却つて悲しくなる様に書くから」という息子の要望で、やむをえず以後一切の戦地行きの手紙を大家に頼むようにした。そして、息子の返事が滞りがちになると、新聞をとり報道写真の中にわが子を探した。そして、そのように語りながら、彼女は「いつの間に藤の上に軍事郵便用封筒を並べてゐた。それが誤でぐしよぬれに」なつてゐたといふ(「軍國の母」、一月九日)。

あえていうならば、こうした「軍國の母」の悲哀は、二重の悲劇としてとらえるべきであろう。一つは、息子の出征、戦死という直接的な悲劇であり、今一つは自らの悲しみを語ることによって次の悲劇を容易にしてしまうという、いわば間接的な悲劇である。實際、森下の母の訴えに、人々が「懐い支那兵」に対する敵意を高めただろことは想像に難くない。軍國熱・排外熱のひとつの中点は、まるで戦死者の家族に対する同情にあつた。多くの「軍國の母」

の悲しみから生じた敵意は、「支那兵」に向けられ戦争そのものには向けられなかつた。もちろん、こうした反応の背後に反戦的言動の徹底的弾圧という事實を見逃すことはできない。しかし、その一方で、家族を失つた者やむをえない非理性的な言動が、軍國主義化に拍車をかけていたのも事実であろう。ここに、人々の戦争暴力といった問題の、最もデリケートで、最も危うい側面が潜んでゐるのである。

四 愛国心の序列

江戸は、満州事変勃発に際して、「生活に恵まれない人の方がむしろより戦的であり、耕作的であった」(「十五年戦争の開幕」)と指摘している。そして、その理由として、満州事変が、これらの人々の、中国に対する蔑視感、満蒙への執着心、日常生活のうつぶんのはげぐもとなつたことをあげている。これらの問題について、本論においては、一九三二(昭和七)年三月末に甲府劇場で開催された、出征軍人および家族に対する慰問会「順と舞踏と映画の夕」を中心に論を進めていくこととする。

最初に確認しておかなければならないことは、この慰問会が「甲府オールカフニーの娘子軍」、すなわちカフニーの女給らによつて開催されたという点である。もともと、一般的に、当時開催された慰問会の「慰問」という肩書きには時局娛樂的な色彩が濃く、實際その内容は、軍國熱や排外熱を高揚させるというよりも、娛樂本位の演芸会であつたり、教養講座的なものが少なくない。實際、多くの慰問金を得るために、会の演目はむしろ娛樂的でなければならなかつたのである。この意味で、昭和初期の「エロ・グロ・

「ナゾセンス文化」の旗手であるカブー女紳による懇親会は、たしかに「意義ある催し」であった。

四三七

御花見

九
賦予詩

爱国少年

七、映画主題歌劇

カフ三一行進曲

230

三

九
映尚

風雲青雲城

具体的に、「唄と舞踊と映画の夕」開催に主る趣旨を認識してみたい。まず、主催者である「山梨民報」紙上でこの慰問会の開催が予告されたのは、同年三月十三日のことであった。以後、二十四、二十九日の会当日まで、「民報」は、「唄と舞踊と映画の夕」の盛會を期して、紙上で一人キャンペーンを繰り広げた。それらの記事によれば、この慰問会は、当初女給ら・八〇余名によって「出征兵士慰問後援会」が組織されたところを端に発する。そして、このうち五〇余名が有志として慰問会の出席者として選ばれ、ただちに下り古を開始した。

紙上キャラバンにおいては、憲田三人ないし四人の出席者の写真が掲載され、「何れも美人揃ひ」であることが披露された。十七日に予告された当日のプログラムは以下のとおりである。

- | | | | | | | |
|-------|--------|----------|------|--------|-------|------|
| ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① |
| 小唄舞踊 | 寸劇 | 独唱 | スケッチ | ジャズダンス | 独唱 | スケッチ |
| 窓に免れて | いんちま同志 | 朗らかにならうよ | 停車場 | 水兵 | 丘を越へて | 自動車 |
| 打機である | 文芸部員 | の会員券 | さて、 | たのは、 | 敵問会成 | たとえは |

参加したことなどを示す。実際、希望者通りで出資まみならず裏方に甘んじる女給も出始めた。また、カブミー以外でも、歌舞社、舞踊團、山梨童話研究会、美育院、呉服店、仕立屋といった人々が協力あるいは無料奉仕を申し出た。彼等にとって、この慰問会は自社宣伝の好機であった。さらにレピーターを指導するべくカジノフォリーから文芸部員が派遣された（十八、二十一、二十二回）。結局、二〇銭の会員券三、〇〇〇枚は「十口までに完売、満員御礼となつた。

さて、「民報」がこれらのキャンペーンにおいてとりわけ強調したのは、「生活戦線に立ち働く女性」が、いかに「必死の努力」で慰問会成功のために「團結して精進している」かという点であった。たとえば

「甲府市オールカフエーから参加した数よりの美人娘子軍は、

- ## 二、劍舞

ぐましいまでの猛練習を続けてゐる」（三月十五日）

「ねむい目をこすりながら早朝から汗だくになつて次からつぎへと猛練習がおこなはれてゐるが、ここに集まつた五十名の女給達はいつしか姉妹の如き友情をもち、「シャンデリアのもので五色の酒を飲むとて：御國の為めに働くよ…心はいつも彼の地の皇軍兵士に走つて」なぞと、たがひに脇まし、慰めて練習に精進する様は、これが女給さん達の心情かと思はれぬやうな、全く他では見られぬ床しさと親しみを見せてゐる」（同十七日）

いうならば、カフニーの女給が「御國の為」に「就後の勤め」を果たす—すなわち、慰問会を開く—という意外性が、「唄と舞踊と映画の夕」のアイデンティティーだったのである。これに随連して、出演者らは次のような「抱負」を語つてゐる。

「私は私の心情を舞台から大衆に披露する為めにこの運動に加わつたのです。御國の為めに彼の地に働く皇軍の事を思へばじつとしては居られないのです。うんと懸命でやりますから皆さんに応援していただきたいのです」

「とかく誤解され易い商売にある私等です、こんな時に弱い商売に働く私たちの眞の気持ちを皆様に知つてもらいたいのです。生きて帰らぬ死を覺悟して祖国のために戰線に立つて戦つている皇軍はどんなに困苦をなめてゐることでせう。こんな事を思へばたとへ家族の名が出征しないにしても、だまつて見て居られませうか！」

街頭で千人録をやつたときでも、たくさん縛つて上げたのは私たち同じ商売の人だといはれてゐます。私たちは皆んな眞

剣です。」（同十五日）

ここでいう「千人録」の挿話は、同年三月八日付「民報」の記事、すなわち、「千人録」を集める女子青年団と記者との、次の

ような談話によると思われる。

記者 どんな夫人が一番余計に騒つて呪れますか。

脚部「青年團員」 T. 女が絶対数をしめてをります。彼女は

実際真剣ですかね。

記者 女学生なんかはどうですか。

脚部 大概、はずかしそうにしてもじもじしながらやつて呪れる始末ですから？

記者 興奮なんかはどうですかね。

脚部 十二口問も我々は声を枯らしてやつてゐますが、その間僅か二名しかありません。外にも脚分運行しますが冷淡ですよ。

記者 では女給なんかはどうですか。

脚部 女給さんは皆縛つて呪れてゐますよ。進んでやる点は女

T. さんと似てゐます

記者 その他一般婦人はどうですか。

脚部 何れも熱心でしたよ。

（「誤ぐましい街頭の奉仕、千人針を求める人と疊る人々」）

この談話はさらに、間違つて男性が譲おうとした例—周知の通り、この奉仕は男性には出来ない—、献金しようとした例などをあげているが、「洋装なんかしてる婦人はてんで見向きもしない有様だつた」という指摘がなされている点は興味深い。こうした現象に、脚部は「若い人たちには良い実物教育」になつたと語り、記者は「此

の簡単なる問答に含まれた現代社会の国民性を深く考究させられたと批評しているが、このことは千人針に進んで協力する女給や女工が、芸妓、あるいは女学生や上流の洋装婦人より社会的な地位は低くとも、統後をまもる婦人として高く評価されていることを示すものである。

女給の場合、彼女らは、大衆の娛樂欲求を芸妓と違って安易に充足してくれる、いわば「エロ・グロ文化」時代の草的存在であった。しかし、県内における彼女ら生活実態は、大都市部とは違つて悲惨であった。女給は、失業女性の再就職であり、貧農の娘たちが家計を援助するためには最も安易な就職でもあった。とくに昭和恐慌下では生活苦からの自殺者が続出したが、女給もその例外ではなかった。彼女らの劣悪な生活態度については、潘納勉介に赴いた市の現務員が、その所有物の少なさに差押えられることさえできず、結局脅迫状だけをおざなりに発送する他なかったこと（『甲府市史、通史編第三卷近代』、一九〇〇年、六六一七頁）からもうかがうことができるよう。

このような状況下で、「非常時」においては、万事「愛國心」一次第で社会的評価が逆転する可能性が、彼女たちにアピールされていたのである。いいかえるならば、満州事変の熱狂の渦の中では、「愛國心」を發揮する度合いによって、その職種や階層にかかわらず社会的な序列が決定されるという幻想が、多くの社会的経済的因素の軍国熱や排外熱を一層高揚させたのであった。

おわりに

以上、満州事変期の甲府市における人々の軍国熱・排外熱につい

て、若干の考察および分析を試みた。紙面分析に終始したこと、また、時期的に、満州事変勃発以後、上海事変期に至るまでが中心となつたため、上海事変の停戦協定が刻印される「十二年五月以後、三十二年春の國際連盟脱退に至る時期の軍国熱・排外熱の諸相について」が、できなかつたことなど、反省点は多い。とくに、連盟脱退期の民衆の軍国熱・排外熱は、松岡全権のパーソナリティと密接に関わっている。ゆえに、これについては、松岡が連盟脱退後推進した「政党解消運動」に対する県内の反応と含めてあらためて論じるべきであろうと思われる。

また、本論では必ずしも地方としての甲府といった視点から市民の軍国熱と排外熱を考察しなかつた。論者はすでに、この問題について、事変勃発直後、市会を中心に、在郷軍人会・連隊關係業者らによって開催された「甲府連隊存護運動」を中心考察をおこなつてゐるので、そちらを参照されたい（「甲府連隊」存護運動については、拙論「満州事変と民衆意識に関するノート——『甲府連隊』存護運動を中心に」、上智大学大学院史学専攻院生会編『丸尾井史学』第9号）。

満州事変勃発とともにヒスティックなまでに高まつた民衆の軍国熱・排外熱はそれらを支える下部意識においてはきわめて多様であった。そして、多様であったがゆえに、人々の軍国熱・排外熱は積極的かつ内発的なものとなりえたのではないか。いうならば、「十五年戦争の開幕」において、満州事変は、国内の人々にとっていまだ一定の美的距離を有する効果悪のドラマであった。それゆえに、人々は予め定められた調和・自らの正義にたのみ、毅然たる態度を保つていけば必ず理解と勝利に至れるというヴィジョンを確信し、

「死」に対する抵抗力をやしなうことができたのである。また、これらは積極的かつ内発的熱狂の核となつたのは、敗死者およびその家族に対する同情であったが、この段階においてとくにアービールさんは戦死の「名誉」と同時に、その悲哀であり彼等の人間性であった。そして、人々の熱狂はとくに後者をその核とするものであつたといえよう。さらに、事変は社会的経済的弱者に対する種の疑似革命的幻想を与え、とくに「生活に恵まれない人々」の熱狂に拍車をかけた。

このように、人々の軍国熱、排外熱は必ずしも事變支持をその根

底とするものではなかつた。しかし、それゆえにこそ、ここに「誰も望まなかつた戦争」への道の第一歩を、人々が積極的に内発的に踏み出しまつた理由がひそんでいるのではないだろうか。今後は、こうした多様な事例をより多く抽出しながら、軍国主義化を既に支える民衆の多様な欲求が、十五年戦争期において、何に集中していく—あるいは集中させられていく—のか、という問題について考えていく必要があるだろう。

(上智大学大学院後期博士課程 堀山市)

要害山城の構造

千田嘉博

はじめに

ることを目的とする。なお現地調査は、一九九〇年四月・六日と七月七日に行つた。

一 要害山城の研究

要害山城に係わる成果は多いが、ここでは本稿と関係する遺構分析の上重要な研究を概観する。

本田昇氏は「要害城」で繩張りの特徴の検討を行い、「武田氏が滅亡したあと、徳川氏、加藤氏などにより大改修され、そのとき数多くの石垣が築かれたものと考えられる。(中略) いずれにしても後に虎口(城館の防御された出入口・筆者註)などを中心に大改修されたことは事実であり、この城に武田氏の築城の面影はあまり残っていない」というべきであろう。¹⁾としている。

これに対し八巻孝夫氏は「岩殿城」のなかで要害山城にもふれ、要害山城にも見られるような尾根筋を切る、堀切に架けられた土橋の両側を直接堅堀にするのが武田氏の山城の特徴であるとした。²⁾

さらに池田誠氏は「武田氏築城術の一考察」で堅堀の配置と虎口の関係を指摘し、要害山城北西端の一本の巨大な堅堀の間を登るの

標高七七五m、比高二五〇mの山城である。すぐ南東の尾根には支城といわれる熊城があり、ある時两者はセットで使用されたと考えられる(図一)。創築は『高白斎記』がいう水正一七(一五二〇)年とされる。翌永元(一五二一)年には今川氏が中井郡に侵入し、武田信虎夫人などが要害山城に差しめたという。また天正四(一五七六)年には武田勝頼が要害山城を修築したが、その後新府築城に踏み切ったので、根本的な改修ではなかったと考えられる。

このように要害山城は古くから武田氏の居館、腰廻³⁾時代の詰め城として知られ、武田氏の城の代表として注目されてきた。しかし近年の城館構造研究の進展で、武田氏滅亡以降の改修を受けていることが指摘され、改めて、城郭構造の再評価が求められている。

そこで本稿は、要害山城とその南東に位置する熊城の構造を考古学的な地表面観察によって把握し、改修の有無、築造年代の推定を行つ。そして城館構造の成果を地域史に位置づける基礎をつく



図1 要害山城とその周辺

が、本来の城道であるとした。そしてこのような特徴は白山城（並崎市）などにも見られ、堅堀と虎口を組み合わせてつくること（本稿図三の虎口 g 部分）、ルートを限定的に設定したことが武田氏の築城技術の一つと評価した。

また萩原三雄氏は「甲斐武田氏の城と城術」で要害山城の南東に位置する熊城の果たした役割を指摘し、両者を合わせて評価することの重要性を説いた。

先学の要点を整理すると、①要害山城の評價は熊城を含めてすべきである。②要害山城に見られる武田氏の城郭プランの特徴は、a 堀切を直接堅堀にすること、b 堀切と虎口を組み合わせていることである。③虎口を中心いて天正一〇〇年以降の改修が認められる。という三点に集約される。そこで諸点に留意し、先学の成果に導かれて筆者が作成した遺構図を示し、具体的に検討していく。

二 熊城の構造

熊城は要害山城と谷一つ隔てた南東の岩がちの複数尾根に架かっている（図2）。要害山城とは若干の比高差があり見下ろされる位置になる。後述するように堅張りから武田氏以前の城郭である可能性はない。またこれほどの至近距離に築城主体を異にして城が築かれるのは、付城しかなく要害山城の場合そうした可能性は考えられないでの、文献からは確認できないが、熊城は要害山城の支城と評価すべきであろう。

熊城は尾根統きを遮断するため東方に堀a・bを、西方に堀cを入れ城域を西す。堀切はいずれもそのまま深い堅堀となつて斜面を区切る。堀cには土橋が架けられているが、両側の曲輪（防御され

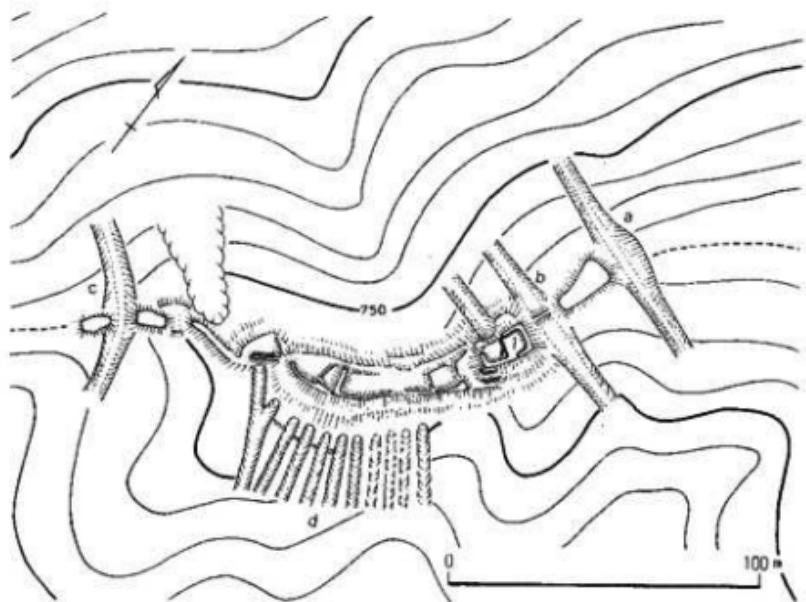


図2 無城要圖（千田作圖）

た人為的な削平地) 而までにかなりの落差がある。主郭は一で二方に土壁が巡る。主郭1の土壁内側など城内の所々には石積みが認められる。小型の自然石もしくは自然石を切削して積上げたもので、いわゆる穴太積みの石垣ではない。主郭と下段の曲輪とはスロープ状の土壁をつたて出入りする。

これから南西へ六つの曲輪が連なる。一貫して南方に土壁を持ち、防御の要点がこの方面にあることを示している。また各曲輪をつなぐ虎口は土壁の対面の北側にあり、単純だが洗練された構成を持つ。空堀群の存在である。現在一本の痕跡が確認され、このうち明瞭なものは六本程度である。戦状空堀群と上の曲輪とは数メートル以上離れていて、連結はよくない。また空堀群が築かれている斜面の傾斜はかなりきつく、戦状空堀群の設けられた斜面としては、最も厳しいもの一つである。

しかしこの部分を地形図で見ると、小さな尾根が南に伸び始める所で、この空間を戦状空堀群によって横し、敵兵の集団行動を制限して、城兵の曲輪内からの防衛を有利にしようとしたものと考えられる。戦状空堀群はその構造から大きく二つに分類される。一つは戦状空堀群だけを使用するもの（第一類）、もう一つは戦状空堀群の最上部、いわゆる頭の部分を等高線と平行に伸びる横堀でつなぎ、戦状空堀群と横堀を組み合わせたものである。（第二類）。

横堀が山城で使用されはじめるのは、概ね承暦期なので、複雑な構造を示す第二類はそれ以降につくられたことが明瞭である。武田氏も各地への遠征時に築いた城郭に横堀を多用して有名な丸馬出しを完成させており、承暦期以降は横堀による曲輪の機能分化を実現

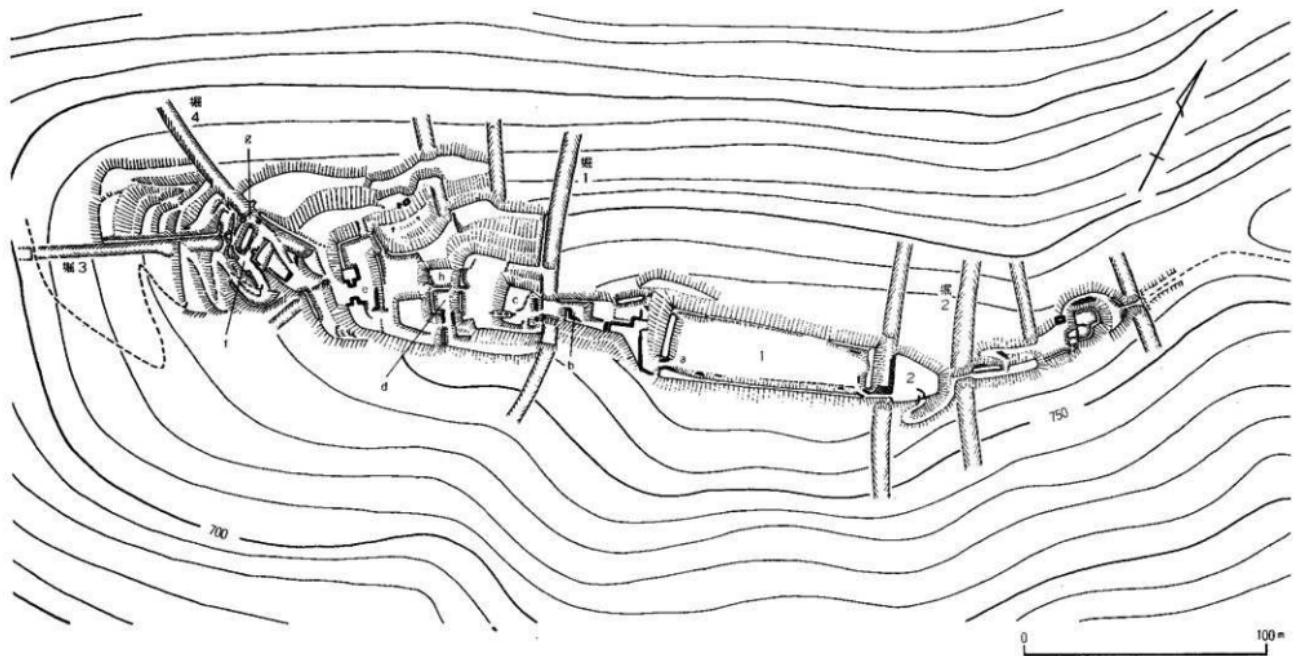


図3 要害山城要圖（千田作図）

している。このように考へると、横堀を使用せず、初頭的な第一類の敵状空堀群のみを使用した熊城形成の初期は大文期以降・永保期以前とすることができる。

この時期は甲府、鷹巣ヶ崎館城下町の骨格が一通り出来上がった時期で、大永元（一五二一）年の今川氏の侵入を契機に築かれたと推測される熊城は、城下町の充実に伴って、本城要害山城と共に再整備されたのであろう。

三 要害山城の構造

要害山城は東西四〇〇田以上にも及ぶ空堀たる山城で多数の曲輪、堀切、堅堀を複雑に組み合せて構成されている（図二）。現在ハイキング道が城内を通っているので主要部の調査は比較的行いやすいが、所々で遺構を破壊して、正しくないコースをとっているのは残念である。早急な改善が求められる。

要害山城は堀1と堀2に囲まれた内側を中心郭群とし、堀1より西を大手ルート上の多彩な機能を持つ前衛の郭群、堀2より東を尾根続きに対する後衛の郭群とし、三つの部分を合わせることでつくられている。要害山城の基本的な構造はすでに先学者が指摘しているので、以下虎口とその入り方に注目して分析を進めよう。

1が主郭である。きわめて律義な四角いプランを複雑な山上につくりだしている。一部北側で土壁の痕跡が認められない部分があるが、本来四周すべてに土壁を巡らしていたと考えられる。ただし、正面の谷が広がる南側の土壁が北側より高さ・厚さ共に大きい。そして虎口が開く東西の土壁はさらに大きくなっている。しかし上段上に橋が建つほどの広さではなく、橋の一端を曲輪に、もう一端

を上段上に乗せるものでないかぎり、曲輪端部に迫り出した橋状の建物はなかつたと考えられる。

主郭1の正面虎口がaである。a自身は両側を石垣で固められた

単純な半入りの虎口を基本としているが、虎口を出た所に石垣が付加されたことで、虎口全面で大きく一度曲がって進入する構造になつていて（図四）。

虎口bは中心郭群を護する堀1に入った所に設けられており、重複的な位置を占める。この部分も上段内側に石垣を築き、改修した痕跡が明らかである。この土壁のために上の曲輪との組み合せが生じ、進入するには一度曲がって虎口空間bを経て、さらにまた曲がつて進む構造になつていている。

虎口cは中心郭群から一步踏み出した所にあり、攻撃的な性格を持つ。堀1の尾根認分が土橋でなく、広い曲輪のまゝつながつていて、一体性はきわめて強い。現在ハイキング道は西からまっすぐ曲輪内に入るが、これは破裏道で、本来は南にまわり込んで側面から入った。こうした構造はいわゆる馬出しに共通する点が多く、虎口cの曲輪を馬出し的機能を持つものと評価できる。主郭後方の曲輪2も同様の性格とすることができよう。虎口dは典型的な外堀形の形態を示す。同じ外堀でも、武田氏が多用したヨ字形に土壁を合わせた、城道直進型の外堀形とは明らかに異なる。外堀のため進入するには一度曲がって、虎口空間dを経出し、さらにもう一度曲がることになる。外側の虎口の通路部には石垣を備え、改修の跡が認められる。

しかしここで注目すべきのは北側の平場eとの関係である。dとeはほぼ同じ高さで幅も等しい。两者は唯一dのまわりを巡る上

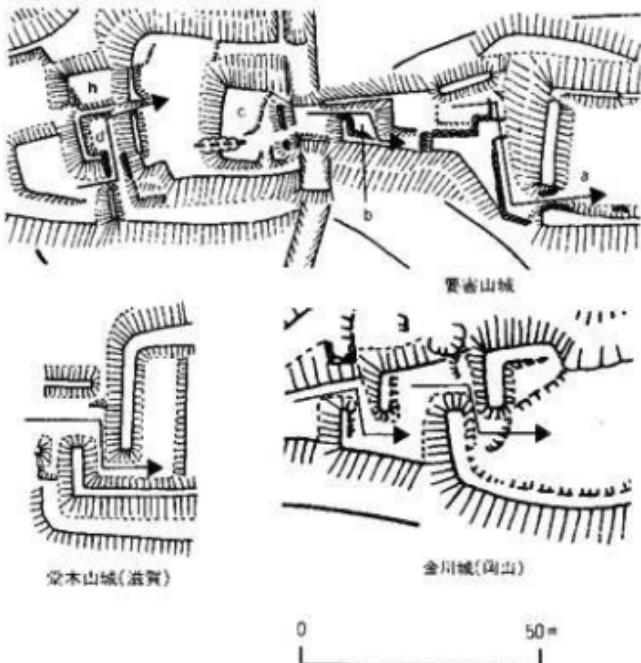


図4 要害山城の虎口比較図

墨だけで区別されている。外桥形のつくられ方としてはかなり特異である。こうした特徴から、外桥形がつくられる改修以前、dとeは、つづきの腰曲輪だった可能性が高いと考えられる。つまりある時期、腰曲輪の南半分を虎口空間に強引につくり変えたのである。こう考えればd・h間の処理の違和感もうまく説明できる。ただし、現状では外桥形の上壁に直接ハイキング道が上がってしまい、遺構をかなり痛めている。適切なコース変更が必要だろう。

虎口eは要害山城で最も整った、立派な城門である。虎口後方には上の曲輪の城壁が迫っており、武田的ない城道が屈曲するタイプの内桥形として機能したと考えられる。そしてこの虎口は他と明らかに違う大型石材の石垣で固められている。虎口形状の洗練さ、石材の大きさと積み方から、最も改修年代が下る部分と考えられる。

虎口fは現在の主要な登城ルートに連なる城門で、山麓から登ってくる時に立ち塞がる最初の門である(図5)。後方の城門を出た位置のfは若干の広場となっていて、特別な虎口空間として機能する。馬出し的性格としてよい。そこから麓へ城道は堀3の南側のコースをほぼ往時に止しく下っていく。堀3の北側には高い土壁とテラス状の斜面段が備えられ、城道をはずれて北側斜面に敵兵がまわり込むのを防ぎ、さらに登城者に威しい機矢(箭射)を常に浴びせる。

一見何の矛盾もなく、然然とした構成だがはたしてこ

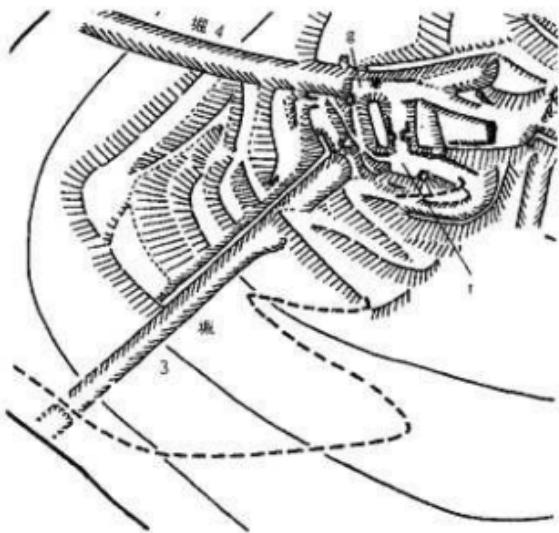


図5 虎口と周辺図

れだけの解釈で「周辺の評価はよいのだろうか。いや、そうではない。われわれは虎口を見落としてはならない。

虎口は長く伸びた堅堀（堀4）の中程につくられた虎口である。虎口の前面で堀4は急激に深さを増し、斜面を削って落ちて行くので、堀の中程とはいえ充分なじめがついている。この虎口は先に池田誠氏が注目したように、堅堀をうまく利用して出来たものである。虎口を取つくるためのルートは堀3と堀4に挟まれたテラ

ス状の曲輪群をつないで登るコースに間違いない。しかし、注意が必要なのは、虎口から南へまっすぐ下る城道が虎口から下る城道に切られていること。さらにそのまま進むと虎口との曲輪の斜面に当たって、城道が突然切れてしまうことである。これらは何を意味するのであろうか。

これらは全て、虎口と城道の新旧関係を示していると考えられる。つまり、堀3と堀4に守られたテラス状の曲輪群を越えて進むのが当初の登城道だったのが、ある時期、虎口を開いて、堀3の南側を登るように大きく大手道ロースが変更されたのである。その結果、虎口から直接堀3の南へ出る道は否定された。そしてテラス状の曲輪群は変更後新しいルートを監視し、側面するための陸地として機能を変えて生きづけた。このためそれへの連絡用として虎口からテラス状の曲輪群への城道が新設され、虎口も通用門的に残ったのである。

このように要害山城の各虎口をめぐる改修の過程は、武田的なものから新しきものへの転換の明暗を、象徴しているといえるのである。

四 熊城・要害山城の形成とその背景

第二章で見たように熊城では石垣は認められたものの、それはあくまでも壁面難持のために、要害山城のように虎口形成に使用して城郭としての新基盤を打ちだすものではなかった。虎口は比較的単純な構造で、文献の年代と城状の堀群の存在も概ね一致するといえることから、当初の武田氏の遺構をよく残したものと考えられる。

また第三章の検討のように、要害山城には明らかな改修があるこ

とが確認された。各虎口の改修は「貫して城道を一度屈曲させ、その間に虎口空間を経由させることにあつた。表層に現れた形態で分類すれば、(1)外枠形もしくは、くい違い虎口後方に空間を持つ虎口がa・b・d、(2)内枠形がe、(3)馬出しがfである。なお虎口構成は築造期に下ることが確実である。とすれば熊城と要害山城は現在見られる遺構年代に六〇年程の差があるのである。ではこうした改修は誰によつていつ行われたのだろうか。

(1)のくい違い虎口後方に空間を持つという特徴的な虎口構造は織田氏・豊臣氏・徳川氏との家臣が築いた、「織田系城郭」に特徴的に認められるものである。このことは要害山城の改修が遺構から見て、明確に武田氏滅亡以降の城主系人名によつてなされたことを証明する。

織田系城郭ではなくくい違い虎口と虎口空間の組み合せの初源は、大正四(一五七六)年の安土城に遡る。明確な外枠形虎口は天正一(一五八三)年の幾ヶ岳の戦いの陣城で現れる(図四、草木山城)。しかし当初こうした虎口は主翼前面や、城城先端などに単独で用いられることが多く、要害山城のようにひとつづきになつて連なるのは、幾ヶ岳の戦い以降と考えられる(図四、金川城)。

この時期は甲府では本能寺の変後の甲斐国領有をめぐる後北条氏と徳川氏の争いが徳川氏の勝利で帰結した段階に当たつている。改修は後北条氏との係争中に始められ、一条小山に甲府城が計画され中、引き続き行われたと推定される。

近世城郭に移転する間際に中世城郭を大改修した事例には、天正九(一五八一)年の前田氏の七尾城(石川県)、天正一三(一五八

五)年の金森氏の松倉城(岐阜県)、天正一四(一五八六)年の長宗我部氏の岡豊城(高知県)などが知られており、要害山城もこうしたものの一つといえる。あるいは一条小山に築城が最終決定される前のある時期、要害山城・脚踏ヶ崎館を中心に再度、城下町を建設しようと計画した段階があつたのである。だが、各地の事例が城郭と城下町を一體的に形成することの困難さから、結果中世的な場での近世化を断念したように、甲府でもその試みは実現しなかつたに違いない。

しかし、要害山城の虎口eに見られる重厚な門は天正期以降の築造と考えられ、「甲斐国志」のいう「文禄中加藤光泰修理ヲ加フ」に相当するかと思われるよう、要害山城の役割は甲府城と重なりながら長く続いたのである。

こうした目で見ると、脚踏ヶ崎館などの評価にも改めて注意が必要である。例えば「浅野文庫諸国古城之図」所収絵図などで知られる毛束東虎口前面や伝二の丸西虎口前面の石積み馬出しは、馬出しの正・側面の瘤を全く形を示す。そのため從来、武田氏の馬出しの初源かのよういわれてきたが、こうした瘤を省略した馬出しは幾ヶ岳の戦いの神明山城などに見られ、馬出しの原形とするより、一旦馬出しが完成した後に出現するタイプと考えた方がよい。明らかに天正一〇年以降の改修すべきである。城下町を含め、現在わかつてゐるそれぞれの最終形態がどこまで通り得るのか、発掘調査の成果を合わせて慎重に検討していかなくてはならないだろう。

おわりに

要害山城・熊城は最初密接な関係を持つてつくられたが、熊城は

比較的早くその役割を終えた。このため武田氏の城郭の展開を検討していく上でひじょうに重要な遺構であると考えられる。また要害山城は武田氏によって基本プランが確立され隨所に武田的なものを残しながら、それ以降も甲斐國の中心的城郭として強く意識されたため、鐵豈系城郭としてさらに整えられたのである。

つまり要害山城は武田氏の本城としての歴史的役割と共に、甲斐國の中世から近世へという転換期に、もう一つの重要な役割を發揮したのである。転換期の要害山城・鷹觸ヶ崎館を見ることで、甲府城と城下町に何が引き継がれ、何が断絶したか、検討することは今後の課題としたい。

そしてきわめて良好に遺存する要害山城・熊城を研究者だけではなく、広く市民に理解してもらうため、測量図の作成や適切な整備などが進められることを期待したい。

註

(1) 村田修三編『國説中世城郭辞典』第二巻、新人物往来社、一九八七年。

(2) 前掲註(1)文献

(3) 『中世城郭研究』創刊号、中世城郭研究会、一九八七年。

(4) 萩原三雄『戦国武将武田信玄』、新人物往来社、一九八九年。

(5) 千田「中世城郭から近世城郭へ」(『月刊文化財』三〇五号、一九八九年)

(6) 千田「鐵豈系城郭の構造」(『史林』七〇一二号、一九八七年)

(7) 前掲註(5)論文。

(國立歴史民俗博物館考古研究部助手 千葉県千葉市)

甲府市善光寺蔵『善光寺如来絵伝』考

吉原浩人

はじめに

武田信玄が信濃から甲斐に奉還した、定額山善光寺（甲府市善光寺三丁目）は、国指定重要文化財五件・県指定文化財二件・市指定史跡一件等の、多くの文化財を有している。しかし、これら世に名高いものは、実は宝物類のほんの一端であって、從来あまり知られることのなかった本指定品の中にも、数々の優品が含まれている。善光寺は、宝曆四年（一七五四）の回縁にあつたものの、信濃以来の重宝に加え、その後造立・奉納された仏像・絵画類を現在まで多く伝えていっている。それらの宝物があまり世に知られることがなかつたのは、公の機関による本格的な調査が現在まで行われてこなかつたからであろう。筆者は今後、順次そいつた知られざる宝物類の紹介を心掛けていきたいが、小稿においては、まず『善光寺如来絵伝』の考察を試みることとする。

『善光寺如来絵伝』は、平安末期から爆発的な勢いで盛んになつた善光寺信仰を広めるための法具として、盛んに絵解きされたようである。筆者は、善光寺信仰研究及び絵解き研究の一環として、こ

れらの絵伝の紹介・研究を行つてきた。¹⁾そして、これまでに鎌倉期から近代にいたる『善光寺如来絵伝』約六十本の所在を確認することができた。その中で、現在学界に知られる中古の遺例は八本ある。およそその成立年代順に紹介すれば、根津美術館所蔵二幅本（鎌倉期・重要文化財）・安城市本證寺蔵四幅本（鎌倉期・重要文化財）・岡崎市妙見寺蔵二幅本（南北朝期・重要文化財）・同市藏性寺蔵四幅本（南北朝期・愛知県指定文化財）・長野市瀬之坊蔵二幅本（南北朝期）・滋賀県安曇川町太子堂蔵四幅本（室町期・安曇川町指定文化財）・甲府市善光寺蔵二幅本（室町期）・藤井寺市善光寺蔵一幅本（室町後期と江戸初期）である。すなわち甲府市善光寺本は、僅か八本のみしか伝存しない中世の『善光寺如来絵伝』のうちの貴重な一本として、善光寺信仰を研究する上でも、また日本美術史の上でもはなはだ重要な存在といえよう。しかも、甲府善光寺には、これ以外にも近世中期・木刻の二本の『善光寺如来絵伝』各二幅が存在する。一應寺で三本の『善光寺如来絵伝』を有する例はたいへん珍しい。以下、それぞれ年代順に甲・乙・丙本と呼ぶ。小稿ではこれまでほんと紹介される機会のなかつた甲府市善光寺の『善光寺

如来絵伝について、まず室町期の甲本に考察を加えたのも、近世の乙本・丙本についても紹介していきたい（巻頭口絵写真1～6参考）。

「善光寺如來捨塔」甲本

甲府市善光寺藏「善光寺却来絵伝」甲本は一幅の掛軸表。絹本著色、各二頭一鉢。第一幅一四七・〇センチ×八一・六センチ、第二幅一四六・三センチ×八一・九センチ。両幅とも青色の湯雲で六七段に分けられる。紙鶴松伝にしば見られる鉢銘はない。

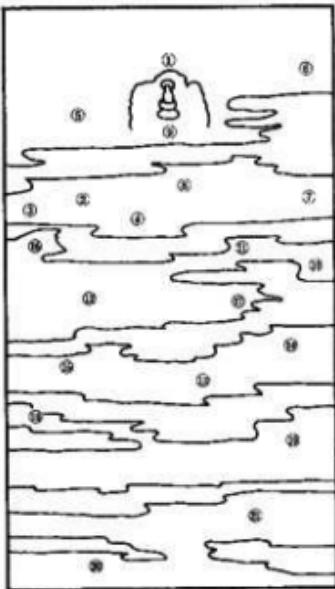
み取れる。日向半兵衛は、元和三年当時の「御園様」である徳川忠長に仕えていた人物である。しかし、のちに忠長は非業の最期を遂げたため、冒頭二行が抹消されたのではないだろうか。この「御新佛別當三十八代傳達主在秀閣」という僧は、現在の「甲府善光寺歴代譜」には見当たらぬ。ところが、「善光寺記録」巻一には「寛永拾年當山專譽秀閣代、諸法度并動物配當再に相承候事」とあ

2

以下に絵相を解説する。完本の著光寺縁起のうちで最も古い続群書類從本「著光寺縁起」を上な典拠とした。(一)内は、甲本の絵伝には描かれないが、縁起展開の説明上必要なため、補った部分である。

り、書号が異なるものの秀闇という名が見え、同一人物と考えられる。秀闇は、寛永十年（一六三二）当時も、善光寺の諸法度を改めた実力のある住持であったようである。江戸初期は本尊が信濃へ帰還した後であり、歴代の教え方にも混亂があつたらしい。

甲木の成立は、絵相の表現の点から、十五世紀後半から十六世紀前半の制作にかかるものと、私は推定している。¹³元和三年に修理されたということは、作成時期がそれを百年以上上溯らせる傍証になるのではないかとも考えられる。とすれば、武田信玄が善光寺を甲斐守に奉還する以前に信濃善光寺において作成され、他の宝物類とともに、信濃善光寺より移されたものと考えられよう。なお、元和二年に補修が行われてから、小修理をした形跡は認められるが、保存状態良好とは言い難い。



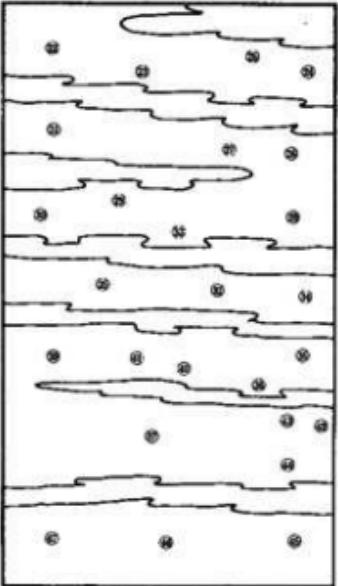
- (1) 長者をはじめとする人々の懣意心が國中に満ち満ちたため、これに乗じて惡鬼邪神が乱入。
- (2) 如是も五種の詛病を受け苦しむ。名医善婆も手の施しようがない。
- (3) 陰陽寮を屈請し、種々の珍財を尽くし、泰山府君を折り祀るが効果なし。
- (4) 長者は大林精舍に住き釈迦如来に教説を請う。すると釈尊は、自ら病を治することはできぬが、西宝樹葉世界の阿弥陀如来の名号を教えれば救われると告げる。
- (5) 長者は帰宅すると否革翌明を捧げ十念を称える。
- (6) たちまち樓門上に、弥陀・觀音・勢至の三尊が一光のうちに来臨。
- (7) 一光三尊如來の放つ大光明により、如是夢は平復し、國中の惡鬼は悉く退散し、死人も蘇生した。
- (8) 長者は、三尊の聖容をこの土に留め奉りたいと釈迦如來に願い出ると、目連尊者は如來の命により龍宮に赴く。
- (9) 月連は、第一の宝物・闇浮燈金を龍王に請い、持ち帰る。
- (10) 閇浮燈金を机の上に置き、釈迦・弥陀二尊が同時に光明を放つと、新仏が出現した。これが、現在の善光寺本尊・一光三尊阿弥陀如來像である。
- (11) 新仏は、本仏を西方淨土に送る。
- (12) その後、この新仏は、九百年に亘り天竺を渡航した。
- (13) 一光三尊が百濟・聖明王の許に飛来。
- (14) 一千十二年間渡航した後、推明天皇の時、仏勅により日本に赴く旨を告げる。
- (15) 長者は一鉢の白飯をも情しみ、釈尊に供養することはなかつた。
- (16) 路頭の下女が米のとき汁を供養。如來は下女に授記を与える。
- (17) とき汁を千二百人の大衆、二万人の菩薩等に齋食でも、なお足りなかつた。

(3) 如来を七宝鳳輦に載せ、體俗男女が悲しみながら舟に送る。
舟は日本に向かい出港。后邊は入水し、侍女達も後を追う。皆
如來の靈力により、西方に往生した。

(4) その後九年を経て、熱病が國中に流行したため、物部遠許
は勅許を得て、如来を猛火に投じ、鉄物師は七日七夜の間吹き続
けた。

第二編

甲本第二編梗概略図



(5) しかし、如來の相好は少しも損わることがなかつたため、鐵
冶大工に命じ打ち続ける。
(6) それでも損壊しないので、ついに楚城の堀江に投擲。

炎上し、欽明天皇は崩御した。

遠許志は鬼神に鉄鎧で頭を碎かれ、無間地獄に墮ちた。

(7) (その後、欽明天皇も重病に沈み、勤使を難破の堀江に遣わし、
再び如來を迎え瀬波寺に安置される。) 遠許志の皇子守屋は、父
同様の上奏をし瀬波寺を襲撃。堂塔を打ち壊し僧侶を殺害。

(8) 再び如來を七日七夜錆綻け、同じく七日七夜打たせ続けたが、
やはり損傷しない。(そこで再度瀬波の堀江に投棄した。)

母妃の夢中に金色僧が来たり、聖德太子懷妊。

(9) (故遠天皇は崩御し、聖德太子の父用明天皇も一年で崩御。)

守屋の怨連亦道が増したため、聖德太子は守屋討伐に立つ。

(10) (太子は四大王に誓願を起こし、八幡大菩薩の願を先願に載つ
た。守屋は跡見山尾の矢に射られ、春川勝が首を取つて、合戦は
終わつた。)

(11) 太子が脱ぎ棄てた服を軍兵が発見するが、白鷹となつて昇天した。
(太子は四大王に誓願を起こし、八幡大菩薩の願を先願に載つ
た。守屋は跡見山尾の矢に射られ、春川勝が首を取つて、合戦は
終わつた。)

(12) 如來は、百濟の勤使二名とともに、内裏に向かう。

如來は、百濟の勤使二名とともに、内裏に向かう。

(13) 舟の間に到着。

如來は、百濟の勤使二名とともに、内裏に向かう。

(14) 異國の仏に対し、朝議は二分し崇仏派の蘇我福月と排仏派の物
部遠許志が対立。

如來は、百濟の勤使二名とともに、内裏に向かう。

(15) 一光三尊仏を蘇我福月に賜う。

信州伊那郡麻績の本田善光が、息子の善佐と国司の供で上京し、

舞波の堀江を通りかかると、木中より突然如来が光を放ちながら

善光の背に飛び通り、前世よりの因縁を語った。

四 ここに宿善の心たちまちに開け、急ぎ内裏に向かい推古天皇の

勅許を得る。

(6) 善光・善佐親子は如来を供奉し僧衣へ下向。

(7) 私宅の臼の上に如来を安置。如来は善佐の妻に前世の因縁を示す。

五 その四十一年後、善光の子善佐が頼光。

(8) 善光は如來に救済を乞う。

(9) 大焦熱地獄に墜ちた善佐を、如來が救済。

(10) 地獄からの帰途、獄卒に追行された聖歷天皇に出会う。善佐は身替わりを申し出、天皇・善佐ともに如來に済われ、蘇生。

(11) 天皇は直ちに勅使を遣わし、親子を宮中に召して、それぞれ信濃・甲斐の国司に任じ、如來堂の建立を許した。

(12) 上洛時には貧しい身なりであったが、帰國の折には七百余騎を從える大行列となつた。

3 特 色

さて、絵相を読み解いてみると、甲本に特徴的な部分がいくつか存在することに気付く。それを他の中世の絵伝と比較しながら、検討していきたい。

まず第一幅では、(3)（写真7）が他に見られない場面である。こ⁽⁴⁾こは祇尊が桶のたもとで鉢鉢の水を川に流している様が見て取れる。

これは、貧しい下女が祇尊に米のとぎ汁を供養したという話である。



写真7

続群書類從本「善光寺縁起」ではこれに續いて、菟原樹園の千一百の大衆・二万人の大菩薩・梵天・帝釋天・護世の諸天に瀕ぎ終わつてもなお尽きることがなかつたと記している。実は(5)は、他の文字化・絵画化されたテクストに該当する記述がないため、同定困難な絵相といえよう。ただここでは、祇尊が鉢鉢を持ちそのままを覆いでいるところから、下女の芳志に対する功德の広大無辺さを表現していると解しておきたい。

(8)においては、月蓋長者が豪華な宝物を台に並べ、御幣を手に持つも供養している。(写真8)これは、如是船の病氣平癡の祈願に、陰陽寮を屈請し種々の珍財を尽くして祀る場面である。台の両端に

も御幣を描くのは、秦山甫君など仏教以外の神々を祀つてること

を表現している。これも他の絵伝には描かれないので、珍しい場面である。

(9)において、机の上に聞浮標金を置き、新仏の出現を描く表現もあり、「写真9」これには、「善光寺如來本懐」に、

佛、ノタマハタ、ナンチ、文机ヲ用

意セヨト、ヲセアリケレハ、長者、シロカネヲモテ、ソノ用
意ヲス、佛、長者ノ城ヘ、イラセタマウテ、カトニワタラセタ
マフ、生身ノ如来モ、文机ニ現シタマウ、ある記事との関連が注意されよう。甲本では、文机というにはや
と足が長いが、この系統の説に則って描かれているらしい。統群書類從本系の
新仏が出現したとなっている。従つて、甲本は、統群書類從本系の



写真8



写真9



写真10

縁起のみでは解決できない場面を含んでいることになり、当時行わ
れていた別の系統の縁起説を受容していることが考えられる。
第二幅上巻では、御から御にかけて、物部達許志の一光三尊仏に
対する惡遊ぶりを描く。しかしこれと全く同様の行為は、物部守屋
もそのまま行っている。そのため、各絵伝においてはこの場面を一
度描くだけのことも多い。その場合、絵解きの際には一場面を二度
フレームバッタする形で説くのである。乙本は、まさにその形になつ
てゐるのであるが、甲本においては⑩と仰に、たたらで鈔る場面が

繰り返し描かれている。

図の場面も他にあまり描かれない。これは、物部遠許志が鬼神に鉄鎧で頭を碎かれ、地獄に墮ちようとする場面である（写真10）。続群書類從本では、鬼神の持ち物は鉄杖となっているが、縁起に記される若病の女房たちも枕辺に描かれている。

図は敏達天皇・用明天皇いずれの崩御の場面とも解すことができる。中世の繪伝においては、根津美術館本・満性寺本・太子堂本に用明崩御が描かれるので、いまは用明崩御の場面と解しておきたい。圖では太子が敗走し、神妙なる柳の木に助けられるという有名な場面。甲本には昇天する中斐の黒駒と白駒が描かれ、太子の足許には脱ぎ棄てられた履も描かれている。（写真11）天に昇る黒駒は小山善光寺本にも描かれるが、白駒を描く中世の『善光寺如来繪伝』は、他に類例がなく珍しい。

次に、他本にはしばしば描かれるが、甲本には描かれない繪相に触れておきたい。

甲本には、道中は

山巒しく谷は深かつたが、星は本田善

光が背負い夜は如

來が加護したとい

う場面がない。こ

の場面は生身如来

を強調する場合、

欠かせないもので

あるので、殆どの



写真11

繪伝に描かれるが、スペースの都合によるものか、省略されている。その後善光は、如来を遙に安置することを畏れ多く思ひ、草堂を建立し奉遷したが、一夜のうちに如来は崩座し、結局如来は善光宅に留まつた。これも有名な場面であるのだが、描かれてはいない。

また先述の通り、甲本には善光寺伽藍図がないのも大きな特徴である。これは、他の中世成立の「善光寺如来繪伝」いずれにも描かれていることから不審といえど言えるだろう。しかし、甲本が信濃の地で成立したとしたら、必ずしも伽藍を描く必要はないのである。

縁起繪伝は、その寺社の縁起を語ることで、本尊や神と縁を結び、同時に参詣をいざなう役割をも果たしていた。ところが、目の前に大伽藍が築え立っている場合は、必ずしも本堂を描く必要はない。

その寺の縁起のみを説明すればよい。甲本に善光寺伽藍図が描かれた理由も、その必要性がなかったからなのであろう。甲本は、全体として小規模ながらよくまとまつており、室町期に描かれた数少ない「善光寺如来繪伝」の遺例として、日本宗教史・美術史上、貴重な存在といえよう。

二 「善光寺如来繪伝」乙本

1 繪 観

乙本も二幅の掛軸。絵本著色、各二幅一鋪。各幅一四一・〇セント×八四・〇センチ。彩色も鮮明に残つていて、平成二年に、表装の修理が行われた。制作時期は、江戸中期であろう。繪相も殆どが形式化し、美術的には魅力の乏しいものとなつていて、札銘はない。

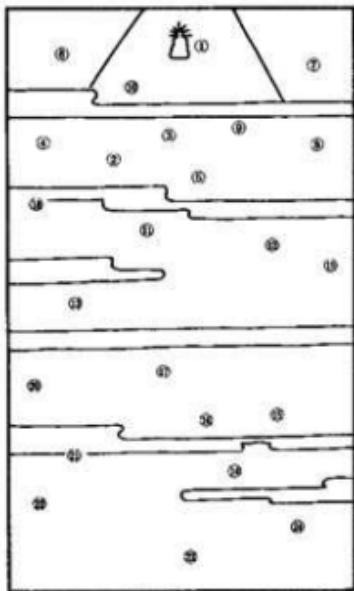
繪相は、第一編が天竺・百濟、第二編が本朝で、基本的には甲本

とよく似た構成をとっている。場面数も甲本とほぼ同じであり、基本的構図は甲本に近似しており甲本の画面構成を基本としつつ、他の絵伝を参照して制作された可能性が強い。

2. 画面構成

甲本同様、以下に乙本の絵相を解説する。

第一編



(1) 穂迦如来在世時、東大寺・圓融院・華嚴院の大林精舍にて説法。
(2) 月夜延祐は、一鉢の白飯をも惜しみ、穂迦に供養することはなかつた。
(3) 親尊は、最後に自ら托鉢に赴いた。
(4) 月夜延祐は、一鉢の白飯をも惜しみ、穂迦に供養することはなかつた。
(5) 路頭の下女が米のとぎ汁を供養。如米は下女に授記を与える。
(6) とき汁を千二百人の大衆、二万人の菩薩等に齋いでも、なお足
(7) きなかつた。
(8) 長者をはじめとする人々の懽喜顔見の心が画中に満ち満ちたた
め、これに乗じて惡鬼邪神が乱入。
(9) 如是も五種の體病を受け苦しむ。名医善婆も手の施しようがない。
(10) 陰陽寮を講じ、種々の珍財を尽くし、泰山府君を祈り祀るが効
果なし。
(11) 長者は大林精舍に住き穂迦如米に教濟を請う。すると穂迦は、
自ら病を治すことはできぬが、西方極樂世界の阿彌陀如米の名号
を教えれば救われると告げる。
(12) 長者は、帰宅するや香華燈明を捧げ十念を称えると、たちまち
桟門上に、赤尼・觀音・勢至の三尊が一光のうちに来臨。
(13) 如是經の病も平復した。
(14) 一光三尊如米の放つ大光明により、闇中の悪鬼は悉く退散し、
死人も蘇生した。
(15) 長者は、二尊の聖容をこの土に留め奉りたいと穂迦如米に願い
出ると、日連尊者は如米の命により龍宮に赴く。
(16) 日連は、第一の宝物・闍浮檜金を持て帰る。
(17) 日連は無事闍浮檜金を持て帰る。

(18) 穂迦・赤尼・觀音が同時に光明を放つと、新仏が出現した。これ

が、現在の善光寺本尊・一光三尊阿弥陀如来像である。

(24) 新仏は本仏を西方淨土に送る。

(25) 月蓋長者以下、眷属・五百人の長者は仏弟子となり普提道に赴いた。

(26) その後、この新仏は、五百年に亘り天竺を渡済した。

(27) 一光三尊仏が百濟・聖明王の許に飛来。

(28) 一千十二年間渡済した後、聖明王の時、仏勅により日本に赴く旨を告げる。

(29) 如来を七宝鳳輦に載せ、僧俗男女が悲しみながら舟に送る。

(30) 舟は日本に向かい出港。后邊は入水し、侍女達も後を追う。皆如来の威力により、西方に往生した。

(31) 如来を七宝鳳輦に載せ、僧俗男女が悲しみながら舟に送る。

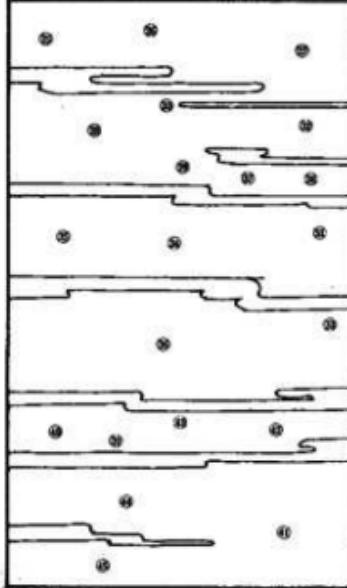
(32) 舟は日本に向かい出港。后邊は入水し、侍女達も後を追う。皆如来の威力により、西方に往生した。

(33) 如來を七宝鳳輦に載せ、僧俗男女が悲しみながら舟に送る。

(34) 舟は日本に向かい出港。后邊は入水し、侍女達も後を追う。皆如來の威力により、西方に往生した。

(35) 第二編

乙本第二編概略図



(29) 時に、欽明天皇十三年。本朝最初の仏像として經論等と共に難波の浦に到着。

(30) 如來は、百濟の勅使一名とともに、内裏に向かう。

(31) 異國の仏に対し、朝議は二分し崇仏派の蘇我種日と排仏派の物部遠許志が対立。一光三尊仏を蘇我種日に懸す。

(32) その後十九年を経て、熱病が國中に流行したため、物部遠許志は勅許を得て、如來を猛火に投じ、説物籠は七日七夜の間吹き��けた。

(33) しかし、如來の相好は少しも損われることのなかつたため、難波大工に命じ打ち続ける。

(34) それでも損壊しないので、ついに難波の堀江に投棄。

(35) 黒雲にわかに湧き起り、雲中より青色の鬼神が顯れ、内裏は炎上。(欽明天皇は崩御した。)

(36) (その後、歎天皇子も重病に沈み、勅使を難波の堀江に遣わし、父同様の上奏をし、豐浦守に安置される。) 遠許志の息子守屋は、再び如來を迎え、豊浦守を襲撃。堂塔を打ち壊し僧侶を殺害。

(再び如來を七日七夜持続け、同じく七日七夜打たせ続けたが損傷しないので、再度難波の堀江に投棄。)

(37) 母妃の夢中に金色僧が來たり、聖德太子懐妊。

(38) (歎天皇子は崩御し、聖德太子の父用明天皇も一年で崩御。) 守屋の惡逆非道が増したため、聖德太子は守屋討伐に立つも、
守屋に追いつめられるが、神妙なる板の木の幹が裂けて、太子
は中に姿を隠す。太子の愛馬甲斐の黒駒は天に昇った。太子が脱
ぎ棄てた駒を軍兵が発見するが、白駒となつて昇天した。

(太子は四天王に誓願を起し、) 八幡大菩薩の縛を先頭に戦つた。守屋は跡見市尾の矢に射られ、秦川勝が首を取つて、合戦は終わつた。

(8) 圣德太子は馬騎に乗り、一光三尊如来を難波の御江に迎えようとするが、待つべき機縛ありとの仏勅により帰原する。

(9) その後三十余年、信州伊那郡麻績の木田善光が園司の供で上京し、難波の御江を通りかかると、水中より突然如来が光を放ちながら善光の背に飛び入り、前世よりの因縁を語つた。

(10) (ここに宿善の心たまちに聞け、急ぎ内裏に向かい) 崇光天皇の勅許を得。」善光は如來を供奉し信濃へ下向。

(11) 私宅の白の上に如來を安置。如來は善佐の妻の前世の因縁を示す。

(12) その四十一年後、善光の子善佐が頼死。善光は如來に救済を乞い、大熊野地獄に墮ちた善佐を、如來が救済。

(13) 地獄からの帰途、獄卒に追行された聖德天皇に出会い。善佐は身替わりを申し出る。

(14) 大皇・善佐ともに如來に済われ、蘇生。

(15) 天皇は善佐にも勅使を遣わし、親子を宮中に召してそれぞれ賜め、甲斐の国司に任じ、如米堂の建立を許した。

(16) 上洛時には貧しい身なりであったが、帰国の折には七百余騎を從える大行列となつた。

3 特 色

乙本は明らかに甲本を参考していると考えられる。というのは、第一幅大矢・百箭、第二幅本朝といった今体の構成が近似している(一八五六)、下限は明確ではないが、技術的にみて明治初年頃と

からである。また細部では、(6)で橋のたもとに鉄錆と鉄錆を描いたり、(8)に白鶴を描くように、他に因像化されるのは珍しい絵相を、甲本から譲り受けていることも明らかである。ただ、乙本のほうが全体にすつきりとした印象を与える。これは場面数が少ないからではなく、通常の占める面積を減らし、人物を甲本よりも大きめかつ少なく描くからであろう。個々の絵相は甲本に東洋されておらず、むしろ江戸時代の他の絵伝の影響を受けて作成されたのではないかと思われる。

また、甲本になく乙本にのみある絵相は、(9)月齋長者が剃髪し仏弟子となるところを描く場面、(10)聖德太子が甲斐の馬騎に乗り難波の御江に、一光三尊如来を迎えに行く場面、(11)木田善佐が如來に救済され地獄より蘇生する場面である。

三 『善光寺如來繪伝』丙本

1 緒 景

丙本も二幅の掛軸表。紙本著色。第一幅一五〇・一センチ×八一・二センチ、第二幅一五〇・〇センチ×八一・〇センチ。両幅とも形式的な金雲で八段に分けられ、各段は縦の線で細分化され、各段に簡単な詞句が附される。縦起部分は五十一段からなり、阿弥陀三尊像が縦起部分の最後に附される。この絵は、光孝院(古空)の『善光寺如來繪(註)』の押絵を原本としたものである。また二幅の下一段には、有珠善光寺の縦起が描かれるのが人気な特色となつていて、保存状態は良好。平成元年に、表装の修理が行われた。

制作時期の上限は『善光寺如來繪(註)』の刊行された安政三年(一八五六)、下限は明確ではないが、技術的にみて明治初年頃と

考えられる。ただし後述の通り、増上寺の帳夷地開教政策に船伝がいたり、大いに関連すると思われるので、私は幕末に作成されたものと推定したい。

卷之三

2 西山根成（詞書）

以下に、各版に附された説書を翻刻する。漢字表記は原則として原文のままとした。

③	④	⑤	
⑥	⑦	⑧	
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳
⑳	㉑	㉒	㉓
㉔	㉕	㉖	㉗
㉘	㉙	㉚	㉛

丙子第一恒河源略

- 第一 段 月蓋長者堅貪にて佛にも施し奉らす
第二 段 五種の疫鬼國中を悩まし長者の娘も危焉也
第三 段 五百の長者月蓋を誅て佛に惡疫消除を願はしむ

- 第四段 月蓋三尊の尊容をうつして此土に留めん事を願ふ
第五段 佛母誕の為に厄難を救ふの法を説く
第六段 一光三尊現し玉ひ疫鬼退散す
第七段 月蓋三尊の尊容をうつして此土に留めん事を願ふ
第八段 仏目通に救して觀音に至り闇浮懸を求める
第九段 麓上剣浮瓊金を佛に奉る
第十段 二尊の光明金を鎧解して一光三尊の佛体とあらは
第十一段 月蓋駕き新修帝り玉はん事を願ふ
第十二段 三尊佛百濟國王の宮に降臨し玉ふ
第十三段 聖明王三尊佛を日本に渡し奉る
第十四段 鈦明天皇十三年十月三尊佛内裏に入る
第十五段 大皇佛像を拜し玉ふ事を群臣に語る
第十六段 三尊佛を蘇我の稻田に賜ふ
第十七段 尾興辯子三尊佛を難波の堀江に沈む
第十八段 禁裏炎上
第十九段 教使を難波の堀江に遣し尊像を迎かふ
第二十段 蘇我稱日詔をうけて塔を造る
第二十一段 間人卓女御嬢姓
第二十二段 桑楚人御誕生
第二十三段 太子東に迎ひ南無佛と唱へ左手開き舍利出を出し玉
第二十四段 馬子豐浦寺を立つ
第二十五段 太子被走天皇の御前に守屋勝海の奏上の非対を辨
第二十六段 守屋勝海御詔寺を立く
第二十七段 守屋三尊佛を格檻にかけ鐵鏈にてくたかんとす
第二十八段 馬子敕許を受け玉を立て尼を躋き供養す

第三十九段 穴總皇子炊屋坂尊に通せんと謀る
第三十段 太子用明天皇の御懐平意を祈り玉ふ

第二編

丙本第二梗概略圖

第卅七段 太子諸侯をして四天王の像四十八を造らしめ勝利勝り
玉ふ

下
部

第廿八段

第四十段
秦川勝守屋の首級を取る

第四十一段 太子乱後に難波の堀江に至り如来の出現を折り玉ふ

第四十二段 太子政を擡り參朝し玉ふ

第四十三段 本多喜光難波の煙山を過るとき忽ち如来出現し其背に

北齊書

第四十五段 菩光みづから如来を負て胡牘に歸り教使之を送る

第四十六段 善光の妻弥生媛を晴し毎日の上に安置し奉る

第四十七段 善光辨掌を立て通し赤れは翌朝見へ玉はす

第四十八回
子共倒地死し者が無下に加来を怨み幸る

第四十九回 始末見舞の間口に追体験我で蘇生せし時
第五十回 舞堂聳立に種々不思議あり

第五十一段 如來法滅の後に留り衆生を化し玉ふ

第五十一段 大和國の時丸已に墮獄せしに利益を蒙る

(阿弥陀三尊像)

第一段 惡対大領前部の惡れ山より敵軍を見土兵大隊驅逐化粧し伍人と寸九比高得鐵木

第三段 大師有珠山の麓に宿り如来の躋躇を得し玉ふ

第四段 如来の真言に因り大師自ら「光」尊の尊容を彌尅し玉

五

第
五
段
貞婦上人空保の竹波を勧き金鉢を以て歸うづし土上

第三十一段 魔國法師召に應して參内し玉みに守屋座を立て法師を
説む

第卅貳段 馬子欽屋敷等の詔をうけて穴勘詔車子を送
第卅三段 守屋稻村城をきつき戦争の餌へをなす
第卅四段 馬子稻村の城を改む
第卅五段 官軍利あらずして退く
第卅六段 聖慈太子様の大木に隠れたもふ

第六段 有珠山噴火破裂し尊像は湖邊の小丘に飛轉し工ふ
第七段 台命を以て有珠山の體に善光寺を創立す
第八段 辨場上人蓮華の誓告を受け下す

3 特色

丙本の絵相は、先述の如く光寿院^記空撰『善光寺如来縁起圖伝』全七巻の神軸を粉本としたものである。他に『善光寺如来縁起圖伝』をもとに描かれた『善光寺如來縁起』には、祖父江善光寺本・高田木寺専修寺本・明日香村向原寺本がある。『善光寺如來縁起圖伝』には、全部で七十図の挿絵を附すが、丙本においてはそのうちから十三図を選択してほぼ忠実に模写している。描象された図は、弘法大師・行教の阿弥陀三尊感得譜など、本来の縁起の展開に關係ないものが多。絵の順序も全く『善光寺如來縁起圖伝』と同じである。従つて、丙本の善光寺縁起に関する絵相については、『善光寺如來縁起圖伝』を離れた特色というのではない。

ただ、縁起部分のあとに、二輪時丸の地獄蘇生譜が附されているのは、注目しておいてよいであろう。この話は善光寺においては著名な話であるが、絵伝に描かれるることは殆どないからである。また最後に、『諸國世音菩薩消伏毒室記源尼光持經』所説の楊枝淨水法の本尊としての阿彌陀三尊像を、金地の上に描いている。脇侍觀音菩薩が楊柳の枝を持つてゐるのが特徴である。『詔觀音經』は、善光寺縁起のもととなつた經典。この因も他の図と同様に『善光寺如來縁起』から模写したものであるが、絵解きの際の阿彌陀如來の救濟を強調するために、ここに描いたのである。さて、この絵伝の最大の特色は、第一幅下部の二段に亘り北海道

の有珠善光寺について描かれることである。この二段は金雲の間に荷葉の界線が引かれ、また善光寺縁起の続篇ではなく、再び「第一段」から始められ、金雲の形も異なっている。

この主要部分は、文化三年（一八〇六）成立の『蝦夷地大田山善光寺縁起』に基づいて描かれたものと推測できる。慈覚大師圓仁^記は、天良年間（八一四～八三四）に恐山より蝦夷地を望見し、渡海してアイヌを教化するも時機熟せず、有珠山にて一光三尊如來を感得し、自ら三尊像を刻んだと縁起に伝える。のち、亨保年間（一七一六～一七三六）に貞伝が、この像の柄ちたのを聞き、金剛をもって鉢造したのが、今の有珠善光寺本尊であるという。享保二年（一八〇三）より、江戸の増上寺は幕府の許可を得て、蝦夷地開教伝道の拠点として、有珠に新寺の建立にかかった。この地は、古来より善光寺と称した小堂が構えてあつたという理由で、この寺を大日山道場院善光寺とし、香衣櫻林格の寺院としている。つまり丙本のこの部分は、有珠善光寺の建立縁起譜にほかならない。有珠善光寺はアイヌ教化の拠点ともなつたところで、當時アイヌ語の『一枚起説文』なども作成されていた。

しかし、ではなぜここで有珠善光寺の縁起を、丙本に附け加えなければならなかつたのだろうか。増上寺が蝦夷地において新寺を經營するに際しては、多額の資金を必要としたことであろう。中發國淨土宗祖頭たる善光寺の住職は、代々増上寺より送り込まれるのが通例であった。その關係の深い善光寺に、しかも同じく光三尊が祀り寺名も同じ善光寺であるから、何らかの援助を要請されたのかもしれない。すなわち、この絵伝の制作目的は、蝦夷地開教に際しての勧進にあつたのではないかと、私は推測する次第である。

四 絵解きの記録

以上甲・乙・丙の三本の縁起は、当然絵解きを伴った唱導説教のために作成されたものである。しかし、現在の甲府善光寺においては絵解きの伝統が絶えて久しく、古老に話を伺っても、絵解きを聽聞した記憶はないということである。

そこで、寺に残された文献記録を悉くと、いくつかの絵解きに関する記事が散見される。まず『善光寺記録』卷一には、寛永七年（一六三〇）徳川忠長に金堂修復再興の許可を願い、同九年に成就したという記事がある。その後に、

・、大納言様御望ニ而、供僧之内常円・玄等、御役人朝倉榮後殿・日向半兵衛殿御奏者ニ而御日見仕、於御殿ニ當山縁記請談仕、為御褒美、巻物并銀子一枚頃戴候事、
とあり、年月日不明であるものの、徳川忠長に面会し、御殿で善光寺縁起を講談し、褒美を貰つたといふことがわかる。この縁起讀説に絵解きを伴つたかどうか明記されていないが、前述の如く元和三年（一六一七）に甲本の表装修理に関わった日向半兵衛が取次いでいるところから、忠長の前で絵解きをした可能性是非常に高いと思われる。

同じく『善光寺記録』卷一には、明暦二年（一六五六）江戸下谷東福寺で雪舟・虚室出開帳の折、「毎日当時縁記絵伝図」、日一二坐仕候、漁人者僧俗之内重照・玄良・常円也」とあり、参詣者に対する対し常照・玄良・常円の三人が、日に二坐絵解きを行つたことがわかる。この常円は前記供僧と同一人物である。出開帳の折に、絵解きを有すると思われる。乙本は甲本の影響下に成立した絵伝として意義を有し、丙本は有珠善光寺縁起を含む点、他に類例を見ない存在である。そして、断片的ではあるが、出開帳の折などに、実際に絵解きが行われたことが証明できる点、絵解き研究の上でも貴重な記録となっている。絵解きの場の解説等、普及できなかつたこと

くつかの記録が残される。しかしここで、絵解きの固有名詞まで説明する点、絵解き研究史でもまことに貴重な記録といえよう。また一十数年を経て、同一人物が縁起を講説しているところから、善光寺内にそれを得意とする者が何名かおり、日常的に參詣者に語っていたのではないかという推測も成り立つのである。

時代は幕末まで降るが、「燈籠寺上京記」にも絵解きの記録がある。甲府善光寺の秘仏燈籠が、嘉永元年（一八四八）知恩院門跡の開封を受けたため上京、光明天皇の禁制にも參入した。その記録中に、有栖川宮の御殿内で「尊像繪紙伝」を宮が御簾の内より聴聞した記事がある。また、燈籠の時を聞きつけ、雨天にもかかわらず大勢の参詣者が宿舎に詰めかけたため、「繪紙伝等かけ、よみきかせ申候」といった記事もみられる。この時使用された絵伝は甲本であるか乙本であるか判明しないが、善光寺の縁起を語る際に絵伝が大いに利用され、また都においても貴賤上下を問わず、積極的に受容された様子を想像できるのである。

おわりに

如上概観したこととく、甲府善光寺には、特色ある二点の『善光寺如來繪伝』を残す。このこと自体、全国的にも非常に珍しいことであるが、特に室町期の甲本は、中世の宗教史や美術史上、重要な価値を有すると思われる。乙本は甲本の影響下に成立した絵伝として意義を有し、丙本は有珠善光寺縁起を含む点、他に類例を見ない存在である。そして、断片的ではあるが、出開帳の折などに、実際に絵解きが行われたことが証明できる点、絵解き研究の上でも貴重な記録となっている。絵解きの場の解説等、普及できなかつたこと

については、今後の課題としたい。

註

- (1) 山田泰弘・古原治人『甲斐善光寺』(善光寺 一九八二・四) 等参照。
- (2) 「善光寺如来絵伝」を主題として論する拙稿は、以下の通り。なお、(a)・(b)は、その後の筆者の調査の進展によって補訂すべき点がいくつある。
- (a) 「善光寺如来絵伝」観え書——絵並びに絵解き研究の課題——(『伝承文学研究』第一九号 一九八三・八)
- (b) 「絵解きと善光寺如来絵伝」(二回の講座「絵解き」有精堂 一九八五・九)
- (c) 「安曇川町立人子堂藏『善光寺如来絵伝』考——絵群書類從本『善光寺絵起』と絵相との対照を中心にして——」(『研究年誌』第三〇号 早稲田大学高等学院 一九八六・三)
- (d) 千葉栄蔵・丸山正士・古原治人担当『真宗重宝聚美』第三巻『阿弥陀仏慈像・阿弥陀仏木像・善光寺如来絵伝』の「図版解説・総説」「開迎解説」真宗の『善光寺如来絵伝』とその絵解き(同前書 一九八九・二)
- (e) 「刷物の『善光寺如来絵伝』七種——紹介と翻刻——」(『絵解き研究』第七号 一九八九・六)
- (3) 筆者の調査では、他に長野市善光寺大勧進があるのみである。なお、甲府善光寺宝物解においては、これら二本のうちいずれか一本が當時公開されている。
- (4) かつて、坂井衡平『善光寺史』(東京美術 一九八九・五)

において、甲本の二行ほどの簡単な紹介がなされたことがある。筆者は、註(1)において甲本・丙本のカラーフィルム版を、註(2)(b)に甲本第一・二編、(d)に第二編のモノクロフィルム版を紹介し、部分図は(a)・(c)にも掲載したことがあるが、詳しい考察は行っていない。また、最近刊行された『甲府市史』別編日美術工芸(甲府市役所 一九八八・三)にも、甲本・丙本のモノクロフィルム版が掲載された。ただし、ここで甲本の成立を元和二年(一六一七)とするのは、修復銘中の年号を作成して解したもので、「紙本著色」とする記述とともに明らかに誤りである。

(5) 「善光寺記録」卷一。なお、後述の本稿第四節参照のこと。

(6) 宇高良書・古原治人『甲斐善光寺文書』(近世寺院史料叢書5 東洋文化出版 一九八六・一)。

(7) 甲府善光寺は、長野善光寺大本願第三十七世円蓮社善光鏡空が開山したものであり、鏡空は永祿十年(一五六七)甲府にて遷化している。第三十八代の法燈を繼いだのは源蓮社本善院觀であるが、天正十六年(一五八八)甲府にて遷化。第三十九世大蓮社円智慶時代の慶長二年(一五九七)七月、豊臣秀吉の命により善光寺本尊一光三尊如来は入京。秀吉の重病とともにあって、本尊ならびに大本願上人は翌三年八月に信濃に帰還している。『善光寺如来絵伝』甲本の裏書きにいう「御新仏別当三十八代」は、この善光寺大本願上人の代数を意識してのものであろう。当時の甲府善光寺の体制について不明なことが多いが、本尊一光三尊仏・大本願上人が京から信濃へ遷坐した過程で、甲府に残された僧侶に相当な混乱

が生じたことは容易に想像できる。なお、大本願歴代については、小林計一郎「善光寺大本願上人歴代」（『良序』第四五号、一九七二・九）に詳しい。

(8) 甲本の成立に関する見解は、註(2)④において、既に表明している。

(9) この場面を一度しか描かずにして代表させるのは、根津美術館本・本源寺本・太子堂本・瀬之坊本・小山善光寺本。（成丁寧に描くのは、満性寺本である。妙原寺本は一部重複して描く。）

(10) 明治四十五年四月に、善光寺別当大勧進より活字本が刊行され、巷間に広く流布した。

(11) 中府善光寺は明治維新により、県令の彈圧を受け、明治五年十一月には、塔頭十八軒の退宿を余儀なくされるなどの大打撃を受けた。明治十六年には金堂屋根修理のための募金を開始していることから、その際の勧進に使用するために作成されたとも考えられる。しかしそうだとすると、有珠善光寺縁起を附す必然性がないので、やはり墓末期製作と考えられる。

(12) 註(2)④及び、吉原浩人解説・翻刻「善光寺如米縁起」（伝承文学資料集第一輯『絵解き台本集』三井書店
一九八三・一一）参照。

(13) 「根津夷地大田山善光寺縁起」は、須藤隆仙「日本仏教の北巣」（教学研究会一九六六・八）の引用による。また以下、同氏の研究に負うところも多い。

(14) 増上寺の北海道開拓については、村上博了「増上寺史」（大本山増上寺一九七四・一二）第十章「北海道開拓と増上寺」参照。

(15) 以下の記事については、徳田和夫「絵解き研究の異端」（『絵解き研究』第五号、一九八七・六）に簡単な指摘がある。

(16) 以下の文献はすべて、註(5)『甲斐善光寺文書』に翻刻存する。

(17) この折のものと思われる「徳川忠長造営録（写）」が現存する。

(18) 徳川忠長の前で縁起講談した僧が「常円・玄等」とあるのは「善光寺記録」淨書時の誤写によるものであろう。この「玄」は「玄良」その人であると思われる。

(19) 長野善光寺塔頭の瀬之坊が「縁起堂」と呼ばれ縁起絵解きを担当していた（『平井三宝記』）ように、甲府善光寺においても同様の存在があつたのかもしれない。

（早稲田大学文学部専任講師 善光寺二丁目）

武田道遼軒信綱考

須藤茂樹

はじめに

武田道遼軒信綱は、甲斐の戦国大名武田信虎の「男」で、信玄（晴信）や信繁の同母の弟である。信綱は武田親類衆の筆頭格として駿河江尻城主穴山信君（歎奇斎不白）とともに武田家中にあって重きをなしたといわれている。そのことは、江戸時代に問題として好んで描かれた「武田二十四将圖」に武田信玄の左右に必ずといってよいほど武田信綱と穴山信君が配置されていることなどからも推察できよう。またその容貌が兄信玄と酷似していることから信玄の生前、あるいは没後に「影武者」として信玄の身代りをつとめたとも伝えられている。

よく知られていることとして信綱が絵画を描くのを好んだことで、それ故文化に通じた文人武将ではあるが、合戦には弱く、政治に暗い武将であったとの評価がなされている。それは天正十年（一五八二）二月の武田氏滅亡に際して信綱が主家を裏切り戦わずして逃亡したことでも非難の根拠の一つとなっているようだけれども、武田信豊・一條信龍・穴山信君・小山田信茂といったほかの武田親類衆や

家臣等も多く国王勝頼から離反しており、このような現象は武田氏に限られたことではなく、駿河今川氏や越前朝倉氏にもみられるごとく、戦国武将滅亡時的一般的現象であったのである。

そこで本稿では、武田信綱の活動を検討することで、「武田親類衆の動向と性格」の一端を垣間見ようとするものである。

なお、武田親類衆の個別研究は、支城主研究の盛んな關西の後北条氏に比べて必ずしも多いとはいえない。わずかに武田信繁・同信豊・穴山信友・同信君・木曾義昌があるにすぎない。このことは古文書、記録など史料の残存数が極めて少ないと原因の一つである。「中勝軍鑑」などの軍記物では信綱らの名前が頻出し、その活動が描かれているが、確実な古文書からは残念ながら彼らの活動を知ることは困難なことである。本稿もよって腰味な記述へ終結することになるかもしれないが、御覧をお願いする次第である。

一 武田信綱の経歴と人物像

まず、道遼軒信綱の経歴についてみたいが、手始めに『甲斐国志』の信綱の記事を引用しよう。

一 武田刑部少輔信廉、信虎三男、母大井氏、幼名孫六、云、道透

軒はナリ、永禄末年マテ文書ニ信廉トアリ、諱名ハ府中長押寺

所藏天文廿一年大井氏画像ノ漢詩、又信州ト御起請文等ニ見コ、

府中大原守義ム大正一年戌五月信虎幽象ノ漢詩、信廉主宰ト記ス、

蓋去年信玄逝去ノ頃ニ落髮セシヤラン、自、是後ハ信綱ト書ス、

法名ナリ、駿州大宮神馬奉納記ニキ道透軒信綱ト記セリ、桜井

村ニ居跡アリ、建ニ道透院、逆修牌ヲ置ク、號云道透院殿

海大綱公庵主、背ニ信綱花押アリ、手自鎧刻スル所ト云伝タリ、

軍鑑及諸記名為ニ信連、始ヨリ道透軒或ハ孫六入道ト記シ、

甚者ハ信綱ヲ実名ト思ヘリ、寔、訂ニ定之、軍鑑騎馬八十

トアリ、天正正午三月為、織田氏、府中立石ニ于テ殺サル、又

鈴川ノ端ニテ殺サルトモアリ、府中立石ト云也ナシ、鶴坂に立石原ノ

人名跡矣、之云、一男二女アリ、事カ、本、著、相川八舟ノ西ニアリ、二

右の『国志』の記載を整理すると、(1)信綱は武田信虎の三男に生

まれ、母は兄信玄・信繁と同様大井信達の女である、(2)幼名を孫六

といい、古文書によると永禄末年までは信廉と名乗り、天正元年四

月十二日の長兄信玄の逝去後は落髮して道透軒と号し、信綱と称し

ている、(3)道透軒の史名を「軍鑑」では信通とし、信綱を実名と考

えているのは誤りである、(4)天正十年二月十一日(?)の武田氏滅亡後、

織田信長によつて斬殺された、院号は道透院殿而天綱庵主といい、

桜井(甲府市桜井)の道透軒居跡の道透院が跡所である、(5)信綱

には「男・女」があった、の五点に要約できる。

次に諸系図の記述をみて、いきたい。

『武田源氏一族系図』には、信虎の四男として「道透軒信

軒」を記す。一人又仁科九郎信繁(大夫信繁)とあり、「本武

軒」の名前を冠する。一人又仁科九郎信繁(大夫信繁)とあり、「本武

た飯富兵部少輔虎昌の同心、被官三百騎を虎昌の弟三郎兵衛（山県

昌景、五十騎）、小曾氏（百騎）、跡部勝資（百騎）、信綱（五十
騎）に付属させたという。『草薙』では、信綱は跡部史無い人物と
して描かれている。天正元年六月、信綱は大将として出陣したが、

「清流軒御遠慮浅き故」徳川軍に敗れ、また天正十年（一五八二）
三月の武田氏滅亡時には勝頼から離反して織田氏に殺されているな
どがそれである。ただし、主家を裏切ったのはひとり信綱だけでは
なく、武田信繁、穴山信君、木曾義昌など親類衆をはじめ多くの家
臣が同様の行動をとったのであり、「一族本衆の事は申に及ばず、在々
逃々の奉公人・侍衆・知行の百姓共色をたて」るほどであった。信
綱の行動は戦国人名の滅亡にあたってよく見られるものと言つてよ
いのである。

一般著述書では、信綱は信玄の実弟として、兄信繁とともに、天
文十年（一五四二）六月十四日の兄信玄の父信虎駿河道放事件にも
反することなく、信玄のよき協力者として常に行動を共にし、永禄
四年（一五六二）九月十日に信繁が川中島の合戦で壮絶な戦死を遂
げると、穴山信君と並んで武田親類衆の筆頭格として信玄を援け、
元亀四年四月十二日の信玄死去後は叔父として勝頼を補佐したとさ
れる。しかしこのことは想像の域を脱することはできず、実証する
史料はほとんどないというのが現状である。

信綱の生年月日、年令さえも確かなことはわかつていないが、服
部治則氏は兄信繁が永禄四年の川中島合戦戦死の時、三十七歳で生
年は大永五年（一五六五）となることから、歳年下と仮定すれば、
享禄元年（一五一八）生まれとなり、天正十年没年は五十五歳と推
測されている。一つの目安とはなる。いずれにしろ前後一〇二歳の

差であろう。^(三)

最後に信玄死去後遺言通り満三年たった天正四年四月十六日、乾
徳山忠林寺において盛大な信玄の葬儀を行っているが、その際の信
綱についてみておきたい。

葬列は、信玄の御影（肖像）を仁科五郎盛俊（信玄五男）、位牌
を葛山十郎信貞（六男）、御剣を小山田左衛門大夫信茂、御腰物を
秋山惣九郎、原隼人佐がそれぞれもち、轡（輦）の前を清流軒信綱
(信玄弟)・穴山玄蕃頭信君、後を武田左典慶信（信玄甥）・武
田左衛門佐が担ぎ、その周開を一門の面々がとりまいた。大勝頼
は肩に緋（緋引く綱）をかけ、春日郷正忠虎綱を例外として一門・
家臣はすべて烏帽子色衣でこれに参列した。この記事からも天正段
階に信綱は穴山信君とともに武田親類衆あるいは武田家臣團のなか
にあって重き地位にあったことが推測されよう。

二 武田信綱関係文書の検討

武田家臣団の発給文書は綴体的に少なく、信綱もその例外ではない。信綱の關係文書をみると、発給文書が一六点、受給文書がなく、
関連文書が四点で、その总数は管見の限りわずか二〇点にすぎない
(表1参照)。

信綱発給文書の初見は、(天文十七年) 露月十四日付千野左兵衛
尉足武田信廉書状である。^(四) (永禄十年) 八月七日付信濃下之郷の生
島足鳥神社所蔵の武田将士起請文には、「刑部少輔信綱」とあり、
おそらくともこの頃までには信綱は刑部少輔を称していることがわか
る。^(五) (元亀四年) 五月十日付千野左兵衛尉菊書状から「清流軒信綱」
と署名しており、このことからも同年四月十二日の兄信玄の戰死で

(表1)

I 武田信綱免給文書

No.	年月日	差出	宛名	内容	出典	刊
1	(天文17) 霜、14	信廉(花押)	千野左兵衛尉	西方兼逆心之行運所	千野文書	信 11 409
2	(永禄3) 8・10	信廉(朱印)	小井三郎四郎	知行免行	上藤文書	信 12 301
3	(永禄10) 8・7	刑部少輔信	吉田左近助	起請文		
4	(元龜4) 5・10	康(花押)	浅利右馬助		生島足島神	信 13 92
5	(永禄5) 5・28	信綱(花押)	千野左兵衛尉	知行免行約束	社文書	
6	天正3・8・19	信綱□	千野神三郎	知行安堵		
7	(大正8) 3・10	信綱(花押)	正覺院	知行免行		
8	(大正9) 3・29	信綱(花押)	神五左エ門尉	書状(感狀)	萬葉院文書	信 13 538
9	(大正9) 9・11	達速軒	善清役勤仕を命ずる		称津文書	
10	1・12	信綱(花押)	牛伏寺	寄進	牛伏寺文書	甲 1 508
11	2・27	达速軒(花押)	千左兵	軍勢催促	牛伏寺文書	信 13 589
12	8・23	信綱(花押)	小又			
		千野左兵衛尉	竹木伐採規定			
		書状	千野文書			
		牛伏寺文書	牛伏寺文書			
		千野文書	牛伏寺文書			
13	15 590	信 15 42	信 15 41	信 15 42	信 13 538	

※武田氏奉加目録四通にその名が見える。

No.	年月日	差 出	宛 名	内 容	出 典	刊
1	(大正1) 8・25	勝頼(花押)	山県三郎兵衛	書状(長孫後詔「逍遙軒」)	大阪城太守邸	大日本史料
2	(大正2) 3・28	勝頼(花押)	逍遙院人益和尚	寺領安堵(逍遙軒直判歷然)	逍遙院文書	甲一一59-93
3	(大正4) 10・15	教雅	越後三条義義所	書状「同孫六」	歴代古案	信14-97
4	(天正5) 3・25	小原母後守	印首座	書状一奉付逍遙軒様	甲州吉文書	信14-202
	藤忠(花押)					

の病没が契機となつて貴に服すべく落髮し、「逍遙軒(逍遙軒)」と称したとする「国志」の推定は当を得てゐるといえよう。

次に信頼の花押について述べる。信頼の花押は現在のところ二種類が確認でき、それを示せば図1のようである。(1)を信頼花押I型、

(2)を同II型、(3)を同III型と仮に呼んでおく。(1)は大善寺所蔵の武田家奉加日録、(2)は永禄十一年八月七日付の生島足神社文書から採ったもの、(3)は(天正九年)九月十日付の信頼牛伏寺文書から採用したものである。

(2)と同様の花押は牛伏寺文書の二月二十七日付と同月二十九日付の二通にみられる。どちらも年代は未詳であるが、逍遙軒と署名があることから天正元年以降の可能性が高い。とくに注視されるのは、後者が花押とともに朱印の捺印がみられることである。そして最後に「大鳥(可)被申者也」とあることから信頼の信州大鳥在城

以降のものということになる。信頼が大鳥に入城した時期は明らかではないが、天正十年一月の織田信長の武田征伐のときには在城している。

次に朱印についてみたが、朱印は二種類が確認できる。図1に掲げる。(1)を信頼朱印I型、(2)を同朱印II型としておく。(1)は前述の年未詳三月二十九日付信頼刊物に花押日型とともに押印されたもので、二重正方形の朱印で印文は「信頼」と読みないだらうか。(2)は縱長の長方形朱印で印文は「逍遙軒」とあるようだ。朱印の初見は(永禄三年)八月十日付小井戸藤四郎宛信頼朱印状等であるが、写であるため確認できない。正文で朱印がみられるのは、天正二年(一五七五)八月十九日付正官院宛信頼朱印状のようであるが、これを信頼朱印の初見と假定した場合、あくまで推測の域であるが、その印判使用の要機を同年五月二十一日の長崎合戦敗北に求めるこ

(天正 9.9.11)



花押 III型
〔甲斐武田氏文書目録〕

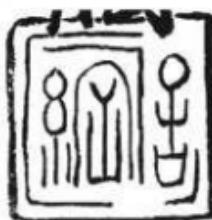
(永禄 10.8.7)



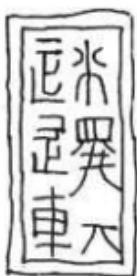
花押 II型
〔甲斐武田氏文書目録〕

花押 I型
〔武田道宝集〕

(天正 3.8.19)



印判 I型
〔甲斐武田氏文書目録〕



印判 II型
〔東大史料影写本〕より筆写



(逍遙院 筆者撮影)

図1 逍遙軒信綱の花押・印判

とが可能かもしれない。勝頼もこの敗戦後、鉄砲の収集を強化したり、東臣の再編成を行ったり、武田分団の建て直しに尽力ははじめるのである。ただ前述の通り、信綱の私給文書は少なく、こういった考察は無意味かもしれない。そして（天正九年）九月十一日付牛伏守元信綱朱印状を最後に信綱発給文書はみることができなくなる。

受給文書は現在のところ一点も確認していない。

信綱が文書中にみられる関連文書もわずかしかなく、天正二年三月二十八日付追善院大益和尚宛勝頼吉状（^{天正四年}十月十五日付越後三条談義所宛教通書状、天正五年二月二十五日付小原丹後守懸忠書状はか五通だけである。最初の勝頼吉状は追善院住持人吉和尚に「^{天正四年}（^{天正四年}）判歷然」なので寺号を安堵したもので、この追善院が信綱の憑跡といわれるが、明らかではない。

ここで特に注目しておきたいのは、信綱の善徳寺という追善院に信綱が生前の天正七年に自ら彫ったという位牌が現存している。この位牌は高さ一メートル余もある大きなもので、表に戒名、裏に法要の年と信綱自身の花押とを彫刻してある。戒名は信綱佐久郡岩村田の電雲寺の高僧北高今松和尚が授けている。その彫文を掲げると次のようになる。

（^{天正七年}）

う。しかし信玄が甲府から出馬し、鳴尾城の合戦で大勝すると、

西方衆は家を焼かれ、所領を没収され、追放されて浪人となつたのである。その事情を物語っているのが「史料1」である。「御書付」有仁者・則可・入・御見見・候」とみえるのが信玄の文

配の尖兵としての信綱の姿をみると、これができよう。

永禄3年(1560)八月十日付で信綱は信濃武上の小井昌盛四郎に朱印状で知行を施行しており、「幸神田之奉者、上意ニも

御次御被免候間、尤存候」とあるのが注目される。信綱は諭訪の支配を中心に信玄の信濃支配の一端を担っていたと考えられよう。

信綱は前述のように義姫事件の動搖を防ぐため家臣に命じた起訴文の提出に応じて、親類では武田信豊のそれが現存している。信玄の実弟であっても他の家臣と変わらず、起訴文の提出を求められている事実は武田氏の家臣統制を考える上で興味深い。

信綱は元龜2年、勝頼の甲府招請によりかわって奥遠旗になつたというが明らかでない。

さて信綱は元龜3年(1571)十月三日に関始される信玄の遠江・三河への大規模な軍事行動にも従軍している。

兄信玄が死去した元龜4年(1573)四月十二日から一ヶ月後(1574年5月)付で信綱は千野神三郎に対して次のような文書を発している。

(史料2) 武田信綱判物

〔史料2〕 武田信綱判物
舍兄宮内少輔就下無比類打光上、堅白上意・御取立、其方遠俗候旨中間上者、彼知行等卿無異儀、彼請取、軍勤之奉公、可、彼名跡次候、隨御約束之間御重恩、就中、淮分可申聞者也、仍御件、

(元龜四年)
癸酉

五月廿八日

(武田信綱)
信綱(花押)

千野神三郎殿

千野神三郎の舍兄である宮内少輔が討死したので、「堅上意御取立」によつて仏門に入つて、神三郎が葬送して、千野氏の跡目相続、知行安堵を承認したものである。これが古文書で確認できる「道善軒」の初見である。文中の「上意」は武田家当主、すなわち勝頼を指すものと推測される。

次に年木詳八月二十日付千野左兵衛尉宛信綱書状をみよう。

(史料3) 武田信綱書状

有質方被官兩人候後、濱河方、相波之上逐電、不審千萬候、辛丑方私領被拘候間、如何様、^ノも被、^ノも計策、^ノも相尋候て可給候、其上召使式者以、因一種借用候など申族可有、之候候、一罪科不、可、極候、宮内少輔夢仁候は借用候て、他国人之方、可、相波、^ノ處、難波候ハ、速可、有、言上、候、參、誰人、召使之由被、尋尤候、且聞中者、方主祝助方被召使候出候、一、^ノ種有、^ノ催促、^ノ有、^ノ難波、可、承候、勝頼、可、申候、恐々謹啓、

八月廿三日 (日付)
千野左兵衛尉 (花押)

この史料は年木詳ではあるが、「信綱」と署名していることから、

元龜4年(天正元年)以降の可能性が高い。諭訪の上家有質氏の被官一人が浜河方に渡したところ遂に死んでしまった。幸にも信綱の私領でもあるので探索して返還に努力するといふもので、人返し規定であろう。そして最後に難波することがあったならば、信綱に申請

せよ、そうすれば「勝頼」、すなわち武田当主への取次、裁許を求めるに明示している。また（元龜四年）五月十日付千野左兵衛尉

（昌房）宛信綱書状によれば、「其以前其方合弟之借、為三宮内少

輔名請、急速可、被三出仕」之旨上意候」とあり、（史料3）に

関連するものであるが、信綱は勝頼の上意を千野氏に取次いでいるのである。

次に軍事面をみておきたいが、参考になるのは（年未詳）正月十

二日付千野左兵衛尉・小松又七郎宛信綱書状である。これは千野・

小松両名に軍勢催促をしたものであり、その運送を誓めている。こ

の点はほかの家臣団と何ら変わらないといってよい。

天正三年八月十九日付正覚院宛信綱朱印状では市藏の内において百姓前五貫文を寄進しているが、正覚院は古府中にあった寺院で、現在の万蔵院のことである。市藏は古代には市之倉・市之藏といい、

甲府盆地の東端、笛吹川の支流金川の扇状地に位置しており、現在

の一宮町にあたる。この市藏は信綱の所領であった可能性が指摘で

きる。

次に信綱の牛伏寺宛の判物をみてみよう。

（史料4）武田信綱寄進状案

（史料4）武田信綱寄進状案
者、折念入候者也、仍如、件。
（天正五年九月十一日）

逍遙軒

（年未詳）
信綱（花押）

これは、信綱が牛伏寺に対し郷内の百姓の諸役の懈怠を禁じたものである。「逍遙軒知行」とあるところから小川郷が信綱の知行地であることは明らかとみてよい。「大嶋之惣次之御ふしん」とは織田氏末攻に備えての大島城築築のことであろう。

次に伊那支配に関する興味深い史料をあげよう。

（史料6）小原忠志判物写
生光寺如来堂之坊主、奉、對、逍遙軒様、寺領之義例詳説中二
付而、被拘米、寺務之内、參貢文被下質、候由、御下知矣、
然則寺中造営等之儀、不、可、有、疎略、候、恐々敬白、

天正五年

小原丹後守

これは、信綱が牛伏寺に対して郷居分として「」の知行地である

筑摩郡小池の内から宛行つたものである。小池郷は鎌倉時代より見える地名で、現在の松本市内である。牛伏寺は「うしふせでら」ともいい、山号は金峰山、本尊は十一面觀音である。この史料によつて筑摩郡小池郷にも信綱の知行地のあつたことがわかる。しかし

「信義史料」の著者は「ヨノ文書、ナホ研究ノ余地アリ、後考リマフ」と疑問を呈しておられる。さらに（年未詳）一月二十七日付小川田屋守宛信綱竹木伐採禁制により伊那郡小川郷にも信綱の知行地があつたと考えられる。

（史料5）武田信綱判物

下伊奈之内逍遙軒知行於、小川郷中、自余之主人をもとむるのみならず、けんいをかり、大嶋之惣次之御ふしんをふさたし、郷なみの人やくをけたい致願ともから、向後改舉之、被郷中を可。有ニ追放、もし達義候ともからあらハ、めし執、大嶋へ可。進レ之候者也。

（年未詳）
逍遙軒（花押）

印首座

これは坐光寺如来堂の坊主が信綱に寺領のことについて訴訟したところ、寺側の主張を承認する「御下知」が下ったことを印主座に武田家奉行小原雅忠が云達したものである。この「御下知」の主体であるが、素直に考へるならば勝頼ということにならうか。

信綱や親類衆と信義の関係を示す史料を次にみよう。

（史料7）穴山信君書状

昨日者早々相越候、愚意旨上候哉、但小原衆在府之由候条御隙入候哉、無心元候、仍其方如存知、信州地原郷被官年中五度、六度使子令、運送奉公候、今度御書請人別ニ被相應令、迷惑候、典驛・造駕軒之被官、彼釋中井信國之内數多有之由候条向前提ニ被申付候様ニ自二十一年富方へ被遣一札、候様ニ可才覚候、向者於信原郷廿五人諸役御免之御印判申請度之由可得、御内儀候、尚塙津治郎右衛門町申候、恐々謹言、（穴山）

九月四日
信君（花押）

佐野越前守殿

信州信原郷の信君の被官は年に凡て六度使子の運送の奉公を行っているのに、さらに普請役も賦課され「迷惑」している、同じ親類衆の信義や信綱の被官も信原郷や信濃国に多数いるので、それと同様に命じてくれるよう斡旋し、さらには信原郷二十五人の諸役免許の武田当主の印判状が発せられるよう「御内儀」を得るよう佐野越前守に指令している。この史料から親類衆の所領が信義に多くあつたことや親類衆の性格が窺えて興味深い。

最後に数少ない史料ではあるが、いくつかの武田一族の奉加帳などから信綱の姿を拾ってみよう。

大善寺所藏の武田家奉加目録をみよう。

（史料8）武田家奉加目録

太刀一腰 馬七疋

（花押）

御北様 百疋

御前様 百疋

太刀一腰 花繁（花押）

太刀一腰 信廉（花押）

太刀一腰 信是（花押）

御北様は信信ら兄弟の母人井氏、御前様は信玄の正室三条氏のこ

とである。大井夫人の生前と、いふことで天文二十一年以前のもの、

「柏尾山造営勧進状案」によれば、天文十九年以前といふ。いずれ

にしろ天文年間のもので、信玄以下兄弟が額を掲げて寄進したものである。これにみえる信綱の花押は信綱花押I型である。年月日本

詳の高野山引導院（現持明院）に黄金を寄進した信綱一門の寄進目録にも贈信（信玄）の九両、以下信繁、信廉、信是が「黄金宅附」とある。信信とあることから永禄二年以前と考えられる。

篠河の富士大宮浅間神社に神馬を奉納した武田信亮等神馬寄進状写にも「道通軒名綱」とある。この文書は年代未詳であるが、服部治貢氏によると天正六年十一月二十八日から同八年正月十一日の間のものと推定されている。ほかに万福寺のものがある。

四 文化人信綱

No	作 品 名	所 �藏 者	備 考
1	武田信虎肖像	大泉寺	天正二年端午 春國の賛
2	大井夫人肖像	長押寺	天文二十二年 安之和尚贊
3	穴山信友夫人肖像(伝)	南松院	永禄九年十二月上旬
4	雪舟和尚西像(伝)	惠遠院	永禄六年二月 春國和尚贊
5	桃源和尚西像(伝)	南松院	元禄元年十一月 春國和尚贊
6	鎌不動尊西像(伝)	応林寺	
7	十七圓(十幅)(伝)	高野山成慶院	
8	十二天肉像(十二幅)(伝)	高野山成慶院	
9	文殊大上画像	桂原コレクション	
10	渡唐天神像	長押寺	著者 未調査 「道造軒信繁誰描拜賛之」
11	本多勝松(伝)	福威神社	長押寺所蔵渡唐天神像には「道造軒信繁」とあり、やはり信綱の父信虎への思いを知ることができる。
12	鎌不動尊影像(伝)	慈林寺	追筆の可能性が高いのにわかに信綱事とは連断で

信綱は前述のよう、武将というよりも画家として知られている。その代表的なものは重要文化財指定の武田信虎および同夫人画像であるが、ほかにも信綱の作品と伝えられるものが数多くみられる。それを示すと(表2)のようになる。しかし確實に信綱の手によるものであるとの論証を得ることは必ずしも容易ではないものがほとんどである。

大井夫人肖像の大泉寺安之和尚の替には、信綱の母への孝行心を垣間見ることができる記述がみえる。大井夫人は天文二十一年五月七日、五十五歳で死去したが、この肖像画は一周忌に母の面影を描いたものという。信綱筆と確定してよい作品はこの大井夫人像と武田信虎像くらいであろう。信虎像は天正二年三月、高遠で八十一歳を一期として死去した父信虎を信綱が追慕の気持ちをもつて描き、その端午の日に春国光新的贊をあおいたもので、信虎法体の姿、すなわち晩年の面影を見る事ができる。その贊には、況茅子之哀慕乎、尊一造謨主率、手一写謨主之真容、而被露ニ奉寫矣、とあり、やはり信綱の父信虎への思いを知ることができる。

きない。

また現存していないが『国志』の記事によると千塚村（甲府市）の八幡宮には信綱草納の仮面が、上野村の泰土寺には信綱筆の十二天画像十幅が伝存していたという。甲府市の大藏良雄家には輪部に「文殊大士武田道盛軒真筆慈山仕物」と墨書きしてある文殊菩薩画像があるといふが、私は実見していない。なお、ほかの作品については『武田信玄集』の原色図版解説や國版総合解説にみえるので参考されたい。

以上、先手の成果に依拠しながら、文化人信綱の一侧面をみたものである。ただ信綱筆とすぐには言えないものが多く、美術史専門家の本格的な研究に期待するものである。

おりに

以上信綱について述べてきたが、從来信綱は武田信虎および同夫人像の作者として武人よりも文人として著名であり、武田家内における地位や権限についてあまり触れてこなかった。本稿ではその点少しほ明らかにできたものと思う。

(注)

- (1) 信綱を「のぶつな」としているものが多いが(坂本篤一氏『武田信玄真集』(新人物往来社 昭六二)など)、「しんこう」とするのが正しい。「武田道盛軒信玄」とするのも正確ではない。(竹内勇太郎氏『歴史と旅』昭五二年三月号「信玄と武田」十四号)。
- (2) 「甲陽軍鑑」品三十九(職員正義・服部治則氏校注新人物

往来社本巻五七頁 以下「軍鑑」と略す)の信玄の遺言の記事や『軍鑑』品五十一(下三二二頁)の板井岡江雪との対面の記事など。

(3) 佐藤八郎氏「武田信玄とその家訓」(『微興会会報』六号 昭四四、のち「武田信玄とその周辺」(新人物往来社 昭五四)再録)、金井喜久一郎氏「武田典藏信玄」(『高井』二九号 昭五二)、桃若行氏「武田信玄家訓について」(『宗教社会史研究』(兼山閣 昭五二))など。

(4) 服部治則氏「武田相模守信玄」(『山梨大学教育学部研究報告』三三号 昭五八)、黒田基樹氏「我族兼武田信玄の研究」(『甲斐路』六号 昭六二)など。

(5) 標泰山江氏「武田親族兼としての穴山氏の研究—特に河内領支配の在地構造をめぐって—」(『甲斐路』二、三、六、一一号 昭三六)四一)、鈴木登氏「穴山氏の權力構造に関する考察—その消長と被官を中心にして—」(『秋大史学』一八号 昭四六)、鈴木正治氏「早川流域地方と穴山氏—戦田大名と山村—」(『信義』一七卷六号 昭五〇)、拙稿「武田親類兼穴山信君の河内領支配」(『國學院大學人文学系研究科』一〇期(平成元)、「穴山信友の文書と河内領支配」(『國學院雑誌』九、卷五号 平成二)、「甲斐武田氏の滅亡と穴山氏—穴山勝千代考」(『甲斐路』六七号 平成二)など。

(6) 柴辻俊六氏「戦国期木曾氏の領地經營」(『信義』二四卷一号 昭五七)など。

(7) 「甲斐国志」巻之九十五人物部第四、佐藤八郎氏他校訂雄

山岡出版本四巻六九頁。以下「国志」と略称。

(8) 道善院のある桜井が併稱の居館跡と言われるが、それを示す遺構などがなく明確にしない。敷野鷺鷺氏教示。

(9) 「甲斐叢書」八巻(第一書房 昭四九)。

(10) 同右。

(11) 同右。

(12) 「軍艦」品十七「武田法性院信玄公御代惣人教之事」に「^{（一）}松尾（百騎）」とある(上巻三三八頁)。

(13) 註(1)。松尾氏については佐藤八郎氏「民部少輔殿宣之嗣—松尾信是官途考」(「甲斐路」二五号 昭四九)のち

「武田信玄とその周辺」所収)が参考になる。

(14) 「軍艦」中巻(一四一、二六九、一九九、三二一、三三一頁、後備え・留守居が多い。信頼被官落合移助と百姓の公事(品四十七、下巻二三五頁)など興味深い記事もある。『甲斐記』

「武田史料集」(新人物往来社 昭四一)、一七一、一五八頁など、「武田三代軍記」(同右)一七四、一九四、二〇二、二一〇、二八四頁など。

(15) 「軍艦」上巻(一三八頁)。

(16) 「武田史料集」九八頁。

(17) 「軍艦」中巻一八九頁。

(18) 「軍艦」品五十一(下巻三〇六~七頁)。

(19) 「軍艦」品五十七(下巻四二九頁)。

(20) 「軍艦」品五十七(下巻四三四頁)。

(21) 坂本徳一氏「武田二十四将伝」(新人物往来社 昭五五)、

齊沢公次郎氏「武田信玄家臣団人物事典」(機貢正義氏編)

「武田信玄のすべて」(新人物往来社 昭五三)所収)など。

(22) 服部治則氏「長篠合戦における武田將士の年令について」(「甲斐路」一六号 昭五三)。

(23) 御宿監督調査(「武家史記」「信濃史料」一四巻一五八頁)。

(24) 「信」一卷四〇九頁。

(25) 「信」三巻九三頁。

(26) 「信」三巻五八八頁。

(27) 「武田遺宝集」(武田信玄公宝物保存会 昭四七)。

(28) 同右。

(29) 東京大学史料編纂所架蔵影写本牛伏寺文書。「信」一五卷一四一頁。

(30) 「信」一五卷四二頁。

(31) 「信」一五卷四二頁。

(32) 「日本城郭大系」8(新人物往来社 昭五五)、小穴芳美氏編「石城の山城」(郷土出版社 昭六三)など。

(33) 工藤文書「信」一二巻三〇六頁。

(34) 万葉院文書「新編甲州古文書」一巻(角川書店 昭四二)一〇四頁二二一號。以下「甲」と略す。

(35) 上野晴朗氏「定本武田勝頼」(新人物往来社 昭五三)など。

(36) 「信」一五卷四一頁。

(37) 道善院文書「甲」一巻五九頁九三号。

(38) 「信」一四卷九七頁。

(39) 「信」一四卷一〇一頁。

(40) 「甲府市文化財ウォッチング」、「甲府市史 史料編」一

卷（平成元）六九一号。

- (41) 『清水市史資料 中世』（吉川弘文館 昭四五）一六九号。

- (42) 『甲』二卷三五四頁一八三五号。

- (43) 『信』一卷四〇九頁。

- (44) 注（33）。

- (45) 千野文書『信』一三卷五八九頁。

- (46) 千野文書『信』一三卷五八八頁も参照。

- (47) 同右には信綱と署名がある。

- (48) 千野文書『信』一三卷五九〇号。

- (49) 注（46）。

- (50) 『信』一五卷一四一頁。

- (51) 『甲』一卷一〇四頁二二二号。

- (52) 『角川日本地名大辞典』一九（山梨県）（角川書店 昭五九）一三三頁。

- (53) 牛伏寺文書『信』一五卷四一頁。

- (54) 『日本歴史地名人系』一〇卷（長野県）（平凡社 昭五四）六一三頁。

- (55) 同右六二四頁。

- (56) 『信』一五卷四二頁。

- (57) 注（54）四八一頁、小川村の項によれば、武田氏領有以前は知久郷に属し、知久氏領であったと考えられ、元龜一年（一五七一）三月の大越城（現松川町元大島）修築の「定」（武田信玄朱印状、工藤文書）には「小河郷」とみえる。

- (58) この頃、勝頼は織田氏を攻子として報懲衆を信義の要地に配備している。仁科盛信を高遠城に在城させているのもそ

の一例であり、信綱の大島配置もその例であろう。

- (59) 『信』一四卷二〇二二頁。

- (60) 甲州栗原筋小原郷の領主。永禄九年、勝頼に付属された土隊将八人の一人。奉行、代官を歴任、天正十年三月田野で殉死（小和田哲男・山本大氏編『戦国大名家臣団事典』東国編〈新人物往来社 昭五六〉柴辻俊六氏執筆）。

- (61) 『清水市史資料 中世』（吉川弘文館 昭四五）五四二号。

- (62) 『甲』一卷六八三号。

- (63) 『武田遺宝集』二〇八頁、『甲府市史』史料編一卷五七八頁。

- (64) 『甲府市史』一卷六一三頁三四四号。

- (65) 富士人宮司文書、同右八六〇頁六九二四号。

- (66) 「武田勝綱家臣の官途名・受領名について」（『甲斐路』二号 四七）。『甲府市史』資料編一巻の解説は大正七年

前後と推定されている。

- (67) 万福寺文書『甲』一卷一九七頁七一五号。

- (68) 『武田遺宝集』原色図版解説八七頁。

- (69) 『同右』一〇九頁。

- (70) 『軍鑑』品九（上巻一五〇頁）に信綱の秋会参加の記事が

みられるが、商業だけでなくほかの文化的な業績があつたであろうことは想像にかたくない。

- (71) 守屋正彦氏「『甲斐国志』に見る中世武田氏の絵画」（『甲府市史研究』五号、昭六三）にも述べられているが、この方面的研究は暮れています。

承久の乱と甲斐源氏

—有雅卿の墳墓の地を尋ねて—

渡辺政之助

一二二一（承久三）年五月十五日、後鳥羽上皇が鎌倉幕府追討の兵をあげて敗れた事件を承久の乱といふ。戦利あらず京に逃げ帰つた官軍を追つて、幕府側は厳しい態度で戦後処理にあたつている。まず仲恭天皇を廃し、後鳥羽上皇を罷絞に、頼德上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐に配流、雅成親王を但馬に、頼仁親王を備前に流したうえ、有雅等上皇方の公卿五人を斬つたのである。上皇方の公卿五人とは、光親・宗行・範茂・有雅・信能のことであり、承久の亂の首謀者とされ、「東瀛」によれば、「張本の公卿」ということになるのである。囚われの身となつた五人のうち、藤原光親と源有雅とは平野源氏の武田五郎信光、小笠原次郎長清によって甲斐に押送、信光は京都より甲斐の領国石和に帰郷の途路、駿河の加古坂（静岡県龍坂）で藤原光親を斬つている。

ときに、一二一（承久三）年七月、二日、光親四六歳であった。黒松の梢に風が流れ、寂しいまでに敗者の痛ましさを伝えている。

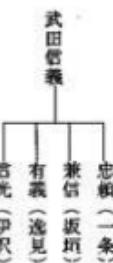
源有雅は小笠原長清が預かって、信光と同じような経路を経て領国甲斐稻積荘に至つたものであろう。往時は鎌倉街道を通行したものと考えるのが当然であるから、このような考え方のうえで、有雅を護送した長清の一行は薬坂から富士吉田市へ、そして河口湖畔を経て稻積荘へ帰郷したものであろうと思える。この辺りが父通光の本貫の地であり、現在の若草町加々美の法華寺（加賀美山法華寺）がその跡跡だといわれている。

甲斐國稻積庄、現在の甲府市伊勢・住吉・国母・大里・山城・玉穂・昭和町に広がる一帯である。『甲斐國志』曰「摩都郡中郡筋として『當筋ノ上条・中条・下条・西条・北山筋ノ右田・熊原ニ係リ、山梨郡ノ小瀬・小曲ノ辺リニ及ブ』」とある。さて承久の乱と甲斐源氏の動きについては後にゆするとして、後鳥羽上皇が討幕の院宣を下したのは東国武士団の中では千葉・小山・宇都宮・三浦・葛西の各氏と並んで甲斐の武田信光・小笠原長清等であった。

武田五郎信光、大糸内に信義の五男伊沢五郎と称すとあり、尊卑

いまこの地を通ると、眼下に御殿場の街並が望見され、古きとした高原ゴルフ場が広がっている。光親の碑は坂の中腹に建ち、年経た黒松の梢に風が流れ、寂しいまでに敗者の痛ましさを伝えている。

分派によれば次のようになる。



信光はあとで武田の惣領職を相続していくのであるが、平治物語の文中の記述や、その後の信光の行動から推測すると有義等と兄弟だったとする説にも大きな疑問がもたれる。

一一八〇(治承四)年駿州に赴く条に信義・忠頼・兼信・有義の次に当然あるべき信光の名は見えず、安田三郎・逸見光長・河内五郎・伊沢五郎信光とあるのを指摘して、信義の子とは考えず、伊沢四郎信景の男ではないかと疑っている文書がある。『甲斐国志』によれば、「信景ハ刑部三郎義清子弟ノ類ニテ信光ハソノ男ナラン事ヲ棄ヘドモ今所レ採ル決ナシ」ともある。父とされている武田

信義の自刃、当然武田家を離るべき位置にあった長兄一条忠頼の疎、次兄坂垣兼信の流、有義の謀と信光の身近には誠に恵しく悲惨事が続く。そしてこれらの人間にも大なり小なり信光が関与していたことが推察される。源氏時代の謀反事件に関連した逸見有義の失脚事件などは、その最たるものと言わねばならない。

しかしそうした調中になりながら、信光は武田一門の員として榮達の道を歩んでいくことになる。

一方小笠原長清は加賀美透光の次男として一一六二(応保二)年三月五日に出生、初め長兄秋山光朝とともに京都にあって平家に仕えていた。一一八〇(治承四)年源賴朝の禁兵のときには長清一九

歳か。

高倉宮以仁王の発した平氏追討の令旨が東海・東山・北陸三道諸國の源氏に発せられたのが同年四月九日、伊豆の北条郷にあって源朝がこれを拜受したのが四月二七日、甲斐源氏のもとにもそれと相前後して令旨が発せられたものと思われるが、挙兵は同年九月二四日、石和御厨においてとなつている。

しかし甲斐源氏の動きはこれより早かつたのではなかろうか。源朝が伊豆國日代山村兼隆の旗を襲つてこれを討つて挙兵したのが八月一七日、八月一四日、石和山での合戦、これと前後して『東壁』に八月一五日、甲斐源氏は甲州を出兵、越志太山で奥野景久、駿河國日代橋遠茂らを破っているのが見える。こうしてみると源朝の出兵要請もさることながら、甲斐源氏は独自の判断により、源朝とも対等の立場をとりながらの行動であったようにも考えられる。

さて次郎長清は京にあって平知盛に重用され、源朝に先立つて備國、同年一〇月一九日には源朝のもとに参看している。これがその後における長清の運命を大きく変えるところとなり、源朝に重用され、飛躍・階級の道を歩むことになるのである。

一一八五(元暦二)年正月六日、頼朝の文書の中に「甲斐の源氏の中にはいさわ殿、かゝみ殿」といふことをしく申させ給く候、かみ太郎殿は二郎殿の兄にて御座候へとも平家に付又木曾に付て心ぶせんにつかひたりし人にて候へば所知など幸へきにはなはぬ人にて候なり……」とある。ここで言ふかみ殿とはいまでもなく長清のことであるから、この時点では小笠原を名乗つてはいないのではなくからうか。しかしこの前後に小笠原といふ加賀美とも記している

ものがあるが、いずれにしても、この頃では長清について詳細を述べるのが目的ではないので省く。

さてやや筆が横道に逸れたが一二一（承久三）年五月一日、

長清は左郎信光等とともに東山道軍の大将として兵五万余騎を引きして出兵した。この戦いは世上によく知られているように、後鳥羽上皇を中心とした公家勢力が、政権回復の機会を狙って鎌倉幕府討の兵をあげて敗れた事件である。ときに三代將軍源丈朝の横死、幕府内紛に乗じてのものであった。

これに対し幕府側は朝末亡人政子、執権義時を中心にして団結、大軍を率いて上洛し、公家勢力の打倒を果たすのである。京都に逃げ帰った官軍を追つて幕府軍は厳しい態度で戦後の処理にあたっている。

ここで長清等の進路を追つてみると、鎌倉を発して市原・大炊の渡しへ、六月六日到着、垂井を経て供御瀬に向つている。戦いが官軍敗北に終わり、源有雅が囚われたのが承久三年六月二四日である。こうして長清は有雅を預り、これを押送して甲斐国へ向つたのである。この帰路、信光・長清等は鎌倉には立ち寄らなかつたのではなかろうか。少くとも尼村軍政子には会見していないのではないかと思う。後述するが有雅が自らの助命願願の使者を鎌倉の政子のものとに送つていていることからも推察して、鎌倉には立ち寄らず加古坂に向かつたと見るべきではなかろうか。不幸にしてこの使者は政子からの助命を許す書状を携えて帰りながらも、それが有雅死刑後であつたために間に合わずにつながつてゐる。思うに長清は有雅を伴なつて領内の細柳庄に帰り、別邸に近い巨勢村淨福寺に有雅を幽閉したものであろう。『甲斐国志』に「許勢小篠」

古瀬ニモ作ル……小瀬ハ當筋ノ一都會古時縣官ノ治所ナリシヤラ
ン後ニ小笠原長清ノ采邑ナリ……』『東鑑』に「細柳庄曰勢村トア
ルハ此所ナリ……」とも。

淨福寺跡と思える所は今その面影を残していない。僅かに竹林と

二・三基の古墓がその名を止めているに過ぎない。「九品山淨福寺

淨土宗府中淨興寺ノ未除地西或十二歩」とあるのがその跡である。

淨福寺跡と思える所より東北方に歩いて百数十歩の辺りに下田寺跡と呼ばれる所がある。「如金山下伝寺小瀬 時京府中・蓮寺ノ

東御朱印四十一石四斗余、本山ノ小庵裡テ白レ古ヘ兼善所ナリ
……」と、また「小瀬宮内大輔毛跡 村玉田寺ノ境内是ナリト

云フ瀬壁ノ址存セリ或ハ右馬助信長居ル之ニ又石和丸郎信光居レ
リ本トハ諭訪羽神ノ社地ナリシテ尤光之下下銀治屋ノ彦神筑宮ノ
社地ニ瀬シ合祀シテ其ノ地ヲ居館ト成スト云フ按ルニ石和信光ニ

ハ有ルベカラズ前記ス小笠原良清此處ニサ有雅ヲ誅セシ事ア
レバ長清ノ別荘ナドアリ後ニ右馬助信長又居ル之ニカ……」と
見える。

さて承久の乱の首謀者の一人と見なされる源有雅についてであるが、父は參議雅賢である。宮中に於いて有雅は次第に重用され、乱當時は正二位多羅石近衛督兼赤道使別当であった。「參議とは宰相、公卿の一員として國政の大事を調し、大臣・納言に次ぐ重職、右近衛少將・官名・兵衛府に勤務する役人・令制では左右兩府に各四百人を常置・宿衛宮門の守護、夜中巡檢・大儀の儀杖、行啓の供奉等を行う。檢非違使、京都の警察裁判機関……」(グラン百科)。要するに當時有雅は宮中にあって現在の防衛府長官、最高裁長官、警察庁長官の重職にあったのである。乱起ころや幕府側としては、

当然彼有雅を重要な首謀者とみなしたのは道理である。

ところで小瀬村（甲府市小瀬町）に押送された有雅は、どれほどの間この地に生存してきたであろうか。前述したように武田信光が光親を斬ったのが七月一日であるから、長清も信光とともに甲斐への帰省を急いだとすれば、遅くとも一五日頃には福柳庄小瀬村の別邸に着いた筈である。有雅の刑が行われたのが七月二九日であるから、この地に生存していた期間は、確かに二週間程度と思える。

『東鑑』七月九日の条に

「二十九日、壬子、入道二位ノ兵衛ノ督（有雅卿去月出家年四十六）為、小笠原次郎長清之預」下：「着甲斐國」而依。有轉因縁。可。被。教。露命。之由。中：「品擇尼」問。哲抑。死罪。可。相。待。被。左右。之由。雖。令。懇望。長清不。及。許。客。於。当。國。福柳庄小瀬村。令。誅。畢。須。要。可。有。刑。罪。之旨。二品書狀到來云々。楚。忍。之。為。体。定。有。亡。魂。之。恨。名。號。」

承久草物語には

「ささきの前中納言は、をがさ原の次郎ぐし奉りて、かひのくに板垣の庄の内・古瀬村といふ所にて、すでに誅し奉らんとす。中納言のたまひけるは、吾二位殿へ申すむねあり、そのつかひ今日かへるべし。それまでまたるべうもや候らんといはれけれども、ただされとてきり奉る。そのち、はんじばかりありて、二位どのより御使たすけ奉れとの左右ありけれども、力をよばず、ぢやうごうといひながらなさけなくぞおぼえし」

先にも触れたように、有雅は小瀬村の浮城寺に幽閉されているとき、使者をもって鎌倉一位の尼政子の許に自らの助命嘆願をしてい

る。当時鎌倉・甲斐を往復すると、急いで、週回は要したであらうから、ここに見るようになり故子の赦免状を携えた使者が帰省したときは、すでに死刑が行われた後ということが起こり得る訳である。一刻は約二時間であるから、「はんじ」は一時間ということになる。まことに悔恨の極みであっただらうし、これが事実を伝えているとすれば、有雅の死刑はまことに劇的なものであったという他にない。あと一時間、否ものの二十分も死刑が選れば助かった命であったと思われるからである。この時間の流れは有雅にとって貴重としかいえない。今ここに五廟の命日を記してみると、

光親卿（四六歳）駿河加吉坂 七月一二日
宗行卿（四七歳）駿河藍沢 七月一四日
範茂卿（二七歳）相模関本 七月一八日
有雅卿（四六歳）甲斐小瀬 七月一九日
第能卿（三二歳）美濃遠山 八月一四日

久しう間有雅の墓は人に顧みられることなく淨福寺境内にひっそりと土儀頭のまま放置されていた。ところが、七五二（宝慶二年中）年十一月甲府勤番士野田成方等の手によって有雅の墳墓として世に出ることになる。往時のことを「里人の伝へに佐々木中納言有雅の墓を墓主浅間に祀と云り。據て東壁に承久二年七月二十九日入道二位兵衛督（有雅卿去月出家年四十六）為、小笠原次郎長清之預」下：「着甲斐國」而依。有轉因縁。可。被。教。露命。之由。中：「品擇尼」問。哲抑。死罪。可。相。待。被。左右。之由。雖。令。懇望。長清不。及。許。客。於。当。國。福柳庄小瀬村。令。誅。畢。須。要。可。有。刑。罪。之旨。二品書狀到來云々。楚。忍。之。為。体。定。有。亡。魂。之。恨。名。號。」と見えた。按に此地其頭は長清の食邑なるべき。

し。長清の庶子に小曲五郎長家あり、小曲は小瀬の南に按きたる村にて、長家を居住せしめしといへり。然と富士塚は本州所在に在り。古記に建久年中右大将朝御富士野に持せし時年内一年の租税を免されし故、州人悦て往々に塚を祭て祭をなし仁恩に報と云う。

本村に御廟地蔵という石仏あり、既に古廟の二字わざかに存れり。此家、原来は有種を葬し廻なるけれど富士塚と云うもの多ければ其を混淆て廻る妄説を伝しなるらん。其は有種の靈を富士浅間に祀るべき理由なればなり。」と、また「当寺の所有の畠中に小

高き庵ありて富士現と祀して置く。里人は平家の大将の古墳也と云ふ。先住の頃、村の者此社地の木を伐りて薪に充れば、寺の為にも成るべきといふに、住僧も語す。即是を伐る。其後東帝せる人、住僧の夢に、社地の老樹を伐りしを警る。樵夫も同夜同夢を見る。村人其靈感に恐る。当住院の和尚其神靈を警歎して其主の姓氏を正さんとすれば、古來の事史を知れ難し。甲陽勤上の内に、飢餓子といふ人諸史を考訂して見るに、承久三年六月佐々木中納言有平中斐の因瀬河原に於いて森せらるる事あり（有平は写誤り）氣齧下此出處に掲て一村の古老に問ひ、所伝の覺書など考るに彼の古墳なる事紛れなし。依て縁起を作る見るに、佐々木黄門有雅卿は承久の連亂に都方の大將なり。宇治川の合戦に敗れて擒にせらる。小笠原信義守長清預りて当國に来り、既に坂道の庄古廟の河原に於いて誅せんとす。有雅卿の死、二位殿へ中旨あり、使の者押付帰るべし、

其程暫く待玉へと、長清聞ずして誅す。其跡へ有雅の家主一位殿より、赦免の状持来る。宿業の括き縁真也云々。」

現在の小祠が建てられたのはそれより三年後の一七五五（宝慶五乙亥）年であり、中府勤番士三名の手によつたものである。この小祠には正面に、富士塚大権現と六字を二行に刻して、その右に宝慶五乙亥歲五月吉日、中興善番代とあり、裏面に甲陽御勤士三十一人、小祠鳥居御寄進、発起野田氏成方と更に左に山梨郡小瀬村納守、九品山淨福寺とある。

【甲斐国志】にも次のように見える。

「富士塚村 里人ハ有雅ノ靈ヲ富士浅間ニ祀ルト云ヒ云フ。

宝慶五乙亥歲五月淨福寺ノ僧曉的其・塚下ニ石祠ヲ立テ祭ル之ヲ。府ノ番士野田鶴風子門成方 同番ノ上三十人ト俱ニ其

・費ヲ助ケテ縁起ヲ作ルトナリ。」

小瀬の河原において……等と記されたこの辺りも日々に変遷、近くには甲府商業高校・県立南高校・山城小学校の校舎が軒を並べるかのようにならるる事あり（有平は写誤り）氣齧下此の如きに聲える県営小瀬団地の一画に移され、僅かに昔日の面影をとどめているに過ぎない。春や芒の背波の中を歓道のようなかほそい野面道があつただけであろうと思われる往古の姿を今やしのぶ

市史の広場

甲府に住んで——雑感——

小池 真奈美

私が初めて「甲府」という地名を知ったのは、北御通に住んでいた小学二年生の頃で、娘の文通相手が並崎の人で、どうの採れる甲府の近くだということを教えてくれた時でした。その頃の私にとってはとても遠い所すぎて、その甲府に住むことになろうとは思ひもよらないことでした。その後東北の郡山、東京へと移り、甲府については特別知る機会もなく過ごしていましたが、縁あって三年前に嫁いできました。そんな私にとっての甲府の印象を少しのべてみたいと思います。

甲府に降り立つて初めて目にしたのは、整備された駅前から広々とした道がまっすぐ伸び、その道に沿ってたくさんビルが立ち並ぶ光景です。トンネルをいくつも抜けたあとに登場するであろう想像している所まで、その甲府に住むことになろうとは思ひもよらないことでした。その後東北の郡山、東京へと移り、甲府については新しい土地に行き、そこに早く馴染むには、できるだけ早くその土地の方言をマスターすることです。甲府の方言については何の知識もなく、東京に近いところのだからほとんど標準語なのだろうと考えていた私にとって、初めて聞く甲府の言葉はとても新鮮でした。東北弁のような方言の代表的なものとちがい、甲州弁は全国的には



たその姿が我が家の中から見ることができる甲府は、私にとってとても魅力的な所です。景色のすばらしさは昼間だけではありません。甲府の夜景の美しさも必見のものです。山々に守られた美しい宝石という感じで、黄金屋産業の街甲府にふさわしいものだと思います。

その山々にこだまするよう、甲府では一年中時期を問わず頻繁に花火が上がります。どうもお祭りの日ばかりに限らずといったうですから、甲府の人達は懶やかで、ぱっと派手やかなことが好きなのでしょうか。「えびす講・節分・七夕」といった商店街の売り出し等もとても盛んで、草やかに飾りつけられた街へ人勢の人々が多く出立つ並ぶ光景です。トンネルをいくつも抜けたあとに登場するであろう想像している所まで、その甲府に住むことになろうとは思ひもよらないことでした。その後東北の郡山、東京へと移り、甲府については新しい土地に行き、そこに早く馴染むには、できるだけ早くその土地の方言をマスターすることです。甲府の方言については何の知識もなく、東京に近いところのだからほとんど標準語なのだろうと考えていた私にとって、初めて聞く甲府の言葉はとても新鮮でした。東北弁のような方言の代表的なものとちがい、甲州弁は全国的には

あまり知られていないのではないでしょ
うか。昨年の「武田信玄」の放送を見て知っ
た人も多いことと思います。私はまず特徴
のある言葉やアクセントを見つけて真似し
てみるとから始めました。「やせつたい、
やぶせつたい、しゃらうるさい、だつちも
ない、おまんら、わけーし……」等々、威
勢のいい言葉が次々と耳に入ります。

語気の強さと柔軟のよさ、そして独特の
アクセントとまくしたてるようなテンポが
合わせて、けんか腰のようにさえ思え、
こんなことを言うとしかられるかもしれません
が、初めの頃は、甲府の人はとてもき
つくてけんか早く、私のようなわたりも
んぐにとつてはつきあいにくい人達ではな
いかなどいう心配をしたものです。でもそ
れぞれの言葉の使い方やニュアンスがわか
てきて、実際に自分でも使ってみると、甲
州弁はとても味わいのある言葉であること
に気がつきます。そしておつきあいをして
みると、甲府の人達は、親切でめんどうみ
の良いあたたかい人が多いように思われま
す。

近頃では私も、「いいじやん・いいさよ」
といったような言葉が無意識のうちに出て
る

ようになってしまった。そんな時、私も少
しほ甲府の人になってきたかなとうれしい
思いがします。あと何年かたってふと氣づ
くとすっかり甲州弁になっているかもしれ
ません。そんな日が来るのをとても楽しみ
にしています。

(市史編さん事務局)

山梨の民話にあらわされる動物

宮澤 富美恵

かし語り」「笑い話」「動物言話」の三つ
に分けられている)から、「動物言話」に
特にこだわらずに、登場する動物達の個性
(といつてもそれは語り手と人間の動物観
が強く反映したものだが)をいくつかみて
みたい。

狼(山犬)

牧畜民にとっては凶惡な獣の代表である
狼も、日本では恐怖の対象であると同時に
害獸から田畠を護る(カミ)、「大口真神」
として祀られ、関東・中濃を中心には廣がる
三峯講では狼が眷属として現在でも信仰の
対象になっている。秋山村に伝わる「占取

とりとめのないことを書いてしまいました
が、私はこの街に住めるようになったこ
とに喜びを感じています。これからも甲府
の自然や言葉、そして人々との交流を大切
にしてゆきたいと思っています。

の論」（「通説」では古麗のもおりどん
騒動型として分類されている）で、「狐や
狼様が食いにくるだつてね、馬を。」とい
う具合に語り手が狼だけに敬称を付けて他の
動物と別扱いにしていることからも、狼は
單なる恐怖の対象ではなかつたことがうか
がえる。

まり踊る猫だとか、狩人の銃弾を蒸籠のふたを磨代わりによける猫などどこか憎めないキャラクターを持つてゐる。報恩譚で有名なものは「猫羅家」であろう。竜王町の慈照寺がその舞台で、貧乏な子を飼い猫がその「魔力」で再興させる話である（同様の筋の話は長野県でも上木内郡小川村を中心伝承されている）。また、長年世話をなつたお札に角い主の前で忠臣蔵を演じたというものもある。

の物悲しさがある。狸（貉）と狐が登場する話でも、一緒に手に入れた伝馬の弁当を狐に入部分だまし取られたり（捨い物分配一狐の文読み）、ついには苦心してくつた裏も奪われ殺されてしまう（狐とむじな）。狐の方が一枚上手のようだ。

この他にも蟹、蛇、鶴、馬、鳥類、昆蟲類等々多くの動物達が民話の世界を彩っている。人間にとって親しい存在でありつとも、完全に無い馴らすことのできない野性・

狼が人間を襲うという話や人間の足とかも、どこまでもひいてきて人間が転んだりするとかかさず食べてしまう、迷い狼の話ももちろんあるが、人間を教り、恩に報いる、といった話も日立つ。喉にささった小骨を取除いてもらつたお札にその人間を危険から救う、というのはその典型であろう。

猫にまつわる話は意外に多い。一人猫と同様に人間にとて最も身近な動物であるが、全國的な傾向であるのかはわからぬが、猫ほど登場しないのは、犬には想像力を持たせる余地があるまいからではなろうか。犬の話が「義犬」、「忠犬」といって

たパターンに偏りがちであるのに対し、猫の方は「化猫」物、報恩譚、動物由来（なぜ猫はもてあるか、の類）等豊富である。

猩(猿)と狐は人を化かす動物の代表のように思われ、「通観」にも「笑い話」をはじめ姫鹿が化かす話は多数収録されていて、狐に比べればいま一つ間の抜けた説話を与えられることが多い。猩のいたずらにはカチカチ山のようになに隨分残虐なものもあるが、大抵あつさりばれてしまつたり滑稽さといくらか汁にされてしまつたりと滑稽さといくらか

私の登場するものでは「中府市史別編」、「通説」も触れている「建長寺の慈和尚」（「通説」では和尚はむじなというタイトルが付されている）がよく知られているが、この話は地域により慈和尚に変わって東京、神奈川、静岡、埼玉等でも見られる。

われて人間に馴染まれる存在となつた現在、山々に囲まれたこの山巒が動物にとつても人にとっても幸福な環境でありつづけることを願うのみである。

としてあるいは神使として祀られ共同体や個人に富をもたらす一方、手に負えないいたずら者であったり、時として人の命すら奪う恐ろしい魔物として畏れられるという兩義的存在であった。

また、民謡が口承という性格を持つ以上、甲府市においても一口も早く体系的に収集・整理がなされることを望む。

(市史編さん事務局)

土 着

初期甲斐源氏の屋形造り —

ラインハルト・ツェルナー

甲陽軍艦の「家」の概念

武田信玄が天文二十一（一五五一）年に人達したことについて、甲陽軍艦は四つの理由を議論しているが、第一の理由を次のように述べている。

「武田は新羅三郎公より信玄公まで廿七代にて、しかも代々弓矢を取て其番有をもつての故か、公方の御代官として御用庭の折々、兩度に至て御所になをし置給ふに付て、武田殿邸の處は、今にいたって御所と申しても苦しからず。然れば信玄公代に家を破りては、跡廿六代へ対し信玄公面目なき次第なり。信世間の体をみると、ひさしき家共皆破れ、歴は武田の家など破るる時刻に備えたりと思ひて、信玄公御所に、昔平の清盛は身命を惜しみて発心なり、私は前代へのためにとて件の如し。」

甲陽軍艦に使われている「家」という言葉はさまざまな意味を持つている。武田の「家」は

・ 一人の祖先による代々の一系または

- ・ 子孫の手柄による家柄、あるいは
　　その家族の居住

としてみられているが、さらにもうひとつの方があつた。甲陽軍艦は信玄法度の喧嘩両成敗を次のように説明している。

「幸武田の御殿は公方家の作法なり。公方の御屋形作りは、第、諸人のつきあひに應外なきこと肝要に候故、諸侍伺候いたすには、縁ばかりあるき中やうに置給ふは、中奥饅食にて頼朝公より始まりぬ。其後寺氏公、右の國をもつて、都にて造り給ふ屋形作りの様子、人々應外なき様を宗とするは、公方家の屋形作りなり。」

要するに、家の内部の構造は内輪もめを防ぐものでなければならぬ。そうして、「家」の四つ目の面は

- ・ 「家中」、つまり家庭團の構造であった。

甲陽軍艦の考えた「家」の多面性は、次のようにまとめることができると思う。（第1表）。

これらの概念を用いて、著者は武田家の支配制度を研究していると

第1表 家の支配組織

		外部的	
		内部的	
		通時的	共時的
領地	土着	官家柄	手柄
形	実感	支配の 場所と 経済	他支配 者との 関係
地	場所と 経済	伝統 代々 親先	政治
領地	実感	正統 伝来と 文化	一族 中華族 者との 関係
領地	実感	正統 伝来と 文化	社会

ところが、本稿ではその最初をなす中斐源氏の土着を巡る諸問題に触れてみたい。第1表に示されたように、「上着」は「支配の場所」と「実感」を定める、新支配者の決定的な第一歩と考えられる。石井進氏などが指摘したように、武七は「名字の地」がなければ支配者の身分も取得できない。³⁾ 一方で、武七は「名字の地」がなければ、流の武士であった武田家はどうであつたろう。

遷行

人治五（一一三〇）年末の事件だが、常陸の国司はその住民清光を「遷行」で朝廷に訴えた。朝廷の判断は不明であるが、仮にこの清光を源清光とすれば、「尊卑分脈」に記録されている清光の父義清の「配流」との関係が考えられる。そうすれば、父子は「遷行」のために甲斐國へ流されたことになる。

ほぼ同時にもう一人の常陸の国の住民が同じ理由で訴えられた。「恩權守」と呼ばれてきた平広幹が勝の下総の國の住民に無理をやつ

た」と云えられている。⁴⁾ 清光の「遷行」も同様の武力行使を指したものと思われる。ところで、広幹と清光は親戚であった。清光の祖母は平（吉田）清幹の娘で、広幹の祖父は清幹の兄であった。⁵⁾ 源義清は「尊卑分脈」ならびに「大聖寺過去帳」で「武田城主」と呼ばれているので、志田氏は彼が配流の前に常陸國那珂郡武田郷に住んでいたと推定している。これ以前甲斐國には「武田」という郷などがなかつたらしいことから、志田氏の説はおそらく正しいと思われる。

とすれば、源義清・清光の配流は結局元中央貴族の分家の土着が失敗したものと見なされねばならぬ。

市川莊

配流地は甲斐國巨摩郡市川莊であった。この莊園は京都の仁和寺の本寺であった深草の法勝院領をなした。安和一（九六九）年の領地目録によると、莊園の田地は凡そ十四町歩に及んでいた。田地の配置は条里制によって記録されているが、当時の甲斐國の条里制は全く不明である。⁶⁾ しかし、一見して田地の半分ぐらいは巨摩郡にあり、わずか四つの里に分けられていたことが分かる。それは、

- ・ 七条一里「志方」（一・五八町）、
 - ・ 八条四里「菟田」（〇・七〇町）、
 - ・ 九条三里「宮原」（一・二二町）、
 - ・ 九条四里「市河」（一・二五町）、
- 合計六・七五町（四八・四六%）であった。同じ郡の、約三キロメートル離れた一条と九条には他に合計三・二町歩が配賦されていたので合わせて七〇%以上の田地は二キロメートルの範囲に配分されて

いた。巨摩郡、山梨郡、八代郡のこのほかの田地は各々一〇バーセント前後をなしていた。「散在的莊園」といっても、かなり集中的に見える。

さて、問題は、市川莊は一体どこにあったかということである。

「市川」^レという郷は十世紀には記録に見える。^レ現在の市川入門が当時すでに八代郡に付属していたとすれば、法勝寺目録の「市河里」と市川大門は一致しないから、磯貝氏の「宮原説」を支持せねばならぬ。よって、「九条三里宮原」は現在甲府市宮原町に当たり、市川莊の中心はこの辺にあったことになる。

この推定を裏づけることも可能である。

・甲斐源氏の一族である小笠原家は少なくとも十四世紀まで宮原に領地を持つていた。

・武田家は十五世紀に宮原の総社の檀家の大旦那であった。

この二つの事實は甲斐源氏と宮原の深い、おそらく土着時代にさかのぼる関係を示すのではないか。

・市川莊の本家は仁和寺の末寺であったが、仁和寺はそのほかに、二八五年まで甲斐國の鶴賀莊を持っていた。鶴賀莊は疑いなく現在の甲府市、中心部はだいたい荒川と笛吹川の間にあつた。鶴賀莊は一二八五年に仁和寺から永寺の法金剛院に屬われたが、仮に市川莊も同様に仁和寺から法勝院領になつたとすれば両莊園の本家のみならず、位置もともと共通だったと推定できよう。つまり、鶴賀莊は荒川の東側に、市川莊は西側にあつた。

・もう一つの点は法勝院領目録の条里制である。これを次に説明しなければならない。

巨摩郡の条里制と市川莊の位置

法勝院領目録にみえる巨摩郡の条里制は

一里・十八里、

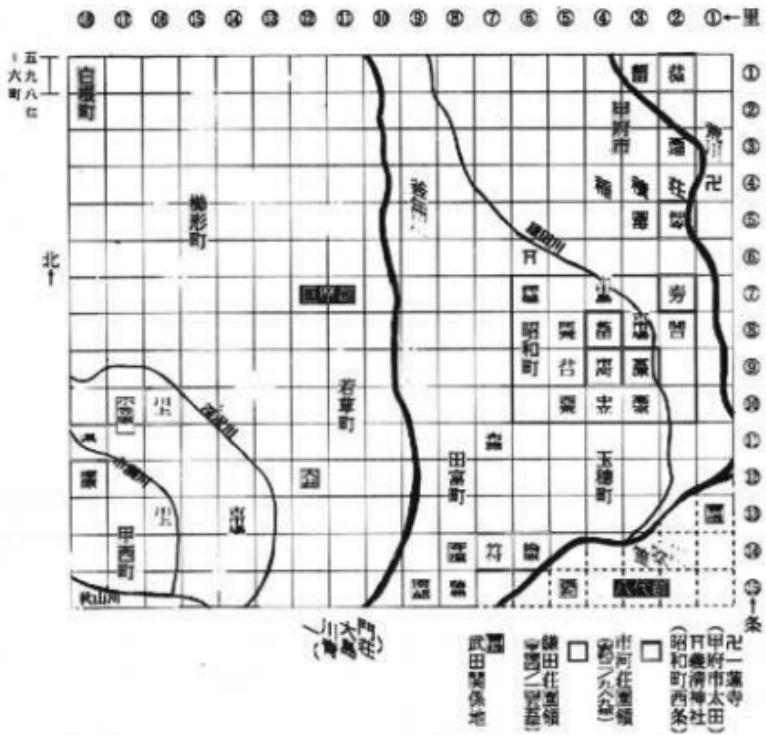
二里・十八里、

すなわち九十一平方キロメートルに及んだ。この範囲の条里制は甲府盆地でなければ考えられない。もし甲府市の一・条小山（現舞鶴城）と中小河原町の一里山につながりがあったとしたら、甲府盆地の条里制の原点は現在の甲府城の辺にあってそこから南へ笛吹川まで下って、西へは現在の白根町・柳形町・甲西町に至ったと思われる。そうすれば南北十四里、東西十八里の条里制が可能になる。

こうして推定した条里制と市川莊の配分目録を比較すればなお面白いことが分かる。すなわち、「九条三里宮原」は現在の甲府市宮原町に当たる。舞鶴城から南約四五〇メートル西方約一・二〇〇メートルへ歩けば宮原町がある。

あくまでも推定であるが、十世紀の市川莊と巨摩郡の条里制を第一國のように出現してみることが出来るだろう。

しかし、源義清父子が配流された十二世紀初め頃の市川莊の姿はすでに以前の条里制から変わりつつあった。



第1図 巨摩郡の条里制と市川荘の配置

不思議なことに、甲斐源氏の子孫の誰一人として「市川」を名乗らなかつた。義清自身は久安五(一一四九)年「市川に卒す」^(三)が、甲斐では「安田冠者」と呼ばれてきた。^(三)また、彼の息子義定も安田を名乗つた。「市川」と「安田」は如何なる関係があつたのであらうか。

「安田」という地名は現在の山梨県には残っていないが、「安田義定館」として伝わっていいる所がある。それは山梨市小原西にある。
一方、甲斐國守昌代中源清弘などの乱行を訴えた長實勘文に見える八代莊には「安多」という加納地があつた。^(註)この加納地を現在の山梨市上神内川とすれば、小原西の南、つまり安田義定館とはぼ同じ場所になる。
さらに小原西の北には「市川」^(註)という地名がある。そこは市川莊の山梨郡における領地であつたのではないか。
もしそうであつたとすれば市川莊と八代莊の関係もまた考えなければいけない。

八代莊

八代莊の初見は長寛元（一一六三）年の

「長寛勧文」にあるが、勧文（朝廷が専門家に求めた沙汰見書）によれば

「久安年中太宰帥藤原卿定・彼國・之時、鳥羽院守から御下文をもらつた。太宰帥を看守、藤原卿を顧問」と見れば、康治元（一四一〇年）久安六（一五〇〇年）の甲斐国守のことを指しているであろう。本家は熊野神社であつたが、下司などは明らかでない。しかも、勧文が語る風行は著しい。

國衙の兵は、「志停・庵当山領字八代莊・抜・秦勝示・寧・取年貢・追捕在家・獨・取神人・或禁・其身・或制・其口・。」

といった残酷なことを行つたが、目的はやはり莊園の「停配」にあつた。当時の甲斐国守と在所官人は「新立莊園」の廢止を狙つた、といふ主張から、八代莊もまた新立莊園であった事実が分かる。

莊園領地の境に「榜示」（土地境界を示す看板）が立つていて、「在家」も社の近くにいたらしい。これは決して十世紀の市川莊のようだ。教的な印象をうけない。新しく立てられた莊園として、

当然一門莊園の形をしたのである。

なお、勧文は一つの加納地を指摘する。「一つは例の『安多』で、おそらく現在の山梨市にあつたと思う。もう一つは『長江』といて現在の八代町の永井である。両方ともに一六二年の事件の少し前に國守が雜役御免を許した。八代莊はこの加納地に対し「雜役免莊園」であった。つまり、榜示内の土地と違って、莊園の支配はまだ完全ではなく、おそらくもともと國衙領であったのだろう。とすれば御坂（「國衙」）・宮・春日居（「國府」）の辺にあつた國衙領は北南に八代莊に挟まれていたようである。

さて、新立莊園の八代莊はいったい誰によって形成されたのであらうか。

先ず逆に無関係の人を除外して行こう。一六二年の事件を起した國守藤原忠重、日代中原清弘、在所官人二枝守政らは確かにその通りだったのであろう。ということは、八代の反対側は國衙ばかりでなく、藤原・中原・二枝の三家でもあつたろう。

一方、形成の直前甲斐國に移ってきた源義清等はどうであろう。甲斐源氏の上若と八代莊の形成のながれを比較してみよう。（第2表）

第2表 甲斐源氏土着と八代莊の発展

一一一年	常陸國から配流
一一七年	鎌田庄寄進
一一四五五年	八代莊新立
一一四九年	安田義清没する（七十五歳）
一一六年	安多、長江雜役御免
一一六年	八代莊停免事件
一一八年	逸見清光没する（五十九歳）

上に述べたように、義清自身と息子の義定は安田と呼ばれたが、安田を八代莊の加納地とすれば義清配流と莊園の新立との関わりを推定できるのではないか。義清は一四九五年まで生きていたので根拠地の所有権に何かの変化があれば当然彼を無視できなかつたに違いない。

尚かつ義清の長男

清光は逸見と名乗つたが、彼の一人の息子は八代信清といつた。彼

の跡を残いだのは甥の小笠原長清の息子であったが、八代莊は、三八三年の小笠原家知行目録にも見える。すなわち、早期から甲斐源氏と結び付いていた。

この関係をより明確にするためにもう一つの莊園をたずねなければならない。

鎌田莊

右人臣藤原宗忠の日記によれば、保延三（一一三七）年に甲斐國鎌田莊が関白藤原忠通に寄進された。更にわずかの三週間後、これを斎院に渡す話もあったという。

子細は不明だが、当時の藤原家と斎院の関係を考慮せねばならぬ。一一九年に忠通の父たる關白忠実が上野國で広大な莊園を造らんとしたとき、白河院はそれに絶対反対を唱えた。上皇は明らかに藤原家の莊園の所有拡大に歛止めを掛けようと思ったが、裏向ちは、莊園プロジェクトのある地方は、皇女の勤め先の斎院が利用している紅花の产地であり、その生産を守る姿勢をとった。翌年に忠実の娘との嫁結びを許さなかつたため、忠実は辞任して藤原家の莊園免理を息子の忠通に譲った。

一方白河院が一二九五年に崩御し鳥羽院の世になつた後、忠実が復活して院政の実力者となつた。彼が一六二年に世を去るまでの間、全國の莊園は前例のない勢いで拡大していた。が、新莊園は多くの場合皇室と関わりがあった。鳥羽院が作つた安樂寺院、妻美攝門院の歡喜光院と娘の八条院は承久頃までに一五三の莊園を手に入れた。中には甲斐國の二莊園も含まれていた。それは鷹原、小井川、そして鎌田であった。いずれも現在の甲府の周辺におかれていった。

また、前述の人代莊も鳥羽院の御下文をもつてゐることは刮目すべきである。

ともかく、藤原家に寄進された鎌田莊は成立から一世紀以内に、皇室関係の八条院に渡されたようであるが、それが話題の斎院への再寄進と関係があつたか否かは不明である。しかしもしそうであつても不思議とは思われない。忠実の実力を考へれば、莊園を一つ皇帝に上げても藤原家にとって損にならなかつたのであろう。なお、十八年前の事件も斎院に関係したので、今度の鎌田寄進問題にも似ている点があつたかもしれない。つまり、朝廷から改めて要求まつたのが反対があつたのであらうか。

しかし、この問題は在地レベルにはあまり影響を与えるなかつたと思う。実際の問題は鎌田莊を藤原家に寄進したのはいつたい誰だつたのか、ということだ。

この問題を解決するには、必ず鎌田莊の位置を問わねばならない。

「鎌田八郷」の総社は十五世紀に現甲府の宮原⁽¹⁾にあつた。「八郷」は宮原を含めての隣郷を指したと思われているが、それは一方上述の如く旧市川莊の中心部に当たる。鎌田と市川の関係は新たな問題を提起する。鎌田莊出現から市川莊が史料上の姿を消した事実を無視することはできない。鎌田は改名した市川であつたのだろうか。しかしそうであれば一一三七年の寄進は必要あつたのであらうか、という質問もわいてくる。

「鎌田」という名にも注目したい。宮原周辺には鎌田川があるが、地名は本当にこの川に由来するのであらうか。川三つ向こうにも「鎌田」の地名があるが、明らかに鎌田川とは無関係だ。一つは石和町の東油川にあって、もう一つは笛吹川の向こう側の増利（八代

町)にある。小範囲に三つの無関係の同じ字が存在するとは極めて想像しにくい。従って、こちらも鎌田荘の領地に当たったと思う。すなわち、初期の莊園は十五世紀の八歳より広かつた。
なお、「鎌田」という所は全国的に見てもそう多くはない。全日本で約十八ヶ所である。

福島県と新潟県の鎌田は長福寺の領地であったが、長福寺は一六九年に建立された。初見は平賀の鎌田よりずいぶん後になる。一方、伝説によると福島の一つの鎌田は鎌田信治という人和の武士が開発したという。

氏郷県の三江荘は鎌田とも呼ばれたが、松尾社領で、初見は一二八五年。

奈良県の鎌田荘は春日大社の社領であったが、伝説によれば相模國の武士鎌田正清の息子が作った。

一方、甲斐国志も同じ鎌田正清を甲斐鎌田荘の領主と推定するが、この一二三年に生まれた、藤義朝の後の家人が一一三七年、つまり十四歳という驚くべき若さで莊園の開発を成し遂げたことは全く想像できない。それに、正清が甲斐の土を踏んだという伝説さえな以上むろん信頼できる史料も一切ない。

鳥取県と三重県の鎌田にも開発伝説がある。すなわち、領主が自分で鎌をもって田に入つたと主張する。いまでもなくこれは根拠のない話にすぎない。

ところが、鶴田国男氏は次のような興味深い觀察をしたのである。「福島県安積郡豊田村大字成田は、村名を俗に鎌成田とも呼ぶくらいに、有名なる鎌立「かまたて」の棟があった。是が亦村の諱訪明神の神木であったのである。〔中略〕二股の間から鎌の生えた木

だがある。足には鎌石屋たちのみが、宿願に鎌を打ち折る習いがあった。」

「鎌を神木の幹に打ち込む習慣は、今日伝説に残っている各地の物語と統一の物であった、共に諱訪の信仰と深い関係のあることは、大よそ安全に之を推定することが出来る。」

「遠江郡田浦御厨村の鎌田といふ部落では、村の神明様に小兒の蟲付じ願樹をして、九歳になると願果しに鎌を納める習わしがある〔中略〕。地名の鎌田といふのが偶然では無いようだから、多分此俗習には一つ前の形があつたのである。然州にも子供の蟲切鎌を授ける信仰は折々ある。」

柳田氏の説明は確かに面白いが、疑問が残る。先ず、「鎌田」という地名と諱訪信仰の関係は認めにくい。長野県の唯一の鎌田は松本市にあるが、群馬県の鎌田城の様なことではないであろうか。鎌田城は甲斐武田氏の家臣真田昌幸が作った城であるから、おそらく彼がその地名を甲斐の鎌田地方から移したと思う。鎌田地方に領地を持つていた小笠原家もそうであったかも知れない。

しかし、柳田の觀察は正しい方向を指していると思う。氏が例に挙げた遠江の鎌田御厨(初見康和四「一〇二一年」)は伊勢神宮領であった。

伊勢国一志郡の鎌田御厨も勿論そうであった。

なお、伯耆田八幡宮(現在の鳥取県東伯郡)には伊勢郷があつたが、現在三河町實茂村の大字である鎌田がその一部であつたと思われる。伊勢郷は明らかに伊勢神宮の領地であった。

また、高知県春野町西分には古い伊勢神社があるが、近くに鎌田という小字も残っている。それは偶然であろうか。

更に、前述の松本市の鎌田の辺にも伊勢町がある。

最後に、甲斐の場合はどうであろうか。

伊勢神宮の御厨は石和があった。上述したように、石和町の東油川に鎌田という小字が残っている。それもまた偶然とは思えない。伊勢神宮が石和御厨をいつ作ったか不明だが、当宵は甲斐守藤原惟信を「一〇〇年に「無礼」のために訴えたからその時は既に甲斐國との結び付きがあったことが分かる。

姑論してみよう。「鎌田」という所はほとんど例外なくあるいは明らかに神社（または仏閣）領であり、あるいはその近くにあった。特に伊勢神宮との関係が目立っている。次のように解釈できるのではないかと思う。

・この地名は社領に關係ある。

・「鎌田」の元来の意味は、「神田」＝「かみた／かまた／かんだ」であったと思われる。（つまり、社領の神田を指す。）

・特に多い伊勢神宮系の「鎌田」という所の母体になつたのはおそらく伊勢国鎌田御厨であろう。

そうして見れば、一三七六年の甲斐國鎌田荘の背景にはおそらく旧市川荘のみならず、他の神社の領地も含まれていたと思う。特に伊勢神宮の石和御厨との関連は注目すべきであろう。武田信義とその一族が治承四（一一八〇）年に居住を逸見山から石和御厨に移したのはその証拠となる。

なお刮目すべきことは鎌田荘と八代荘の關係である。八代荘の加納地長江の直ぐ前に前述の増利がある。そこは「鎌田」という二ヶ所があるので、おそらく鎌田荘の一部であった。「増里」という地名が新しく開発された里を指しているように莊園のこの辺の進展は

開発によつていたのであろう。

更に、九九年の法勝院の市川荘日鑑に八代都田地が載つていて、それは西条六鬼の「治尾」と八条三里の「蓼井」であった。御坂町と八代町の間に「竹居」という大字があるが、それは「竹井」または「建居」とも書く。「蓼井」も「建居」も発音が同じく「たてい」である。市川荘の旧領地はこの辺にあったと思う。それから八代荘の一部になった。

最後に山梨市市川・小原・神内川と市川荘および八代荘との関連がある。前に指摘した「安出」／「安多」は一方では市川荘に渡された義清と、その息子の名字の地で、またもう一方では、八代荘の加納地でもあった。義清がそれを支配していた時は市川荘に付属し、義清の死後は新八代領になつたのではないかだろう。

結局、八代荘と鎌田荘の繋がりは否定できない。ほぼ同時に成立し、この二つの莊園は市川荘に代わった。旧市川領は開発と田畠の領地、笛吹川の両岸に沿つた新田開発（または隣の莊園（御厨）との領地交換）によって一円化されたが、同時に二つの新しい莊園に分けられた。そうして市川荘は鎌田・八代荘へ移行させたのは土著中の義清らであったとしか考えられない。

配流と土著

甲斐國に流された義清が莊園の下司もしくは國守の目代になつたという説があるが、配流は罰の一種なので任職は認めにくい。むろん祖先の新羅三郎義光の時代からの縁によって市川に流されたのだと思う。義光の長男義業の母は「甲斐守友実」の娘だったというが、そういう國守は、切知られていない。おそらく一〇九・一〇

九八年に見える甲斐守藤原行実のことと思われる。一方、義光が建立したと伝えられる甲斐の神社仏閣も数多く残っているが、別荘も一、二軒ぐらいは建てたのではないか。

豪族の別荘が莊園になった例は沢山あるが、ここでは下野國の足利家の例を挙げたい。

源義国は一一五〇年に家来の乱暴によって妻の地元の足利別荘に流された。妻の親戚の藤原豪族の援助を得、別荘を莊園に広げてそれを鳥羽院の安楽寺に寄進した。長男の義康が足利莊を受け継ぎ、次男の義重は勝國の上野で新莊園の新田を開拓した。こうした土着のパターンは甲斐源氏の歩みに非常に似ていると思う。

甲斐源氏も流界に逃れ内親ゆかりの地に入った。莊園などの官職は最初になかったが、市川荘

領内にあった別荘から直ちに新莊園の開拓に努めた。父義清と子清光は早期から莊園の所有を二つに分けたようである。旧市川荘は解体され、鎌田荘および安田・市川大門「後の青島莊」の旧市川荘の加納地は安田開拓者義清と義定の支配になった

のに対し、八代莊（旧市川荘の八代郡での領地を含めて）と逸見は清光の領地になった。そういう点でも足利・新田氏に似ている。但し、これらのが領地は安田氏の滅亡によって一につながった。

なお、逸見は清光の根拠地であったが、猪の耕作よりむしろ甲斐の黒駒の飼育が目的であった。

つまり、古代の御牧と関わっていた逸見牧を開發もしくは支配していたので、逸見冠者と呼ばれ

た。長男の光長も逸見と名乗ったが、次男の信義は武田と名乗った。彼は一二七八年に常陸國武田郷に生まれたが、逸見牧から南に下って、武田の武田を作った。

信義の館と関係がありそうな地名は残っているが、実際に信義の時代までさかのほるか否か言明できない。残念ながら考古学的な調査はまだ行われていないが、一応式田信義館の想像図ができると思う（第2図）。

五崎市で最近発掘された弥生前期の水田跡が示すように、この地方は極めて古い時代から耕作されていた。信義の前に既に開拓があった可能性がある。なお、館の直ぐ傍には「鶴塚」という地名が残つ

第2図 武田信義館の想像図



ているが、「甲斐國志」が指摘したように、もともと「和爾館」だった

のだろう。九六九年の市川莊の一つの田地も「和爾館」といったが、和爾氏は大和の有力氏族で後に春日と名乗った。史料には載っていないが、この和爾氏が古代の甲斐國にも移ってきた可能性がある。「春日」という地名も所々見える。

今後の武田研究の課題はまだ沢山残っているが、特にこの類の本格的な研究が必要と思う。信義館は平安末期・鎌倉初期の典型的な武士の家の姿をしている。居住と農業根拠地の館、それを囲む直營田と庭、それを守る堀、川と山、山の上の要害城、そして氏神ならびに菩提寺を合わせて當時の武士の「家」が再現される。

甲斐源氏は逸見、石和、最後に鷹岡ヶ崎の館を本拠にしたが、土着時期の思い出はこの武田信義の館と結び付いていた。信玄は一五四一年に父信虎を追放し武田の總領となると直ちに高崎の武田八幡宮を修理させたことはこれを見せていている。

さて、結論してみよう。甲斐源氏の土着の努力は元々常陸國で失敗に終わって、一二三一年から甲斐国でついに成功した。市川莊を出発点とし、義清と清光は鎌田莊と八代井の成立に努めた。最初は先住民の助けを得たであろうが、その後西領などの問題を巡って國守と在序官人——すなわち他の豪族——と争つたようである。果たして義清らの所領が段々広がってくるにつれて政治的実力も上がった。土着開拓の半世紀後、「甲斐源氏」の武土團は東国武士の有力な一族になったのである。しかし「武土團」は一つの「大きな家」ではなく、義清と清光の子孫が建てた分家の連合であった。武田家は戦国時代に本格的な宗家と總領になるまで古戦したが、信玄が自分の役目を「大工」に例えたのはもう一度「屋形造り」の重要性を示す

たかったのである。

注

(注) この論文を讀んで故東京大学教授水谷昭先生の思い出に捧げる。

(1) 品四

(2) 品十六

(3) 石井進『中世の武士団』、小学館一九七四年一二五二二。

○頁

(4) 『甲府市史』「甲史」、史料編I(一九八九年)一〇〇号

(5) 志田『勝田市史』(一九七八年)一六頁

(6) 石井、同上一六八頁

(7) 同上一六六頁(常陸平の系図)。しかし石井氏は清幹の娘

と義清の兄義業との縁結びを考えている。だが、続群書類(卷百二十二)の「武田系図」「武系II」によれば、義清の母

は、「常陸の田住人鷹島清幹娘」であった。

(8) 甲史I、第一〇〇号

(9) 『山梨県の歴史』(一九九〇年)八八頁

(10) 「四二二六頁

(11) 十世紀の和名類聚抄の郡名の記録には「武田」がない。

(12) 『尊卑分脈』と續群書類(卷百二十一)の「武田系図」「武系I」

は義清の兄(佐竹義業)がなぜ共に流されなかつたか理由も明らかではない。

(13) 甲史I、第七三号

- (14) 「条里地割」『市史編さんだより』第八号（一九八七年九月）七頁
- (15) 「延喜式」卷九
- (16) 甲斐庄歴考古学研究会編『古代甲斐國の謎』（一九八五年）二二三～二四頁。異説あり。
- (17) 「武田氏と甲府」『甲府市史研究』第五号（一九八八年九月）一～七頁
- (18) 中史I、第一・七六号
- (19) 同上第一九二号
- (20) 「条里地割」、同上
- (21) 「山梨県」『日本地名大辞典』（角川）「地辞」一九（一九八四年）一一一頁
- (22) 武系II
- (23) 同上
- (24) 地辞八〇〇頁
- (25) 群書類従第四六三（雜記）
- (26) 地辞八〇三頁。異説あり。
- (27) 水原慶一編『中世史ハンドブック』（一九七三年）「〇八八」三〇九頁
- (28) 地辞八〇三頁
- (29) 甲史I、第一〇一号
- (30) 藤井純夫「東国武士の基盤」（藤井泰彦編『征國の世界』〔一九八三年〕三三～六八頁）二九頁より
- (31) 小野栄大『中世庄園の歩み』（一九八一年）一〇七頁より
- (32) 甲史I、第一六二号
- (33) 同上、第七一九二号
- (34) 地辞一六二
- (35) 八頁参照
- (36) 地辞二六一頁
- (37) 金井弘夫編『日本地名索引』、アボマタ社（一九八一年）より
- (38) 「角川日本地名大辞典」二四・「重県」（一九八三年）二二二一頁と同二・鳥取県（一九八一年）二二二三頁参照
- (39) 「定本柳田国男集」第二二卷、集學書房（一九六一年）二五〇頁
- (40) 同上、一四四頁
- (41) 同上一九二頁
- (42) 「群馬県の地名」『日本歴史地名体系』一〇、平凡社、一九八七年八・九・頁参照
- (43) 「角川日本地名大辞典」二二・静岡県（一九八一年）三〇〇頁参照
- (44) 同一・鳥取県（一九八二年）一・二・三・二三七頁参照。
- (45) 甲史I第一〇九号（吾妻鏡より）
- (46) 地辞七三・九頁
- (47) 同上五一一頁
- (48) 地辞九七頁はそれを「あた」と読むが、「安多」という所は全国を通じて他にない。鹿児島には「阿田」「あた」があり、沖縄には「安田」「あだ」がある。（「日本地名索引」、同上）が、甲斐からずいぶん離れた例である。常識的にいえば「安多」を「やすた」と読むとしたか考えられない。

(49) 清雲俊元氏などの説によると義定は逸見清光の息子であった。

「甲斐源氏安田義定」（一九八六年）。確かに義定は武田信義と逸見光長（清光の長男達）より六年下だが、義定は相当に独自に活動した。分家した清光に対し、義清は某義定を自分の後継ぎとして養子にもらつた可能性もある。

(50) 同上四三頁参照

(51) 甲史I、第一〇二号（武系IIより）。

(52) 緒序、同上四〇と四二頁より

(53) 山梨市教育委員会作成の「旧跡分布図」と山梨県高等学校教育研究会社会科部会編の『山梨県の歴史散歩』（一九八八年）・六五頁より

(54) 卷四八・古跡部第一

(55) 甲史I、第七三号（九条三里宮原の第一四田地）

(56) 周知のように、『甲陽軍鑑』の著者と伝えられる島坂彈止

の実家は石和の大百姓、春日氏であった。石和には春日屋敷もあったという。また、山梨市は旧名と古「日下郡」「かすかべ」といった。春日町の町名と境川村の「春日山」も関係あるのかも知れない。

「甲斐國志」と『山梨市誌』の岳田＝武田王説には賛成できない。「岳田」の読みは「おかだ」だと思う。また、九世紀始め頃のこの甲斐国守と武田村の関連については証拠がない。

(57) 甲史I、第二六一号

(58) 『甲陽軍鑑』卷二九

（山梨人学留学生 西ドイツ・キール市）

編集後記

◇『甲府市史研究』第八号をお届けします。本号の執筆は市史編さん委員会の方針で外部者に依頼しました。市史研究が新たな視点・手法によって深化することを期待してのことです。

執筆者各位にはいずれも労作をお寄せいたとき厚くお礼申し上げます。

◇渡辺洋子氏には前回（第四号）「宝永期

柳沢家の甲府城殿舎について」につづき

玉稿をいただきました。

卷頭論文「電葉山永慶寺の建築について」

は建築史・宗教史のうえで重要な研究ですが、

はも不明の点が多い、永慶寺の造営と破却

のうちについて、緻密な史料分析と大乗寺・

岸林院・大和郡山など各地にわたる現地調

査の成果をふまえた臨場感溢れる論考で、説得力があります。これまで技術面での検証に立脚した研究は少なく貴重な論究でしょ

う。

◇小曾氏「満州事変期の軍國熱と排外熱—甲府市を事例として—」は県内発行口刊名紙の綿密な紙面分析によっての考察で、当

時の市民の事変觀を再生し、民衆意識の軍

國主義化に、マスメディアがいかに大きくかかわっていたかを、政治・社会面のみならず意識の（文化的）発露ともいえる芸芸・演劇などの紙面をも丹念に調べて、鮮明に指摘出しています。氏には他に山梨をフィールドに民衆意識を考察した論考として、

「満州事変と民衆意識に関するノート—甲府連隊・存続運動を中心にして—」があり、山梨の近代史では未開拓の分野の研究として注目されます。

◇千田氏「要害山城の築造」は、「龍陽」背後の要害山城に幾度か足を運ばれ、木日細かな地表面觀察を通して精緻な圖面を作成して、山城に残る遺構の全容を明らかにし、そのうえで全国各地の事例と比較して、そのうちについて、緻密な史料分析と大乗寺・

武田氏滅亡以降の改修を立証してます。要害

山城の改修は、一条小山の甲府城築城と併行して行われたとの推定は注目されるものでしき。

◇須藤氏「武田遺跡信綱考」はそうした

信綱の關係文書を含めりに分析・研究され、花押・朱印の形態や使用時期、支配や權限

など、武将信綱のあまり知られていない面

を明らかにしています。

◇「承久の乱と甲斐源氏」は、執筆者渡辺

氏のなじみ深い地に、源有雅の墓（甲府市指定史跡）があることにちなんで、まとめてられた論考でしき。こうした研究は地域

を知的・文化的に豊かにします。言わざるがなでしきが、渡辺氏は詩人として知られています。

◇「土着—初期甲斐源氏の屋形造り」の

てます。

吉原清人氏「甲府市善光寺藏『黄光寺如來軒伝』考」はそうした中のひとつで、全

国的にも数少ない中世・近世期の三本の「善光寺如來軒伝」の考察であり、氏がこれまで行った解説研究の一連をなすものでありましょう。本誌を携えて実物を拝観したい衝動にかられます。

◇遠通軒信綱は武田信虎胸像・大井夫人胸像の作者としてつとに知られ、一般に武田家親類の中でも優れた文化人としてのイメージが定着しています。

須藤氏「武田遺跡信綱考」はそうした

信綱の關係文書を含めりに分析・研究され、

花押・朱印の形態や使用時期、支配や權限

など、武将信綱のあまり知られていない面

を明らかにしています。

◇「承久の乱と甲斐源氏」は、執筆者渡辺

氏のなじみ深い地に、源有雅の墓（甲府市

指定史跡）があることにちなんで、まとめて

られた論考でしき。こうした研究は地域

を知的・文化的に豊かにします。言わざるがなでしきが、渡辺氏は詩人として知られています。

ラインハルト・ツェルナー氏はキール大学
大学院生（日本学・博士課程）で、ドイツ・
チューリンゲン地方の君主の家族と甲斐武
田氏一族との支配制度の比較研究のため、
昨年八月から一年間、山梨大学に留学され
ていました。本論考はその間に執筆された
ものです。

◇本号には、力作揃いのこともあって、今
後の研究に役立つ精緻な図版が多数収録さ
れています。

印刷の面で、株式会社少国民社には大変
お手を煩わせました。おかげさまで執筆者
の評判がよく感謝申し上げます。

(高木)

甲府市史研究

第8号

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18-1

☎ 0552 (37) 1161 内線311

発行日 平成2年10月20日

印刷 株式会社 少国民社

(題字 甲府市長 原 忠三)

